

令和4年 第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

令和4年6月10日～令和4年6月14日

熊本県甲佐町議会

令和4年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月10日（第1号）

出席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について （専第3号 甲佐町税条例等の一部を改正する条例）	5
日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について （専第4号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	8
日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について （専第5号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第11号））	11
日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について （専第6号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））	15
日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について （専第7号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号））	17
日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について （専第8号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号））	18
日程第11 報告第3号 令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の 報告について	20
日程第12 報告第4号 令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	22
日程第13 報告第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報 告について	24
日程第14 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	25
散会	26

○6月13日（第2号）

出席議員	27
本会議に職務のために出席した者の職氏名	27
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	27

開議	29
日程第1 一般質問	29
散会	84

○6月14日（第3号）

出席議員	85
本会議に職務のために出席した者の職氏名	85
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	85
開議	87
日程第1 議案第36号 甲佐町企業立地促進条例の制定について	87
日程第2 議案第37号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について	94
日程第3 議案第38号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	97
日程第4 議案第39号 権利の放棄について 動議 権利の放棄に関する審査特別委員会設置、議案の付託	99
日程第5 議案第40号 町道の路線認定について（グリーンセンター線）	108
日程第6 議案第41号 町道の路線認定について（尾ノ上一丁田線）	110
日程第7 議案第42号 町道の路線認定及び廃止について（県道八丁線）	111
日程第8 議案第43号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）	113
日程第9 陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について 権利の放棄に関する審査特別委員会に付託	120
追加日程第1 動議 議会活性化に関する調査特別委員会設置	121
日程第10 議員の派遣について	122
日程第11 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	123
日程第12 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	123
日程第13 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	123
追加日程第2 権利の放棄に関する審査特別委員会からの 閉会中の継続審査の申し出について	124
追加日程第3 議会活性化に関する調査特別委員会からの 閉会中の継続審査の申し出について	124
閉会	126

6月10日（金曜日）

令和4年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和4年6月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 6月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月10日 午前11時46分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理 恵 子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴 美 代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9番 福 田 謙 二 4番 鳴 瀬 美 善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
(専第3号 甲佐町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
(専第4号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
(専第5号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
(専第6号 令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
(専第7号 令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
(専第8号 令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 日程第11 報告第3号 令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第12 報告第4号 令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第14 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、令和4年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今期定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番、福田謙二議員、4番、鳴瀬美善議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和4年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る6月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、会期を本日6月10日から14日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、承認案件、報告案件、同文議決案件の審議、11日及び12日は、議案調査のため休会、13日は一般質問、14日は条例案件、権利の放棄案件、町道の認定案件、令和4年度甲佐町一般会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいま本田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの

本田委員長の報告のとおり、本日6月10日から14日までの5日間と決定いたしました。

承認第2号から承認第7号までの専決処分^{（注）}の報告及び承認について、報告第3号から報告第5号の繰越計算書の報告について、議案第35号熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更について、議案第36号から議案第38号までの条例の制定について、議案第39号権利の放棄について、議案第40号及び議案第41号の町道の認定について、議案第42号町道の認定及び廃止について、議案第43号令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年の梅雨入りは平年より遅く、九州北部では6月中旬となる見通しということで、今後まもなく梅雨本番の季節となります。本年におきましても、集中豪雨などを想定し、土砂災害や内水氾濫などに対する被害予防対策や、コロナウイルス感染予防に配慮した避難誘導対策など、関係機関や団体、企業などとの連携を図りながら梅雨明けまでは普段にもまして警戒をしていく必要があると考えているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、60歳以上や18歳から59歳までの基礎疾患を有する方々に対して行う4回目のワクチン接種の準備を進めているところでございまして、7月19日からの集団接種開始を予定しているところでございます。

また、ご承知のようにやな場が3年ぶりに新たな体制で営業開始となりました。恒例のやな開きも開催することとしており、本町の夏の風物詩である鮎祭りも7月24日の開催を計画しております。それぞれのイベントにつきましても、コロナ対策を図りながら執り行うことになるとは思いますが、今後様々なイベント等が再開されることにより町に再び賑わいと活気が戻ってくることを期待しているところでございます。

それでは、早速ではありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案しております案件は、承認案件6件、報告案件3件、同文議決案件1件、条例案件3件、権利の放棄案件1件、町道の認定案件3件、補正予算案件1件、の

合わせて18件となります。

まず、承認案件につきましては、税条例等の一部改正や令和3年度各会計補正予算にかかる専決処分の報告及び承認の、合わせて6件を、報告案件といたしましては、令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書、繰越明許費繰越計算書、及び水道事業会計予算繰越計算書の報告についての3件を、同文議決案件につきましては、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更についてを、条例案件につきましては、甲佐町企業立地促進条例の制定について、他2件を、権利の放棄案件につきましては、上豊内資源保全会に係る多面的機能支払事業補助金返還金に係る債権の放棄についてを、町道の認定案件につきましては、グリーンセンター線、尾ノ上一丁田線の2路線を新たに認定し、また、県道八丁線を変更認定するために道路法第8条第2項の規定によりご議決をお願いするものでございます。

最後に、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る新規事業の追加や財源内訳の変更、また、4回目コロナワクチン接種事業や、ふるさと甲佐応援寄付金に係る増額補正となっております。

まず、歳出の主なものといたしましては、議会費の議会会議システム工事に3,000万円、総務費のふるさと甲佐応援寄付金積立金に1,000万円、民生費のがんばれ妊産婦応援給付金に500万円、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費に総額で1,348万1,000円、商工費のキャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託料に1,244万7,000円、営業時間短縮要請協力金負担金に512万8,000円、消防費の自主防災組織避難誘導等整備補助金に1,600万円、教育費の電子黒板及びパソコンの備品購入費に合わせて3,651万3,000円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主なものにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種費国庫負担金に919万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1億3,248万7,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に429万円、指定寄付金、これはふるさと甲佐応援寄付金でございますけれどもこちらの方に3,000万円の追加、及び財源内訳の変更等を行い総額で1億8,933万2,000円を追加し、補正後の総額を71億5,812万1,000円といたしております。

以上、今期定例会に提案いたしております各議案について、ご説明申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切なご議決をいただきますよう、お願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第5、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは、承認第2号についてご説明をいたします。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。

専第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴いまして、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町税条例等の一部を改正する条例でございます。甲佐町税条例の一部改正、第1条甲佐町税条例（昭和30年甲佐町条例第49号）の一部を次のように改正する。

以下、第2条まで改正文がかなりございますので、改正の中身につきましてこの議案の最後の方に添付させていただいております説明資料の方でご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは説明資料のほうをお開き願います。承認第2号説明資料でございます。令和4年度地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正要旨。

まず、個人住民税につきましてです。1番の個人住民税における住宅借入金等特別税額控除に係る対応でございます。所得税の住宅借入金等特別税額控除につきまして、今回所得税法の改正によりまして特別税額控除の適用期限が4年間延長されております。

また、特別税額控除の対象などにつきまして、この次の表のとおり見直しがなされたところでございます。今回、特に一般住宅の借入限度額が改正前4,000万円からこちらの2,000万から3,000万に縮小。控除額のほうも1.0%から0.7%に縮小となっております。このような所得税法の改正後におきましても所得税から控除しきれなかった特別税額控除が出た場合に、この控除しきれなかった額については引き続き個人住民税のほうから控除することとするものでございます。この場合の税額の限度額は、所得税の課税総所得金額の5%又は9万7,500円に縮小することとなっております。

次に、2番目の上場株式等の配当所得等に係る申告方式の選択についての改正でございます。上場株式等の配当等に係る配当等所得特定株式等の譲渡所得についての申告方法につきましてですが、これは源泉徴収のみとする場合、それから総合課税として申告する

場合、分離課税として申告する場合のいずれかの申告方法を所得税、個人住民税とでそれぞれ選択できることとなっておりましたが、改正後は所得税と個人住民税とで申告方法を一致させるというものでございます。この改正につきましては、令和6年度分の個人住民税から適用となっております。

この他、個人住民税につきましては給与等所得者の配偶者又は扶養親族が退職手当等を有する場合において当該給与所得者が給与支払者に対してその旨を申告するとの改正などがございます。

次に、固定資産税につきまして3番目になります。負担調整措置の特例でございます。土地についての負担調整措置として、固定資産税の課税標準額の増加の上限額が改正前は評価額の5%以内とされているところですが、今回景気回復に万全を期すためということで、令和4年度の商業地に限ってこの上限を評価額の2.5%以内とするものでございます。

次に、同じく固定資産税4番目でございます。固定資産税の税負担軽減措置等でございます。これは今回の改正で新たに創設されたものとしたしまして、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、都道府県知事が指定した貯留機能保全区域内の土地についての固定資産税の課税標準額を3年間軽減するものでございますが、これは価格の4分の3に軽減することとしております。

この他、固定資産税についての課税台帳閲覧や証明書に表示する納税義務者の住所地について、DV被害者等から申し出があった場合には、住所地ではなく住所に変わる事項を表示する事との改正などがございます。

これらの他につきましては、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項等の改正を行ったものとなります。

今回の改正の要旨につきましては、ご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま課長のほうから説明がありましたとおり、地方税法等の一部改正に伴う地方税条例の改正ということで何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。
本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第6、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは、承認第3号についてご説明を申し上げます。

承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。

専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律。地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴いまして甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。甲佐町国民健康保険税条例（昭和30年甲佐町条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2章第2項、但し書き中63万円を65万円に改め、同条第3項、但し書き中19万円を20万円に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「29万円」に改める。

附則第2項中「65歳以上のもの」を「65歳であるもの」に、「同条中」を「同項中」に改める。

附則施行規則施行期日1、この条例は令和4年4月1日から施行する。

適用区分2、この条例による改正後の甲佐町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税において適用し、令和3年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

承認第3号につきましては、最後の方に説明資料を付けさせていただいておりますが、令和4年度地方税法等の一部改正に伴う国民健康保険税条例の改正要旨でございますが、こちらにあります通り介護納付金課税分以外につきましては、それぞれ上限額を上げるというものになります。

国民健康保険税の課税限度額の引き上げにつきましては、被用者保険におけるの最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合を0.5から1.5%になるように法定化されておりまして、この規定とのバランスを考慮してまた、被用者保険と国民健康保険の保険料負担の公平性の観点などから国民健康保険におきましても、最高等級にあたります世帯の割合を0.5から1.5%に近づくように国のほうで段階的に引き上げられているところであります。

また、高齢化の進展等によって医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況において保険料率の引き上げを行おうとすると高所得者の負担は変わらない一方で、中間所得者等の負担が重くなってしまうということになりますので、このようなことから昨年の社会保障審議会におきまして、基礎課税額の課税限度額を2万円、後期高齢者支援金等課税額を1万円引き上げるといったこととなりまして、今回の改正となったものでございます。本条例につきまして、ご説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今回の限度額引き上げですけれども、どのくらいの方が甲佐町では対象になるのか。また、収入については大体どの程度くらいの方が対象になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 今回の課税限度額の引き上げでどのくらいの方に影響があるのかといったことですが、その部分は毎年所得が違いますので同じような比較が出来ない関係上、分析はいたしておりませんが、今年度6月1日現在の世帯状況で、令和4年度の所得では最高限度額の世帯数が基礎課税額で16世帯、後期高齢者支援金のほうで18世帯、介護納付金のほうで10世帯となっております。

それからこの最高限度額になるような世帯の収入がどれくらいになるか、というご質問でございますが、収入額でなくてどうしても所得金額で所得割が課税されますので、収入金額での分析はなかなか難しい部分がございます。今回、最高限度額の税額になっておられます世帯の所得でいきますと、600万円以上の世帯が対象になっておられるようでございます。ただ世帯の人員などによっても異なりますので、一概にいくらぐらいということとは判断できないと思います。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。今税務課長の言われた通りですが、ただ人員によって

も計算方法は一緒でしょうから、所得については600万円なら600万円以上というのは大体想定がつくと私は思います。それと聞きたいのは介護納付金課税分については今回改正がありませんが、この対象になる人は40歳以上だったと私は認識しますが、なぜ40歳以上の方たちについては介護納付金の改正がないのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それぞれの限度額のいくりにするといったところにつきましては国の社会保障審議会で議論されたところということになりますが、詳細に関しましては分析しておりませんが、介護納付金につきましては令和2年度に1万円ないし2万円の増額がなされております。今回の審議におきましては、介護納付金は改正する必要はなかったということでこのようなことになっていると思います。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 要するにこの3つを足しますと99万円から3万あげるといことなので102万円ということですよ。だから所得600万円以上の方が今後102万円の課税がされるということですかね。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、そのようなことでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 承認第3号「専決処分の報告及び承認について」ですが、内容は国保の限度額の引き上げ改正ですけれども、今回は基礎課税分を2万円引き上げ65万円に、後期高齢者支援金等課税分を1万引き上げて20万円に、合わせて3万円の引き上げということで限度額は99万円から102万円に引き上げるというものですけれども、この限度額引き上げを見ますと平成30年度は4万円、令和元年度は3万円、令和2年度は3万円、と資料を見ますとこの10年間で25万円の引き上げになっています。負担は非常に収入から見ましても重いものというふうに考えます。国保の負担の重さは全体的な昨今の社会状況から見ましても非常に重い負担となっているというふうに思います。町民の皆さんの暮らしを守るためにも全体として法定外繰入を行って国保の引き下げを図るということを求めるとともに、国に対しても公的負担を求めることを求めて反対いたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

承認第3号、専決処分の報告及び承認についてですが、ただいま担当課長のほうから説明がありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律、及び地方税法施行令等の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令によって今回課税限度額の引き上げということでございますが、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第7、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野太君） それでは、承認第4号についてご説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。

専第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第11号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和3年度甲佐町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,205万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,073万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和4年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、町税から22万円を減額し、9億2,201万8,000円としております。3の軽自動車

税です。

款2、地方譲与税に963万7,000円を追加し、7,061万8,000円としております。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税、4の森林環境譲与税です。

款3、利子割交付金に9万5,000円を追加し、39万5,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金に82万4,000円を追加し、182万4,000円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金に289万6,000円を追加し、369万6,000円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金に764万5,000円を追加し、1,064万5,000円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金に281万5,000円を追加し、1,181万5,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款10、環境性能割交付金に165万1,000円を追加し、465万1,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款11、地方特例交付金に721万円を追加し、2,912万8,000円としております。2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

款13、交通安全対策特別交付金から7万1,000円を減額し、82万9,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款16、国庫支出金から3,525万5,000円を減額し、19億6,113万8,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

次のページをお願いいたします。

款17、県支出金に3,447万9,000円を追加し、6億5,706万4,000円としております。2の県補助金、3の委託金です。

款18、財産収入に2,523万8,000円を追加し、2,754万9,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款19、寄附金に1,950万円を追加し、5億1,950万1,000円としております。1の寄附金です。

款20、繰入金から2,519万7,000円を減額し、3億2,837万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、諸収入から158万8,000円を減額し、7,194万6,000円としております。4の受託事業収入です。

款23、町債から760万円を減額し、9億395万4,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額85億2,867万7,000円に、4,205万9,000円を追加し、85億7,073万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 2、総務費に4,369万円を追加し、14億,9,795万6,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費、4の選挙費です。

款 3、民生費から4万1,000円を減額し、22億8,477万8,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款 4、衛生費から84万円を減額し、6億7,805万3,000円としております。1の保健衛生費です。

款 5、農林水産業費から75万円を減額し、3億85万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款 6、商工費から次のページの款10の災害復旧費までは財源内訳などの変更となっております。

歳出合計、補正前の額85億2,867万7,000円に4,205万9,000円を追加し、85億7,073万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債に240万円を追加し、5億6,490万円としております。

緊急自然災害防止対策事業債から10万円を減額し、990万円としております。

緊急浚渫推進事業債から100万円を減額し、470万円としております。

公営住宅建設事業債から40万円を減額し、1億1,000万円としております。

災害復旧事業債から850万円を減額し、4,980万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

本補正予算は主に、令和3年度の歳入の各科目の額の確定に伴います。それによる予算の最終調整をしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 12ページですけれども、住民税非課税世帯等の臨時特別給付金事業で1,600万円の減額になっていますが、大きい数字ですがその理由についてお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業についてお答えいたします。令和3年度分の非課税世帯に対しての給付金事業ということで、当初給付金として2億円ほど予算を計上させていただきましたが、令和3年度の実績見込みとして非課税世帯と家計急変の世帯を見込んだところで1,560万ほどの減額となりました。なお、3月中にお支払いが見込めないものについては後ほど出てくるかと思っておりますけれども、繰越ということで7,900万円ほど令和3年度の事業を翌年度に繰り越した形で事業をさせていた

だくというふうに考えております。令和4年度についてはまた新たに予算編成というふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 家計急変については申請時期がありますのでまだ申請が出てくると思いますが、今時点でその状況はどうですか。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 現在の申請状況等についてお答えします。3年度分として申請を受け付けている世帯が1,376世帯ございます。そのうち振り込みが済んでいる世帯が1,354世帯、これは5月の13日現在の使用ですけれども振り込みが済んでおります。それ以外の世帯について未申請の世帯が11世帯ございましたので、その世帯については電話や電話連絡がつかないところは訪問等をして、申請のサイトの説明や申請をされるかどうかとそのあたりの確認をさせていただいております。以上になります。

失礼しました。先程申し上げましたのは非課税世帯も含めて1,376世帯となっております。このうち家計急変の世帯については、受け付けている世帯は6世帯となっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番田中です。関連するところでよろしいでしょうか。

コロナ関係の給付金、補助金とかございますが、山口県阿武町でコロナの臨時特別給付金誤送金がありました。甲佐町においてこういう送金等のミス、例えば民間とかへの支払いもあると思いますが、お金の大小に関わらずそういうことはないでしょうか。

○議長（宮川安明君） 会計管理者。

○会計管理者（渡邊友美君） 誤送金についてのご質問ですけれども甲佐町において金額の誤りについての送金はございませんでしたが、過去5年間を調べると支払いの相手方の誤り、誤って支払いを行った件はございました。いずれも商店様や法人様に対するもので、金額は少額のもので速やかにご返金をいただいております。こういった誤りがありますと先ほど言われましたように大きな事故につながることになる恐れもございますので、今後においても会計処理が適切に行われますようチェック体制を強化していくなど内容審査をより慎重に行って参りたいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、ただいま課長のほうから説明がありましたとおり、4,200万円の追加補正ではございますけれども、令和3年度の歳入による予算の調整及び財源内訳の変更ということで何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第8、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 承認第5号についてご説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第6号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分とする。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

次の次のページをお願いします。

令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,685万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,015万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

令和4年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款3、県支出金から2,601万2,000円を減額し、11億2,106万円としております。項1、県補助金です。

款6、繰入金から84万円を減額し、1億6,278万6,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額15億8,700万8,000円から2,685万2,000円を減額し、15億6,015万6,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款2、保険給付費から2,081万7,000円を減額し、11億265万8,000円としております。項1、療養諸費、項2、高額療養費、項4、出産育児諸費です。

款8、予備費から603万5,000円を減額し、3,816万9,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額15億8,700万8,000円から2,685万2,000円を減額し、15億6,015万6,000円としております。今回の補正は、歳出におきましては、県支出金でありますところの令和3年度普通交付金の額確定に伴う県補助金と、出産育児諸費の減額に伴う一般会計繰入金の減額。歳出におきましては、普通交付金の額確定の基礎となる保険給付費の減額が主なものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いします。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい7番。承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、令和3年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、ただいま課長の説明にありました通り、主なものが保険給付費の減額に伴う減額補正でございますので、何ら異議無く賛成いたします。

○議長（宮川安明君）これで討論を終結します。

これから、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案通り承認する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）異議なしと認めます。

よって、本案は原案通りに承認する事に決定いたしました。

日程第9 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君）日程第9、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君）承認第6号についてご説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

次の次のページをお願いします。

令和3年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところにより
ます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億325万6,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款2、分担金および負担金から6万6,000円を減額し、25万9,000円としております。

項1、負担金です。

歳入合計、補正前の額16億332万2,000円から6万6,000円を減額し、16億325万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款4、地域支援事業につきましては、財源内訳変更によるもので、補正額は0円としております。項2、介護予防生活支援サービス事業費です。

款8、予備費から6万6,000円を減額し、2,014万1,000円としております。項1、予備費です。

歳出合計、補正前の額16億332万2,000円から6万6,000円を減額し、16億325万6,000円としております。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、県の蔓延防止等重点措置適用期間に地域支援事業を一時中止した事等による利用者負担金の収入減額、これに伴いまして歳出における介護予防生活支援サービス事業費の財源内訳を変更するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君）これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君）4番です。承認第6号、専決処分の報告及び承認について。

令和3年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますけれども、説明もございました通り、歳入におきましては地域支援事業利用者の負担金、実績でしょうけれどもこれによる減額、合わせまして歳出につきましても同事業につきましても財源内訳の変更という事でございますので、何ら異議無く賛成いたします。

○議長（宮川安明君）これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案通り承認する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）異議なしと認めます。

よって本案は原案通り承認する事に決定しました。

日程第10 承認第7号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君）日程第10、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 承認第7号についてご説明を申し上げます。

専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。

令和4年6月10日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第8号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和4年3月31日、町長名です。

記、1、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）です。

次の次のページをお願いします。

令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,110万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和4年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料から27万1,000円を減額し、1億105万4,000円としております。項1、後期高齢者医療保険料です。

款4、繰入金から4万1,000円を減額し、5,381万1,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

款6、諸収入から50万5,000円を減額し、404万1,000円としております。項4、受託事業収入です。

歳入合計、補正前の額1億6,192万6,000円から81万7,000円を減額し、1億6,110万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費ですが、財源変更のみにつき補正額は0円としております。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金に110万5,000円を追加し、1億5,568万8,000円としております。項1、後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から43万円を減額し、385万8,000円としております。項1、健康保持増進事業費です。

款5、予備費から149万2,000円を減額し、16万5,000円としております。項1、予備費

です。

歳出合計、補正前の額 1 億6,192万6,000円から81万7,000円を減額し、1 億6,110万9,000円としております。今回の補正につきましては、健康診査事業に係る年度分請求額確定に伴います事業費の減額及び受託事業収入の減額、また過年度分清算により後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

承認第7号、専決処分の報告及び承認についてですが、令和3年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の81万7,000円の減額補正でございます。何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案通りに承認する事に決定しました。

日程第11 報告第3号令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第11、報告第3号「令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野太君） 報告第3号についてご説明いたします。報告第3号、令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第150条第3項で準用する第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、事業名、2、林業施設災害復旧事業、支出負担行為額588万5,000円、左の内訳、支出未済額588万5,000円、翌年度繰越額588万5,000円、左の財源内訳としまして、未収入特定財源が県支出金が505万5,000円、地方債が70万円、合計の575万5,000円です。一般財源が13万円です。

説明につきましては、令和2年豪雨により被災した林道山ノ神線の復旧着手後、令和3年5月豪雨により本線の起点側が被災し、本施工箇所への車両及び材料の搬入が困難となった。起点側の復旧完了後でなければ工事を再開することが出来ないため、令和3年度中の工事完了が出来なかったことによるものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今説明がありました林道山ノ神線というのはどこになるのか教えてください。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えします。林道山ノ神線の位置につきましては、龍野の上早川地内になります。田代に向かっていくところから入ったところが起点になって的林道となります。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。この説明を見ますと、令和2年の豪雨によってこの林道が被災しました。着手には令和3年5月豪雨によって起点側が壊れて行けなかったということで、その間のタイムラグというか半年か1年か現場に行けなかったとするならば、令和2年に豪雨を受けた箇所については増派などの被害はなかったのかをお聞かせいただけます。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えします。まず今回の事故繰越しの箇所につきましてはですけれども、おっしゃいました通り令和2年の豪雨で災害しております。

その後、災害査定を受けまして、令和3年の2月に契約を行っております。

その後、工事の方に入られて令和3年の5月豪雨で全部起点側が流れたというところで一切車両の進入は出来なくなりました。議員ご承知の通り令和3年も今度補助災害の対象となりますので、その災害査定等が令和3年の12月でございますのでその間は復旧工事ができないということで、一応その箇所について完全に流れておりましたけれども、仮想的に人が通れるような感じで通路を作られて、そこで現地の方まで機械等は行けません人が行けるような状況で確認をしておりますが、その間についての若干のその法面の崩れとかございますけれども大規模な増派はいたしていないような状況でございます。以上で

す。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「令和3年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第12 報告第4号令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第12、報告第4号「令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野太君） 報告第4号についてご説明いたします。

報告第4号、令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でさせていただきます。

款2、総務費、項1、総務管理費、事業名が甲佐町国土利用計画策定事業、翌年度繰越額が503万3,000円です。同じく、地籍調査事業884万5,000円、項3、戸籍住民登録費住民記録システム改修事業264万円。

款3、民生費、項1、社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業7,967万2,000円、項2、児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援給付金事業60万2,000円。

款5、農林水産業費、項1、農業費、タブレット購入事業24万円。同じく、農道西幹線跨道橋改修事業2,000万円、同じく、防災重点農業用溜池看板設置事業2,800万円。

款6、商工費、項1、商工費、観光パンフレット作成事業220万円、同じく、新型コロナウイルス感染症対策やな場環境整備事業173万5,000円。

次のページをお願いします。

款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路新設改良工事3億9,574万1,000円、項4、住宅費、住宅使用料等滞納整理事業40万8,000円、同じく、町営住宅建替事業1億7,722万4,000円、同じく、宅地復旧補助金110万円。

款8、消防費、項1、消防費、田原地区消防格納庫整備事業1,618万3,000円、同じく、糸田地区消防格納庫整備事業826万3,000円、同じく、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所用備品購入事業471万9,000円。

款9、教育費、項5、保健体育費、総合運動公園整備事業6,419万9,000円。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業5,540万円、同じく、林業施設災害復旧事業1,090万8,000円、項2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業1,389万円、合計の翌年度繰越額が8億9,700万2,000円となります。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番甲斐です、総務費の中で甲佐町国土利用計画策定事業、503万3,000円が翌年度繰越になっておりますが、現在までの作成の進捗状況、それから今後の策定予定の時期についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 国土利用計画策定事業につきましては、8月に委託契約を結びまして、現在関連資料の収集、また現状の把握も終わりました住民アンケートのほうも取り終わりました、現在委託業者から案として4点ほど上がってきております。それを今精査中で担当課と協議をしながら今中身を見ているところです。これから担当課との会議、また町の企画会議を経た後に策定ということになりますので、今予定としては9月末までの策定というところで委託業務を進めているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そのアンケートはどういった形なのかお尋ねいたします。それと地籍調査事業は県支出金と一般財源と書いてありますが、これは国の負担などはないのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 国土利用計画のアンケートのほうからご説明いたします。アンケートにつきましては、町内在住者ということで1,000名の方を抽出いたしましてアンケートを実施いたしました。回収は今443名の回答があったということになります。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 地籍調査事業の事業費の歳入の内訳ということでございますが、884万5,000円のうちのおよそ半分が国費ということになります。残りの半分以上を町と県ということでございます。国が半分です。よろしくお願ひいたします。

申し訳ございません、ご説明が漏れておりました。国2分の1、県4分の1を県を通してくるということで、こちら県支出金としております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 溜池看板設置事業ということで2,800万円繰越されている訳ですがこれは何カ所分のことか、また次の観光パンフレット事業は何枚程作成をするのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは防災重点農業用溜池看板設置事業についてお答えいたします。この看板の設置につきましては、県が指定しております防災重点農業用溜池28カ所分ということになります。以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 観光パンフレット事業につきまして、部数は2万部を予定しております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 看板は非常に高額だなと1カ所分についても思いますが、1カ所についていくつも看板を建てられるのか、ぼんと1カ所なのかそこら辺はどうですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それではお答えします。2,800万ということで28カ所です。1件当たり約100万円で予算計上しておりますが、この100万円は国のほうが想定された1件当たりの金額ということになります。実際は100万よりも落ちるであろうということで想定はしております。溜池1カ所に当たり1枚というところで、今対象地域のほうに配布しております溜池のハザードマップ、そこを看板のほうに全て移したところで、設置場所については溜池、もしくは人が集まる公民館等というところで今設置場所等についてはその区長さんと協議をしている状況でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第4号「令和3年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程13 報告第5号 令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程13、報告第5号「令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてです。地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書です。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

以下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、幸野橋配水管布設替工事、翌年度繰越額が300万円です。説明としましては、幸野橋架け替え工事の繰越しに伴いまして水道管の布設替工事につきましても繰越して事業を行うこととしております。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第5号「令和3年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第14 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案第35号「熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野太君） 議案第35号について、ご説明申し上げます。

議案第35号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について。地方自治法第286条第1項の規定により熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。熊本県市町村総合事務組合格約の一部を次のように変更する。別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附則、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合格約の規定は令和4年4月1日から適用する。

提案理由につきましては、熊本県市町村総合事務組合格約の一部を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりこの議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。ということです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐です。議案第35号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてでございますが、ただいま担当課から説明がありました通り、小国町外ヶ町公立病院組合の名称の変更ということでございますので、何ら異議無く賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第35号「熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について」を採決いたします。本案は原案通り決定する事にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案通り可決されました。

○議長（宮川安明君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日11日及び12日は議案調査のため休会、13日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時46分

6月13日（月曜日）

令和4年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和4年6月10日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 6月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月13日 午前15時26分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 畑 公 孝 議会事務局書記 後 藤 理 恵 子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 北 野 太
企 画 課 長 古 閑 敦	地 域 振 興 課 長 荒 田 慎 一
くらし安全推進室長 永 井 恒 一	税 務 課 長 奥 名 雄 吉
環 境 衛 生 課 長 白 石 亨	住 民 生 活 課 長 橋 本 良 一
健 康 推 進 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 宮 崎 貴 美 代
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 渡 邊 友 美	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 吉 岡 英 二
社 会 教 育 課 長 後 藤 喜 治	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 北 野 太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9番 福 田 謙 二 4番 鳴 瀬 美 善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。また、傍聴者におかれましても、マスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は6名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番（鳴瀬美善君） それでは、皆さん、おはようございます。本日の質問につきましてもマスク越しでございますので、なるべく大きな声で質問をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、私の一般質問について通告書により質問をさせていただきます。今回は三つの事項について質問をさせていただきますが、主に子育て支援や子どもの見守りなど少子化対策に視点を置いた質問の構成といたしております。趣旨をご理解いただき答弁方よろしくをお願いいたします。

それでは、最初の質問でありますけれども、公園の管理と公共トイレの設置についてでございます。1番といたしまして、町が管理、委託管理を含めた公園の利用状況について、本質問につきましては資料の提供をいただいておりますので、公園の名称、所在地、年間利用者数、管理費用等について担当課の説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、資料に基づきまして公園の利用状況についてお答えいたします。

資料には主だった公園を一覧表として整備をさせていただいておりますので、その資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、中甲橋グリーンパークですけれども、緑町地内にありまして、3年度の利用人数につきましては55人ということになっております。これについては、トイレとしましては、

仮設トイレがあるようなかたちにしております。3年度の経費といたしましては、58万8,266円というかたちになっております。

続きまして、やな下公園ですけれども、豊内地内にありまして、年間利用者が500人、トイレはあります。また、この費用としまして4万494円というかたちになっております。これについては、今年度4年度からはやな場共同体にて管理をお願いしてるところになります。

あと、竜野川河川自然公園ですけれども、上早川地内にありまして、年間利用者が1,000人、トイレにつきましては公共用トイレというかたちで造らせていただいております。年間の管理費用といたしまして、33万1,752円ということで、管理については竜野地区環境施設管理組合に管理委託を行っているところになります。

あと、公園ではありませんけれども、熊本甲佐総合運動公園というかたちで、有安と船津地内にあります。年間の利用者数が2万3,989人になります。トイレもあります。これの管理費用、3年度ですけれども、2,694万8,000円というかたちで、これにつきましては、管理については備品購入もされてますので、それも含んだところで金額を計上させていただいております。

続きまして、安津橋健康広場ということで、ヘリポートの部分をうちのほうで貸し出してありますが、使用者が120名、トイレはありません。管理費用も0円になっております。

麻生原きんもくせいの公園で麻生原地内ですけれども、年間が300名の利用でトイレも整備をしております。管理費用といたしまして8万8,256円というかたちで、麻生原区のほうに管理をお願いしているところになります。

麻生原運動公園といたしまして、麻生原地内にあります年間利用が2,019人、トイレは仮設のトイレがありまして、管理費用が3万8,060円というかたちになっております。

津志田河川自然公園につきましては、津志田地内にありまして、年間利用者が4万5,141人ということで、トイレも整備をしております。年間の管理費用といたしまして195万8,273円というかたちになっております。これについては緑川漁業協同組合に清掃、パトロール等の委託を行っているところです。

最後に、白旗環境整備広場ですけれども、白旗地内にありまして、利用者が630名、トイレはありません。管理費用といたしまして60万円となっております。この管理につきましては上益城農業協同組合、また古閑区のほうに管理委託を行っているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。説明ありがとうございます。今、資料の中を目を通しましたけれども、やはり、非常に利用者数が多い公園、また、少ない公園とものすごい差が出てきているような感じを見受けられました。そのような中で、現在、利活用と言っているのか分かりませんが、やっぱり施設の、それぞれによって利用者数がやっぱり大きく開きがあるということをもって利活用されていないと言っているのか分かりませんが、

その施設の今後の管理や利用の方向性について担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、利活用と、また今後の管理や利用の方向性についてお答えをさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり利活用がされていないという公園は、担当課としてはないと思っておりますけども、利用者数ではやっぱり差が出ている状況であります。ただ、コロナ禍の状況を考えれば利用については問題ないものと考えているところでございます。

今後の管理や利用の方向性についてですけども、利用についてはそれぞれの公園に合った有効利用を検討し、その内容を町のホームページ等で周知していくことで利用者の増につなげていきたいというふうに思っております。管理につきましては、多くの方に利用していただくために公園内の除草を含めた環境美化に努めていくことが重要であると考えていますので、地元等に除草等の管理を委託している公園を除いての除草等の、町が直接行っていくのではなく、除草作業を含めた新たな管理体制を検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。説明の中でですね、利用者の多い、特に津志田河川自然公園につきましては私も通りかかって見ることもあるんですけど、現在キャンプ志向の高まりもあってですね、休日ともなると多くの利用者の方が家族連れで利用されておられます。甲佐町の知名度アップや町の振興にもつながるものであると認識はいたしておりますけれども、小さな子どもさんたちが遊ばれてるというか、あまり、そういった子どもさんたちの数はですね、あんまり多くは見受けられないと私は感じております。その中で利用者の少ない中甲橋グリーンパークですね、中甲橋公園なんですけども、これを例に取りますけれども、以前は子どもさんが遊べる遊具もあってですね、小さな子どもさんたちが遊ぶ姿を私も見受けておった記憶がございます。現在は利用される方も非常に少ないということでございます。

このような状況を踏まえ、2番目の質問といたしまして、子どもが遊べる公園の整備についてでございます。近隣町を例に挙げますけれども、御船町におきましては上益城消防署の北側に子どもが遊べるふれあい広場公園、また、嘉島町におきましても総合グラウンドのエリア内に公園が整備され、同じく遊具もあり多くの子どもさんたちの姿を見ることができました。甲佐町でもこのようなかたちの新たな公園の整備について計画等はないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、新たな公園の設置についてお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり御船町や嘉島町には大型遊具を設置した公園があるのは認識を

しております。また、中甲橋グリーンパークに遊具が設置されてもいました。中甲橋グリーンパークの遊具につきましては、約10年前に撤去されています。撤去の理由としましては、大雨等による公園内での土砂流出で遊具の故障や老朽化による使用時の事故防止を考慮したという結果でなっておるところでございます。

また、新たな公園の設置につきましては、現在、町としましては計画をしておりません。本年度末に完成します総合運動公園を子どもたちの新たな遊び場として考えております。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、それぞれの公園に合った有効利用を示すことで子どもの遊べる場所の確保につなげていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ただいま、課長の答弁の中にもございましたけれども、総合運動公園内に計画が予定されている多目的広場のお話が出ましたけれども、その多目的広場の具体的な整備内容ですね、これについて計画等について、どのようなものがあるか説明をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、多目的広場の整備内容についてお答えをいたします。

現在、総合運動公園のソフトボール場の北側に張芝での多目的広場の工事を行っております。子どもが遊べる場所になるかということですが、遊具等はありませんが芝を張ることで小さな子供から遊べる場所として計画をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。次に進ませていただきます。

その3番目の質問といたしまして、公共トイレの利用状況と新たな建設計画の有無ということについての質問をさせていただきます。

公共トイレと言われるものが甲佐町には現在何カ所あるのか説明をお願いしたいと思います。先ほどの提供いただいた資料にもあったんですけど、そのへんも踏まえて説明方をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、公共トイレについてお答えいたします。

町には公共トイレとして位置付けているものはありませんが、公園と一体として誰もが利用できるトイレとして、先ほど議員もおっしゃいましたが、答弁いたしました資料説明のとおり仮設トイレを除いた5カ所に公園としてはあります。

あと、各公共施設等にですね、トイレが整備されてますので、それも公共トイレということでは認識ができるものというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 先ほど、公園の中で津志田河川公園について触れましたけれども、令和3年度予算において改修されました津志田河川自然公園内のトイレの改修、この改修内容と契約額について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、改修された津志田河川自然公園のトイレの改修内容と費用についてお答えさせていただきます。

改修内容といたしましては、トイレの和式から洋式への便器の取替え、また、コロナ禍を見据えて手洗いを自動センサー式に取り替えた部分と、防犯カメラの設置を行っております。費用といたしましては、設計工事管理委託として138万6,000円、工事費として441万8,922円となっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） このトイレの改修ですね、これは予算計上された時点です、私もその前に一度見に行きました。改修されたあとにも一応見させていただきました、相当綺麗になって使いやすいようかたちにはなっていると感じております。そのようなことも踏まえてですね、この質問も最後なんですけど、先ほども述べましたけども、御船町や嘉島町の公園にさっき触れましたが、どちらにも建設する場所にですね、公共のトイレも整備されておられます。公共トイレは清潔で使いやすいものであるべきと思っから津志田河川自然公園内のトイレの改修にも触れましたけれども、そのようなことも踏まえた新たなトイレの整備計画、このようなものはないのか、再度お伺いしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、公共トイレの建設についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、利用者にはトイレは清潔で使いやすいものということが条件になっていると思っております。皆が利用しやすい場所への建設の考えですが、町としては現在新たな公共トイレについての建設計画はありません。

ただ、津志田河川自然公園のトイレ改修のように国や県の補助事業等による財源確保ができれば、計画的に公園内のトイレを清潔で使いやすいトイレへ改修していければというふうに思っているところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。

それでは続きまして、質問事項の2番に移らせていただきます。安心、安全な暮らしの実現についてということでございます。

質問の1番といたしまして、安全確保事業による防犯カメラの令和5年度以降の設置計画についてでございます。令和4年度予算において防犯カメラの設置が主要幹線道路を

中心として8カ所設置されるということになっておりますが、令和5年度以降においても計画的に設置していかれるものか説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それでは、お答えします。

今、話されましたように、本年度予算において防犯カメラを8基設置する予定としております。これは近年の事件、事故等に防犯カメラの映像が非常に役立っていることや、郡内の嘉島町や益城町の設置状況などを参考に、本町においても本年度必要と思われる8カ所への設置について予算化したところでございます。

令和5年度以降の取り組みについてということですが、現在のところ設置計画は立てておりませんが、民間などが設置する防犯カメラなどを考慮した新たな設置場所などの調査研究を行いながら、必要な場所には積極的に設置していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君）　　鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君）　防犯カメラのことなんですけれども、先ほど、安全確保事業というこの言葉を聞きました。私もなかなか聞き慣れなかったので、質問をさせていただきましたところなんですけれども、この安全確保事業で整備することのできる取り組みですかね、そういったものはほかにどのような工種、工事等がございますか、説明できたらお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（永井恒一君）　それでは、お答えします。

安全確保に係わる防犯対策への取り組みということであると思っておりますけれども、防犯カメラ以外には防犯灯の設置、それから防災行政無線による啓発などを実施しております。

以上です。

○議長（宮川安明君）　　鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君）　はい。続いて、2番の質問に移らせていただきます。

質問の2番の公用車（消防車両を除く）へのドライブレコーダーの搭載状況と近隣町の状況について質問をいたします。

近年の交通事情等からドライバーの約40%を超える方がドライブレコーダーを搭載しているとの結果も出ております。ドライブレコーダーは交通事故への対応をはじめ盗難やその他犯罪等の解決、あるいは運転者自身の交通意識の向上にもつながるものと考えております。町では多くの公用車を所有し、町内で利用する頻度も高いことから、町民の方や、特に子どもさんたちの通学時等の見守りの目になることには大きな期待を持っております。このことから公用車へのドライブレコーダーの搭載の考えについて質問をさせていただきます。

はじめに、町が保有する公用車の台数について、また、本町の搭載車両は何台あるのかを、資料もいただいておりますけど、資料に沿ったところで結構ですので、説明をお願

いしたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。まずは町が保有する公用車の台数ということでございますけども、すべての台数で66台ございます。それから消防車が38台ございますので、残りの台数、消防車を除く台数ということで38台という状況でございます。

そのうちドライブレコーダーを搭載してる車両につきましては、今のところ町長車1台のみということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 提供いただいた資料も手元にありますけれども、どこの町もあんまり多くはないと思うんですけども、特に近隣町、甲佐町に隣接するですね、お隣の美里町と御船町、あるいはもう上益城のその他のですね、3町の記載状況、これについてもうちょっと詳しくですね、この資料に基づいて結構ですので、説明をお願いしたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。今、資料をお配りしておりますけども、近隣町におけるドライブレコーダーの設置状況ということでございます。台数を申し上げますと、今、設置してあるのが御船町についてが2台、嘉島町が0台、益城町が5台、山都町が8台、美里町が2台という状況でございますけども、聞き取りによって調査をした結果でございますけども、まだまだ設置台数は少ないというような状況でございます。中でも益城町や山都町が少し多いという状況でございますけども、これについては昨年、令和3年度に更新した公用車に搭載したものであるというふう聞いております。

今後の設置予定についても下の、資料の下に載せておりますけども、リースのタイミングで設置や購入のタイミングで設置を検討するというのが2町でございます。そのほかの3町についてはまだまだ未定という回答でございました。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 安心安全なまちづくりに向けてですね、甲佐町として今後の搭載計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。ドライブレコーダーにつきましては、議員がおっしゃられるとおり、あおり運転などの交通トラブルから運転者を守るため周囲の状況を映像で記録する装置でございます。そのほかにも場合によっては動く防犯カメラとも言われるように犯罪捜査への活用もなされてるというふうに承知しております。

町長車につきましては購入時に合わせて搭載しておりますけども、ほかの車両につきましても出張用の車両や町を巡回する頻度が高い車両などから今後の更新時などに合わせて搭載を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 続きまして、3番の質問に移ります。公用車への防犯ステッカーの掲示の考えについてということでございます。

公用車への安全防犯ステッカー等の掲示についてですが、以前には公用車にもマグネット等で防犯ステッカーが掲示されていた車両もあったと認識しております。そこで、現在の状況についてはどのようになっているのか、また、町民の皆さんが困ったときにはいつでも声を掛けられるような車両として認識をしてもらうということが安心安全なまちづくりの実現にとっては有効ではないかと考えるところでございます。このような考え方に則り、町としてはどのように考えておられるか合わせてお伺いいたします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（永井恒一君） はい。それではお答えします。

車両への防犯ステッカー貼り付けによる啓発につきましては、以前から防犯パトロール実施中というステッカーを作成し、実施しております。今、議員が言われたとおりでございます。町でも平成31年の区長会議の際、各行政区に最低でも1台に車両ステッカーの貼り付けを依頼したところでした。その後、追加のステッカーの要望を受けた行政区もあり、その都度配布しております。これにより、町内でも最低でも50台のステッカーを貼付した車両が防犯、犯罪抑止に貢献していると承知しております。

また、竜野地区ドラパト隊のメンバーにおかれましては、青色回転灯を装着した車両に防犯ステッカーを貼付してパトロールをしていただいております。防犯ステッカーの車両への貼り付けによる見守り活動は犯罪抑止に一定の効果がありますので、町としても関係者へのご協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。公用車への防犯ステッカー等の掲示による啓発につきましては、現在のところ行っていないというような状況でございます。町内での防犯啓発に係る有効性のある啓発方法ということでございますけれども、主に町内を巡回する頻度が高い公用車などへの掲示を行いながら啓発を行うなどの対応を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。是非、前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは、3番目の事項の質問にさせていただきます。移らせていただきます。これが最後の質問となりますけれども、子育て支援の拡充と町独自の新たな施策ということでございます。

1番といたしまして、満18歳までの医療費の無償化をはじめとした子育て支援策等の状況と事業拡充についてでございます。町の少子化対策の現状の取り組みについては現在

どのようなものがあるのか、主な事業についてでよろしいので説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） はい。お答えします。

町独自の施策としましては0歳から2歳までの子どもさんの保育料、失礼しました。すみません、失礼しました。

まず、子ども医療費助成について説明させていただきます。町では子どもさんが医療機関を受診されまして通院や入院をされたとき、保険適用となる医療費の自己負担額を全額助成しております。令和3年度までは満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの方を対象としておりましたが、令和4年度から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までといたしております。

次に、子育て支援策の状況でございます。我が国では平成24年4月に地域の子育て支援の業務拡充や質の向上を進めます子ども子育て支援新制度がスタートしております。この制度に基づきまして、町では5年間を計画期間とする甲佐町こどもゆめプランを作成しまして、子どもさんの年齢や親御さんの就労状況などに応じた多様な支援を行っております。具体的には通常保育事業のほか延長保育、一時保育、障がい児保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター、地域子育て支援センター、出生時祝い金などの支援をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 非常に様々な事業に取り組まれておるということが分かりました。その中で、冒頭に説明いただきました医療費の15歳から18歳までの無償化ですね、これにつきましては、私は事業の拡充といたしますかね、ですね、を考えておるんですけども、これ以外にも今後拡充される計画の事業があるのか、担当課のほうの説明を求めたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） はい。お答えさせていただきます。

今のところ事業を拡充するという計画を持つてるものはございません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。次に2番の質問に移らせていただきます。

町独自の新たな施策の考えということでございます。町独自の考えでございますので、ほかの市町村にはない町独自の新たな取り組みについてですね、町として何か考えておられるのか、そのへんがあればお伺いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） はい。お答えさせていただきます。

新たにではございませんが、現在行っている独自の施策としまして、ゼロ歳から2歳

までの子どもさんの保育料軽減というのを行っております。3歳児未満児さんの保育料は応能負担方式によりまして、保護者の市町村民税額をもとに階層分を設定することとなっておりますが、本町では国基準よりも低く設定させていただいております。郡内では山都町に次いで2番目に低いという状況です。

新たな施策の考えはというお尋ねでございますが、先ほど申し上げたとおり子育てに対する支援は子ども子育て支援新制度開始によりまして、以前と比較しまして大きく充実してきております。

今後はこれら支援メニュー一つ一つの質を向上させるとともに、より使い勝手の良い支援策を提供することに注力していきたいと考えております。新たな施策についての予定は今のところございませんが、引き続き町内の子育て家庭の状況や子育て支援に対するニーズ把握に努めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） これが私の最期の質問になります。

最後の質問につきましては、町長に答弁をいただきたいと思っておりますけれども、子育て支援あるいは少子化対策、子育て支援は特に少子化対策へつながり、ひいては人口増対策にもつながる重要な政策であると思っております。そのようなことで、これまでも多くの、今、説明をいただきましたけれども、多くの支援に関する事業に取り組んでこられましたけれども、それらを踏まえた上で、町長として更なる新たな次の一手となる施策や政策、これについて町長の案でもよろしいので、何かお気持ちを聞かせていただけたらと思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの子育て世帯に対する支援のお話なんですけれども、この件については町長の任期ごとに政策目標の中に掲げながらですね、これまでも取り組んでまいりました。医療費の無料化の年齢についても就任1期目の際に引き上げもいたしましたし、また、先ほどから、課長のほうから説明をしておりますとおり、今期については新たな支援策として18歳まで医療費無償化を、年齢対象を引き上げたということもあります。

また、これは直接的な子育て支援とは少し趣は違うかもしれませんが、定住促進においても未就学児一人についての最高10万円の手当もしてまして、こういったことですね、間接的にはそういう子育て世帯への支援につながる、そういう役割を持った政策でもあるかというふうに考えます。なかなか、いろんな考えもあって、それぞれ他の行政、他のいろんな町、市町村で考えられて実施をされております様々な事業等もあるかと思っておりますけれども、私がいつも申し上げているとおり、やはり総合的に見てくださいというお話をさせていただいております。やっぱりそれぞれの町のよさ全部集めればですね、それに越したことはないんですけれども、やはりそういうふうなかたちになりますと、財源の手当も当然これ考えた上での町政執行、運営をやっていかなきゃなりませんので、限られ

た予算の中で最大限の行政効果を上げられるようなですね、そういう手立てを総合的にやっぱり判断していきたいというふうにも思っております。先ほどから課長の話にもありますとおり、これまでやってきました、そういう制度自体の拡充あたりもですね、含めながら、一つ検討課題として頭の中に入れさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。これまで多くの事項について質問させていただきました。子育て支援や少子化対策、あるいは見守り等をとおして甲佐町で子育てしてよかったと思える町の実現に向け、引き続きの努力をお願い申し上げ、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで、4番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。45分から再開します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田博でございます。

一般質問通告書に基づきまして、一般質問をしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

学校教育についてということで、3月議会のほうでコロナウイルスの影響により学級閉鎖、また学校閉鎖といった部分で、それについての対応等をご質問しましたけれども、それに対しては自主学習など、またタブレット学習、様々な対応をされており、それに対してやっているというような状況でございました。そんな中で学校教育の中での、小中学校の学力について今回は議論をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

甲佐町での、これまでの学力向上に向けた取り組みについて、まずお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。学力向上に向けたこれまでの取り組みということでございますけれども、まず学力向上の取り組みにつきましては、全国学力学習状況調査、それと熊本県の学力調査の結果を精査分析しまして、それぞれの学校でそれぞれの教科ごとに対策を立てまして、現在、その指導方法の工夫・改善に生かしている状況でございます。

具体的には学習規律の徹底と学びあいや学習ノートを生かした指導、また、ICT機器

を有効活用した学習。そのほかですね、家庭学習の充実、それと読書活動の推進など各学校でですね、学習内容についても工夫をして取り組みを行っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。各学校で様々な工夫とICTを利用した学習方法ということでございますけども、全国学力学習状況調査及び熊本県学力調査の結果を精査したということでございますので、ある程度小学校、中学校の学力のどのぐらいに位置しているのかというような情報が分かるのであれば、まず小学校から教えていただきたいと思っておりますけども。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。甲佐町における小学校の学力の全国、県レベルと比較してちょっとご説明させていただきます。甲佐町内ですね、小学校の学力レベルでございますけども、国語と算数について分析しました全国学力学習状況調査、それと熊本県学力調査の結果に基づきましてご説明したいと思います。

それとすみませんが、個別の学校ごとの結果についてはですね、控えさせていただければと思います。

まず、本町の現状の概略を申し上げますけれども、県全体と比較した小学校の学力の定着率を見ますと、学年や教科によって若干の違いはございますけれども、令和3年度の調査ではですね、教科平均の学力の定着率は県の平均を上回るか、ほぼ同レベルにあるというのが現状でございます。これは平成29年度からですね、令和3年度にかけて大幅な伸びが見られてるということでございます。今後も更なる学力レベルの向上に力を入れていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。小学校においては県の平均を上回るというようなご回答をいただきましたけれども、特にその令和3年度にかけて大幅な、平成29年度から令和3年度までで大幅な伸びが見られてるということで、小学校においてすごく学力が伸びているんだなというような状況が分かるかと思っております。その中で、小学校はそうでしたが中学校は今どのような状況でございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 中学校についてでございますけれども、中学校では教科によりまして数値に差はございますけれども、全教科ですね、平均の学力の定着率というのはですね、県平均に及んでいないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。ただいま中学校の状況をお聞きしましたけども、小学校では県平均の、より上にいるというような取り組みの中で、中学校においては県平均に及ば

ないということをございますけども、そういった要因というのが分かるのであれば教えていただきたいと。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） どうして中学校になるとですね、学力がちょっと低下して県平均を下回るのかというようなことで、その要因ということをございますけれども、はっきりとは断定はできませんけれども、考えられる要因といたしましては、まず小学校から中学校になりますと学級担任制からですね、教科担任制になります。そういった関係で学習内容の質とですね、量が一気に難易度を増してくるということがございます。それについていけない生徒が中にはいたり、小学校の1学区であったものがですね、広範囲の多数学区から一気に生徒が集まりまして、交友関係や学習環境が変化することによりですね、中には基本的な生活習慣が乱れてしまうと、そういった、そのような様々なですね、要因があろうかと思えます。そのほかにもですね、インターネットなどの使用時間の増加、家庭でですね、それに伴いまして家庭での学習時間の減少。これも要因の一つかというふうに思われますけども、この点については学校とですね、各家庭が連携し継続的にですね、家庭学習の強化を現在行っているところをございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。そういうことですね、今考えられる原因はこれとって限定はできないと思えますけど、要因として答弁いただきましたけれども、この学力調査の結果とか、そういうった今の現状を学校側、中学校側はこれは把握されていらっしゃるのでしょうか、まずその点だけお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい。中学校の学力について、今、課長からですね、大まかなところで説明がありましたけども、この現状については学校のほうでですね、こと細かに分析し、そしてそこにある課題等をですね、分析をしているところをございますので、学校では十分把握をしておりますし、小学校から中学校への中1ギャップの課題、これはもう以前からございまして、その課題のために甲佐町では随分長いこと小中一貫教育ということで9年間を見通してですね、シームレスな段差のない子どもたちの環境に急激な変化がないような取り組みをしてきているところをございます。

また、先生方も自分の1時間1時間の授業力をですね、小学校の先生の授業力に負けない授業力を中学校でもつけようという努力をさせていただいておりますので、授業のその在り方についてはですね、常に向上をしていかなければならないものでありますので、そのような取り組みをさせていただいているというふうに認識をしております。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。そういうことですね、今、教育長から答弁いただきましたけども、学校側も把握されて、十分検討とかいろいろ研究されているということをございまして、今、教育長の答弁の中では、小中一貫教育という取り組みの中で、9年間です

ていくというようなお話だったと思いますけれども、現状、それが今小学校ではできているけど中学校になったら学力が落ちると、それは今答弁をされてますけれども、できていないということが露見されるのではないかなと私は受けたんですよね。その中に、私がなぜこの学力向上についての質問をしようかと考えたときに、根本的な要因が子どもたち本人たちの学習意欲の低下、そういった部分は懸念されるのと、学校側の問題。また、あと家庭側の学力、家庭学習ですね、そういった部分が現状できていないと。考えられる可能性はそのあたりではないかなと私は思うんですけども、まだ、結局この中で何が要因があるのかというのをこの一般質問の中ではありますけれども、大いにこの議会の中で考えていって、それが向上できたらなというふうに、思いで質問をしております。でも、今のその答弁ですと、現状できていないというのが、そういった捉え方になってしまうんですよ。その中で、今後その、今その現状ではありますけれども、教育長の思いとしてはその9年間で構成させていくということでございますので、その今後の取り組みにしてはあとから聞きますけれども、そこで答弁していただきたいと思います。その中で、令和3年度の卒業生がどれくらい塾に通われていたのか、そういった部分の把握ができているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。令和3年度の中学卒業生ということで、どれくらい塾に通っているかということでございますけれども、塾に通ってる生徒というのはですね、中学校では詳細な調査は行っていないということだったんですけども、簡易的な調査ではですね、中学3年生79名のうちの半数、50%程度はどこかの塾に通っていたということは把握されていたようでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。半分ぐらいのが通われてたということでございますけれども、令和3年度のその卒業生の進路の状況についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 進路の状況でございますけれども、令和3年度中学卒業生総数79名のうち公立高校に進学した者は54名、68%というようなことでございます。これはですね、全員が県内の全日制の公立高校に進んでおります。それから、私立高校の進学者につきましては25名で32%、約32%となります。その私立高校進学者の中でもですね、県内の全日制が19名、通信制が1名で約20名が県内ですね。それから県外の私立高校では全日制が4名、通信制が1名の5名ということでございます。そのような状況から令和3年度の卒業生につきましては、全員が進学しておりまして、進学率は100%となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。卒業生の進路の状況ということでお尋ねいたしましたけれ

ども、進学が100%ということでございます。その中には希望のところだったりなかったりというような部分もあるかと思えますけれども、進学ができてるということでございます。そういった中で学力が今のところ、ちょっと県下より、平均より下回ってるというような状況でございますけれども、進学においては100%できていると、こういった今、少子化の部分で学校の受け皿の、大きくなって、そういった部分で受験に対してはですね、行きやすくなっている環境なのかもしれませんけれども、そういった部分では考えずにですね、先ほど言われたとおり小学校では平均より上でございますので、中学校でも平均より上というふうに取り組んでいただきたいと思いますので、それから、今からですね、本町でその更なる学力を向上させる上で改善など、また力を入れていきたいことを教育長に答弁お願いいたします。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） はい。議員がご指摘されたと同じように私もですね、思っております。小学校から中学校になって平均値ではありますけれどもですね、伸ばしきれてないという現状があることは、これは私をはじめ学校長、すべての先生方もですね、認識をしております。県下学力トップ構想というものをですね、以前から打ち上げて、これを旗印にしまして全教職員が共通理解のもとでですね、取り組んできておりますけれども、私から全部の教職員に語り掛ける機会もありますので、そのときには学力向上にはもう裏技はないと、もう一人一人の持っている1時間1時間の授業をしっかりとですね、研ぎ澄ましていってくれというようなことで、それが最大にして唯一の方法であるということでは先生方には授業力の向上をですね、もうずっと求め続けてきております。

さらに子どもたちの学びを深めて未来で働く力をつけるためにICT教育の充実、英語・外国語教育、読書教育、道徳教育の充実などというものを一つの柱にして取り組んでまいりました。議員おっしゃるような何かその課題をしっかりと捉えてということでございますけれども、学力の3要素ということがよく言われます。文科省も言ってるわけですが、一つは知識と技能、二つ目が思考力・判断力・表現力、三つ目が学びに向かう力、人間性という、この三つをですね、学力の3要素として、今、捉えているわけですが、中でもですね、学力向上の原動力と言える学びに向かう力、これを子どもたちが持つことが極めて重要であるというふうと考えております。本町の児童生徒の実態に即した学力向上のためにも、これがキーワードじゃないかと、特に中学校においてはですね、学びに向かう力をどう持たせるかというものがキーワードではないかなというふうに思っております。そのためには、まず一つは自尊感情を持たせると、そして高めるということ。それから一人一人が自分の未来を考えて社会的あるいは職業的自立に向けた貴重な、基盤となるような学力とか能力、態度あたりを育てていくこととして社会の中で自分が何を、どのような役割を果たしていくかというようなことまで考えながらですね、自分らしい生き方を実現していく、いわゆるキャリア教育、キャリア発達を促す教育と言われますけれども、この観点が必要ではないかなというふうに思っております。今後、学校、家庭、教育委員会、連携しながらこの学びに向かう力を、特に中学生には持ってもらえるような働き

かけをしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。そういうことですね、教育長から今後の学力向上に向けた部分でご答弁いただきましたけれども、その教育長ですね、その思いを本当にですね、教職員一人一人がそのような気持ちを持ってですね、子どもたちに接していただけたらと思っております。その思いの部分ですね、教育長の部分だと思いますけども、その細かな、それをするための何か、ことですね、そういった部分があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） キャリア教育についてはですね、校長とも話し合っ、いろいろなキャリア教育の、学校行事もですね、また学びの時間も今年から取り組んでるところでございます。それと加えまして、具体的にいくつか取り組んでいることといたしますと、互いに授業をですね、先生方が参観し合っ、そしてそのあとに意見交換、批評等行う授業改善の取り組み、あるいはICTを使った教育もお互いに違う学校の先生ですね、授業を集まって見に行っ、そして、そこで学び合うというようなこともやっています。

また、子どもたちにおいてはタブレットを持ち帰っ家庭学習をするように指導をしておりますし、毎週定期的に全学年で補習の時間を設けてですね、定着を高めるというような取り組みも行っております。

また、中学校では家庭学習を、家に帰っ何の勉強するかっていうものをまず学校で決めさせて、考えさせて帰るというようなことも行っているところでございます。

また、PTAと連携いたしまし家庭学習の充実についても取り組んでいると、このようなことをしながらですね、また平成29年度から甲佐町学力向上対策会議というものを立ち上げまして、そこで分析をしながら一人一人の児童生徒の課題の分析、それから一つの学校、また学校ごと、また町全体としての課題のあたりをですね、分析して個別の対策を打ち立てまして、継続的に取り組んでいくところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。具体的なですね、されていることを今お聞きいたしましたけれども、そういった部分を生かしながらですね、小学校の今ある学力はそのまま、またそれを伸ばしていただいて、そのままが中学校をそのまま来ていただいて、また学力向上に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、タブレット学習、ICTの活用というようなお話で、今、生徒一人一人がタブレットを持たれてると思っておりますけれども、タブレットになってから、なかなかそのタブレットを、何て言いますか、保護者が見れないとか、見ないというような状況があるというようなご家庭があるというのをよく聞きますけれども、そういった部分で、タブレットになってから宿題を、今日はどういった宿題が出ているのかとか、そういったのが、以前はプリントとかそういった部分が多かったのを把握しやすかったというようなことでございましたけれども、そのあたりの対応は

どう考えられていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。まず、ご指摘の、言われたのを前にですね、お答えする前に、学力向上の課題、それと現在の状況について少しご説明させていただくならと思います。

児童生徒のですね、確かな学力の向上のためには、子どもたちがそれぞれ発達段階に応じまして学校と保護者が連携協力して学校における教科の指導、それから家庭における家庭学習や学習の習慣づくりをですね、構築していくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

また、今後ですね、児童生徒一人一人に教師と保護者がしっかり寄り添ってですね、学習意欲を向上させ、また、その学習の中でつまづき箇所がある場合はですね、そこを把握する必要があるというふうに思っているところでございます。現在、家庭学習の充実面からはですね、小学校では低、中、高学年、それと中学校のそれぞれ別にですね、家庭学習の手引きというのを作成しまして、配布しております。

また、授業中にはですね、ノートのまとめ方などを指導しまして、これまでどおりにですね、ノートを使用した家庭学習にも活用しているところでございます。

タブレットにつきましてはですね、議員おっしゃったとおり、現在持ち帰って毎日活用しているところでございますけれども、その中で使用しておりますソフトのeライブラリというのがありますけれども、これはですね、教科書に準じたかたちで問題が掲載してありますので、宿題でも活用できますけれども自主学習としてもですね、有効に活用することができているということでございます。

また、ロイロノートではですね、教師と児童生徒が双方向でのやり取りができます。こういった面から学習のほかにですね、登校時のですね、健康観察、そういった面でも有効活用ができていると思っているところでございます。

ご指摘の宿題などにつきましては、確かに以前はですね、プリントなどの紙媒体が主となっておりますけれども、そういったことではですね、内容などについても保護者は容易に確認できておりました。ただ、現在は個人管理のパスワードを設定したタブレットということで、学校と児童生徒がそれぞれやり取りを行っているためですね、確かに宿題の内容など保護者も容易に把握できないという場合がございます。そういったことで今どのような学習をしているのか、きちんと宿題はやっているのかなどですね、確認が非常に難しくなっているのも現状でございます。その対策としましてはですね、ICT対策委員会を定期的に開催しまして教職員の認識をまず深めまして、児童生徒へのタブレットの適切な使い方や、保護者に対する連絡や報告の指導も行っているところでございます。

それと合わせまして、保護者と児童生徒が合同で情報モラルなどの研修会、そういったものを開催しております。今後ですね、継続してすべての小中学校におきまして学校と児童生徒が保護者との連携など、取り組みでの強化を徹底していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。そういうことですね、タブレットをもってですね、そういった学習部分で活用すればですね、便利なものでございますけれども、そういった部分を保護者がなかなか把握しにくいようなことを十分検討していただいでですね、今後、またもっとですね、利活用できるように取り組んでいただきたいと思います。今回、この学力についてですね、質問いたしましたけれども、以前には宮本議員のほうも学力については質問されております。そういった部分ですね、いろんな方がこれについてはですね、興味を持たれていることでございますし、子どもたちの未来がですね、本町の未来につながるんだという思いは皆さん変わらないと思いますので、是非ですね、十分に今の現状をですね、しっかり把握していただいで、今後、課題を乗り越えていただけますことを願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで7番、荒田博議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。10分間ほど休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。一般質問通告書に沿って順次質問をさせていただきます。本日私はですね、2点についてのお尋ねとなります。

まず1点目は、水道管の老朽化対策及び耐震化対策ということでございます。2点目については、3年ぶりのオープンとなりました、やな場の具体的な支援策についてお尋ねをいたします。担当課もしくは町長の答弁よろしくお願ひいたします。

私もですね、昨年12月議会におきまして、美里町との包括連携協定の中で、上水道の給水計画についてはお尋ねをいたしました。この給水計画の進捗状況については、この質問の最後にお尋ねをさせていただきますが、その12月議会におきまして私、奥名町長のほうにですね、本町の強みは何ですかとの質問をさせていただきましたところ、豊富な地下水位に恵まれているという旨のご答弁をいただきました。その本町ですね、恵まれた豊富な地下水によって運営がなされている水道事業について、まずはお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず始めにですね、水道施設の現状及び耐用年数を経過した水道管はどれくらいあるかという質問でございますが、水道施設と一口に言ひましても、加圧場、それから配水場というふうなものがございます。また、水道管と一口に言ひましてもですね、水源地から浄水場までの導水管、それから浄水場から配水場までの送水管、それから各家庭まで来てお

ります配水管と3種類ございますが、それらをひっくるめたところでのですね、水道施設の現在の状況、それから、耐用年数を経過した水道管というのはどれくらいあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） それではお答えします。

現在の水道施設の現状と耐用年数を経過した水道管ということですので、それについて説明させていただきます。

甲佐町水道事業は、昭和46年度に甲佐地区、乙女地区、白旗地区の簡易水道施設を一体化して、甲佐町広域簡易水道事業として創設されました。

昭和51年度には竜野簡易水道を統合し、その後、寒野、津志田、上揚、安平の簡易水道ですね、それと小鹿地区飲用水供給施設を統合して現在に至っております。ただ、創設から既に50年が経過しておりまして、当時整備された施設に関しましては老朽化が進み、施設の更新が水道事業の抱える大きな問題となっております。

特に送水管や配水管については、耐用年数が40年であるため、既に耐用年数を過ぎているものもございます。現時点で耐用年数を経過した水道管は、約46キロあります。甲佐町水道事業の持っています水道管の総延長が約126キロですので、全延長の約37%が耐用年数を迎えている、経過しているという形になります。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 創設からですね、50年も過ぎたものがあるというご答弁と、また、水道管においては、全126キロのうち37%、46キロほど耐用年数を超えているのがあるというご答弁でありました。

ご承知のとおり水道事業におかれましては、本町が定めました甲佐町水道事業基本計画、また、令和4年度からにおいてはですね、甲佐町水道事業経営戦略に則って運営をされているものではございますが、基本計画の中にはですね、機能的な問題がない場合、耐用年数を超えて継続利用することに支障はありませんというふうには明記はされておりますが、定期的な保守点検、それから修理等に努めていただきまして、施設の、それから水道管のですね、延命化、長寿命化を図っていただきたいというふうに思います。

続いて、そういった加圧場、それから配水場、それから水道管を含めた水道施設の更新状況についてのお尋ねになりますが、今後、更新が必要な箇所、それから、いつまでに必要なのかと、そこらへんをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 今後更新が必要な水道施設はということですので、その点についてお答えいたします。

今後更新が必要な施設につきましては、やな場近くでございます第1水源地の管理棟などですね、こういった建物についても耐用年数が60年でありますので、令和14年度には更新時期を迎えるという形になります。

また、耐用年数が過ぎております水道管は漏水事故が起こりやすいという形になります。

そういった水道管につきましては区域全域に残っておりますので、実際に漏水等が起こった場合にはですね、現在は応急的な修繕を行って対応しているところでございます。特に漏水事故の多い箇所につきましては、計画的にですね、更新工事を行っているところであります。

更新工事につきましては、平成2年度から行っておりますけれども、今後はさらに更新時期を迎える水道管も増えてきます。こうした実情を踏まえたところで、平成24年度には、先ほど議員のほうからありましたけれども、甲佐町水道事業計画と、基本計画というのを行っております、水道事業の収支計画とのバランスを図りながら、平成25年度から令和13年度までの長期間におきまして、施設の更新を行うこととして今、実施しているところであります。

ただ、しかし平成28年に発生しました熊本地震によりまして、被災した施設の復旧や、新たに統合した小鹿地区の施設整備などに新たな事業が必要となってまいりました。老朽管更新につきましては、計画よりも進捗は若干遅くなっているというような状況になります。

また、今後は先ほど申し上げましたとおり、水道管以外のもので、施設につきましても、建物と施設につきましても補修や更新なども必要になってまいります。建物などの施設の更新を行いながら、耐震化を兼ねた水道管の更新工事については、更新の遅れている乙女地区ですとか白旗地区につきましては、優先的に行いたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 漏水事故の多い地域については、今後令和13年度までに、長期間でございまして施設の更新を行うということでご答弁でございました。耐震化が遅れている地域として、乙女地区、それから白旗地区というふうにご答弁でございます。老朽化をですね、放置してしまいますと、水道管が腐食し、漏水の原因ともなり、ひいては有収率の低下にもつながると思います。今日は有収率の話はしませんが、今後も、先月5月ですかね、28日に行われました漏水調査等しっかり行っていただきまして、水道施設の計画的な更新、併せて有収率の向上にも努めていただきたいというふうに思っております。

次に、耐震化についてお尋ねをいたします。

今後、災害時及び緊急時の対応についての具体的な対策についてお尋ねいたします。また併せて、できれば熊本地震のときの被害状況などもわかれば教えてください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 災害及び緊急時の対応について具体的な説明をということですので、ご説明いたします。

自然災害ですとか大規模な事故等によりまして、住民の生活に重要な水を安定的に供給するということができなくなることも考えられます。実際に熊本地震が発生したときには、老朽化した排水管や施設が被災しまして、最大で2週間ほど断水を行わなければならない事態になりました。断水した世帯も全体で約700戸という形になっております。発生直後

から甲佐町上水道指定工事店組合とか、全面的な協力で復旧にあたってくださいました。さらにですね、静岡県ですとか佐賀県、鹿児島県からも応急給水の支援活動にあたってくださいました。しかし、被災した施設の復旧工事や応急給水を行うための給水タンクの設置、漏水調査など様々な業務に対応しなければなりませんでした。限られた職員での迅速な対応、長期的な復旧、復興への対応がこのとき課題となっております。

こうした熊本地震の教訓を生かしまして、将来にわたり安全で安心な水道水を安定的に供給するという水道の使命を果たすために、老朽施設の耐震化も兼ねた計画的な更新はもちろんですけれども、迅速かつ効率的な対応ができる体制づくり、関係機関や近隣町との連携体制を構築していくことが急務であると考えております。また、給水車や給水バッグなどですね、応急給水に必要な備品等も整備していく必要があるのではないかとというふうに、今後検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 熊本地震のときにはですね、約700世帯、2週間の断水ということで、私も本業クリーニング屋でございますので、確か府領地区の方々が、コインランドリーに行けない高齢者の方たちですね、洗濯物を私もお預かりしてボランティアをさせていただいた記憶がございます。今後いつ災害が起きてもですね、対応できますよう、熊本地震等ですね、教訓を生かして、甲佐町水道指定工事組合や関係機関との連携をさらに強化していただきたいと思っております。

次に、給水人口、それから配水量についてのお尋ねでございます。今後はですね、社人研の人口推計値によりますと、年々人口というのは減ってまいります。本日、私が提出を求めておりましたこの資料を見ますと、給水人口に関しましては、平成28年度から令和2年度まで載っておりますが、年々減少しております。しかし、給水量に関しましてはですね、平成28年度からずっと見てみますと、増えたり減ったりと横ばいなのかなというふうに思っておりますが、この今後の見通しというのはどうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 甲佐町水道事業の計画の中では、先ほど議員おっしゃられたとおりですね、資料の中でも説明したとおりですね、給水人口や総排水量は年々減少傾向になっております。甲佐町の人口に比例してですね、自然減少によるもので、徐々に今後もですね、給水人口は減っていくと試算されています。

実際にここ数年の給水人口は表にもありますとおりですね、これは平成20年度につきましては載っておりませんが、平成24年度末で9,198人でした。表の中に載っております令和2年度末の8,490人というふうになっておりますので、10年間でいきますと708人減少しているということになります。

一方給水量についてですけれども、計画ではですね、少しずつ減少していくという試算がされていますけれども、実際にはですね、先ほど言いましたとおり、給水量につきましては、ここ数年平行線という形を維持している状況であります。今後は給水人口に連動して給水量もですね、減少していくというふうに考えられますけれども、給水量につきまし

ては、人口減少に比べてやや緩やかな推移をたどっていくのではないかとというふうに予測しております。給水量の減少は、上水道事業収益にですね、直結いたしますので、減少幅が計画よりも大きくなりますと、今後の更新事業や施設整備にも影響してくるというふうには考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今後ですね、そういった給水人口は減る、それから収益も減る、それから耐用年数が経過する施設は増えていくというふうに思っておりますが、さらに昨今の原油高によります電気料金の値上げや、それから資材の高騰等も見込まれておりますが、そういった中で安定した経営というのはやっているとということをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） これまでのですね、施設の新設や更新を進めてきたことによりましてですね、減価償却費とかですね、起債償還が今、増加している状況であります。事業の経営についても非常に厳しい状況になっております。健全な経営基盤を構築するために、令和元年度にはですね、30年ぶりとなる約10%の料金の値上げをさせていただきました。この料金改定によりまして、令和3年度に策定しました経営戦略では、計画的な老朽管の更新や漏水調査に基づく修繕を実施しまして、経費の削減を図ることで、計画期間中の令和13年度までの計画期間中においては、料金の値上げはしなくてすむというような見通しがあります。

ただ、先ほど議員言われましたとおりですね、現在のように燃料費の値上げですとか資材の高騰が続くようなことがありますと、今後さらに費用が嵩むこととなります。そのためには毎年水需要の予測を行いまして、収支計算の検証を行いながら、施設の更新計画を見直していくことが、安定的な経営を行うためにも重要なことであると考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 令和元年度にですね、34年ぶり10%値上げされたということでございますが、今後さらに費用が嵩むということで、経営は厳しい状況ということでご答弁をいただきました。

それでは最後にですね、美里町との給水計画についての質問でございますが、私もよく美里議会のほうを傍聴に行っております。美里町執行部の説明によりますと、本年9月にですね、中央北地区簡易水道創設認可申請書を県のほうに提出され、それが認可されれば令和5年度の秋頃に一部工事の発注、それから令和6年度から本格工事、それから令和9年度から一部地区に給水、すべての事業が計画どおり終わるのがですね、令和15年度というご説明がございましたが、現在この美里町との給水計画の進捗状況というのは進んでいるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石 亨君） 美里町の給水計画の進捗状況ということですがけれども、

現在ですね、美里町との協議、検討事項についてお答えしたいと思います。

美里町では、水道未復旧地域の改修のため、町営の簡易水道の整備を計画されていますが、十分な水量が確保できないということで、甲佐町水道事業から用水の供給を行うこととしております。現在、美里町では、簡易水道事業の認可申請に伴う業務委託の業者が決定いたしまして、今後本格的な申請の手続きに入られます。この申請の手続きにつきましては、甲佐町からの用水供給量というものも計画に含まれませんので、今後さらにですね、密に美里町と協議を行っていくという形になります。

また、本事業実施に伴いまして、美里町からですね、甲佐町には供給量に応じて料金をいただくこととなります。甲佐町水道事業の経営安定のためにですね、重要な収益となりますので、料金単価につきましても今後給水原価に基づく単価設定など、美里町と協議を行いながら決定していくこととなります。なおですね、協議の中では、緊急時の広域連携という観点からも、地震などの災害時にですね、どちらかの水道施設が機能しなくなった場合に備え、双方からの供給が可能となるように美里町の整備工事と併せまして、緊急連絡管の整備、こういったものを行うように現在進めているところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 第7次の甲佐町総合計画の中ですね、上水道の現状と課題という項目の中にも、今、課長がおっしゃいました給水量、排水量が減少していく中、経営の安定化や防災性の構造を図るため、近隣市町への用水供給や緊急連絡管の設置など、広域的な連携を検討していく必要があるというふうに明記されております。美里町との上水道計画というのは、お互いメリットがあるよう、そしてスムーズにこの事業がですね、進んでいきますよう、私も引き続き注視していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

やな場の支援の具体策についてということでございます。本年度、ご承知のとおりですね、やな場の貸し付け事業者は、一般社団法人パレットに決定され、6月1日より営業を開始されております。一般社団法人パレットにおかれましてはですね、町内若手有志で組織されておまして、これまで井戸江峡交流拠点施設、キャンプ場、それから古民家交流拠点施設、仁田子の旧西村邸ですね、こちらを指定管理者として運営され、本町ですね、交流人口増、それから経済活性化に大きく貢献されたことは、私も大変評価をいたしております。やな場の運営に関しても皆さん若いのですので、そういった若さや想像力や行動力、こういったものを生かしてですね、しっかり運営をやっていただけるものと期待をしておりますが、若い、それからこれまでの実績もあるということで、どんな料理でも出しているとか、それからどんなサービスでも提供していいかということになると、そこはやっぱりよろしくないことだと思いますし、やな場については、本町メインの観光施設であります。歴史や伝統、それから格式等がございますので、そういったものについてはですね、行政のほうから指導を、そして監督をしていかなければいけないと思いますが、そういった貸付業者への指導、監督体制というのはどうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは貸付業者への指導監督体制についてお答えいたします。

まず、昨年度公募にあたり貸し付け条件を示しており、その条件を履行することが基本的になります。貸し付け条件の基本的な事項としましては、先ほど議員おっしゃるとおり、やっぱり甲佐町の代表的な観光施設としての町の観光施設等に協力をお願いします。土地建物及び付帯施設の一括貸し付けとし、現状有姿での貸し付けとします。あと、毎年漁解禁前に借り主負担により、やな場の竹すを引き換えることとします。原則通年で営業し、毎年6月1日から11月30日の期間は、鮎の刺身や塩焼き等の鮎コースの料理を提供することとします。なお、上記期間の営業期間は、原則11時から21時までとします。一帯の景観維持のため、隣接するやな下公園の維持管理も行っていただきますという、貸し付けの基本的な事項をうたっております。

また、貸し付け事業者と賃貸借契約を締結していますので、その契約の中で貸し付け条件に係る計画事業書を作成していただき、町の承認を得ることとしております。そういう中で事業計画の内容を変更する場合にも、町の承認を得ることとなっていますので、町が指導することができるような体制づくりとしております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私、先日もですね、やな場のほうに足を運びまして、ちょっと食事もしてまいりましたが、かなり3年ぶりということで、畳のほうはかなり傷んでいたという印象がございます。それと若干スタッフのほうがですね、まだ思うように集まっていないということで声をお聞きしてきました。先週でしたかね、熊日新聞の折り込みチラシのほうにもスタッフ募集のチラシが入っておりますが、そういったスタッフが不足いたしますと、土日忙しくなってきたときなんか料理の提供が遅れれば、クレーム等が役場のほうにもかかってこないこともないかなというふうな思いがありますので、ぜひスタッフの数も含めて、しっかり定期的にですね、足を運んでいただきまして、指導監督のほうを行っていただきたいと思っております。

先ほど課長から答弁がありましたとおり、本年度においては通年営業、要は冬場も営業されるということですが、現時点において、冬場はどういった事業をするという事業計画というのは出ているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは、冬場の営業内容ということでお答えをさせていただきますというふうに思います。

現段階では詳細なことまでの内容は決定しておりません。本年に限っては、先ほど言われましたように3年ぶりの営業開始になりますので、まずは無事に6月1日に開店できるよう準備を進めていただきました。冬の営業内容の詳細なことは、これから貸し付け事業者と協議をしながら進めていくこととしております。ただ、公募にあたり企画提案をいただいている内容では、期間限定イベント等での季節料理を提供しつつ、より甲佐町や、や

な場の魅力を空間に焦点を当て、営業時間を柔軟に考え、こたつなどを用意し、甲佐町の特産品を生かした鍋の提供や、駐車場を生かしたマルシェなどを計画されております。あと新聞にも掲載された内容でも、鍋やジビエ料理の提供を予定と紹介されていますので、この計画を案として、具体的に町と協議を行いながら進めていかれるものと考えてるところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今、答弁でございましたとおり、冬場においては特産品、例えばニラなんかを利用した鍋になってくるのかなというふうには私も思っておりますが、そういった冬場の営業についての具体的な支援策というのはあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 通年営業における冬季の具体的な支援策についてお答えさせていただきます。

明日審議予定であります補正予算に計上させていただいておりますが、3年ぶりの営業になりますので、新型コロナウイルス関連の臨時交付金を活用しまして、やな場への支援として、やな場再開応援事業及び観光拠点施設における感染防止対策事業ということで、先ほど議員おっしゃいました畳等の替えも計画しております。

また、冬場の支援につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、詳細な営業内容はこれからになりますので、支援策についても貸し付け事業者と協議を行いながら、やな場再開応援事業を活用し、予算の範囲内で支援をしていきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今、答弁がございました。明日審議されます令和4年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業の中に、やな場再生の応援事業が盛り込まれておりますので、ぜひやな場の支援とですね、さらなる交流人口の増となるようですね、期待もいたしております。

奥名町長の34項目ございます政策目標の中で、ふるさと甲佐応援寄附金増に向けた返礼品の充実という項目がございます。例えばふるさと納税の返礼品の中に、やな場のお食事券等を追加する考えというのはございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） ふるさと納税の返礼品として、やな場の食事券を追加する考えについてお答えをしたいと思います。

ふるさと納税の返礼品にすることは、担当課としては可能だと思っております。これにつきましては、貸し付け事業者とふるさと納税業務の委託業者と町とで、やな場における返礼品の内容において協議を行っていきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ぜひやな場の食事券、ふるさと納税の返礼品に追加していただ

きまして、返礼品の充実、そしてやな場の支援を図っていただきたいというふうに思います。

それでは最後に奥名町長へ、やな場支援への思いといたしますか、意気込みをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどからやな場のことに関してのご質問をいただいておりますけれども、甲佐町の観光拠点として、このやな場の発信力というのは非常に大きいというのは、誰もが認めることだろうというふうに思っております。今回、甲佐町やな場運営事業共同体、こちらのほうと契約をさせていただいて、向こう5年間賃貸契約を締結しながら営業がなされます。やっぱり一番私も心配しておったのが、やはり要件の中には、これまでの料理店としての営業の経験があることというのは非常に大事なことでありまして、若い方の発想をプラスしたところで、ちゃんと料理に関して安心してお客様に召し上がっていただける、そういう体制がちゃんとできるのかというのがやはりキーポイントになっておりました。そういう中で、二つの団体といたしますか、事業者が共同でやられるということですね、この件については、新たな形として良かった点というふうに考えております。

通年営業のことを申されておりましたけれども、これはずっと私もいろんな方とやな場で食事をするたびに、あるいは、それ以外の等お会いしたときにもですね、何とかやな場を1年間利用できるようなことで考えてみてはどうかというようなお話をずっと聞かされておりましたですね、その件については私も重々理解をしておりましたし、政策目標の中でもそのことについて触れさせていただいて、これまでも契約された事業者とは、随分そのへんを話をさせていただきながらきたわけですけれども、なかなか結果的には通年営業、1年間やるというようなところまでは行き着かなかったというのが現状でありました。

今回そのへんについてもですね、考えていただけるということで、今進めておりますし、担当課のほうと今後ですね、具体的な協議に向けて協議を進めながら、最終的な方向が見えてくるんだというふうに思っております。非常に伝統もありますし、先ほど議員が言われたように、何でも出していいとか、ロケーションはロケーションで非常に良いロケーションでありますので、どういうことにも使っていいかという、それはやっぱりちょっと考え方については、やっぱり行政側の注文もやっぱりつけなくちゃなんからと思っております。ただ、そういったことをやるうえで、おっしゃったようなその施設の不具合があったり、そういうところは行政側のほうで手立てをしていかななくちゃなりませんし、委託した以上は何でも向こうのほうで考えていただくということじゃなくて、これはやっぱり施設については町の町有施設でありますので、町側の意見はちゃんと言いながら、そして町として対処すべきは対処していくというのが基本になろうかと思っております。

そういう中で、今回の貸付料に関しましては、最低制限価格をですね、従来よりも低く設定をして、これはコロナ禍の後の営業ということを考えてそういう手立てをさせていただきました。そして年額でのお支払いということではなくて、これを月ごとにお支払いを

していただくというような手立ても取らせていただきました。

それと、先ほどちょっと荒田課長のほうからも申しあげましたけれども、臨時交付金、国の臨時交付金ですね、こちらのほうを財源として、割り引きチケット販売に係る経費分についても、事業者に対して支援をしていきたいというような考えを持っております。

それとコロナ対策においては、トイレの改修もさせていただきましたし、また2年間クローズした関係で、畳のお話も今されました。また、ほかにもいろんな不具合等もあるかもしれませんので、そういった点について、改善すべき点についてはですね、適切に対処していく話だというふうに理解しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今、町長のほうからご答弁いただきました。今後やな場がですね、本町にとってのメインの観光施設でありますので、その使命といいますか、その機能をですね、果たしていただいて、通年営業、特に冬場の営業には期待を込めましてですね、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

昼食のためしばらく休憩します。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、福田謙二議員の質問を許します。

9番、福田謙二。

○9番（福田謙二君） 9番、福田でございます。よろしくお願いいたします。

この通告書はですね、1番と2番をですね、ちょっと順番を変えて質問をしたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか議長。

ありがとうございます。ではですね、一番最初に、県道稲生野甲佐線についての質問をいたします。

県道稲生野甲佐線は、現在、龍野ふれあい広場付近までですね、改良ができておりますけれども、熊本地震前にですね、浅井公民館においてですね、県からの説明会があったときにはですね、岩渕橋から上平橋まで改良するという説明があったと私は記憶しておりますけれども、私が平成30年12月の一般質問で、県道稲生野線についてですね、岩渕橋の完成後の計画はどのようになっているかという質問をいたしました。そのとき、いったんは今できている区間で完了し、その後の計画として、上平橋までの区間を取り組んでもらえるように県を要望していきますという、建設課長のほうから答弁をいただいております。これまでの進捗状況と今後の見通しはどうなっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、県道稲生野甲佐線についての今後の進捗状況

と、今後の見通しについてお話をさせていただきます。

先ほど福田議員さんのほうから以前、平成30年のほうにこの件について質問がありましたけれども、そのときとちょっと繰り返しになりますけれども、県のほうからですね、今後の計画についてはいったん現状で事業は完了する。その後の事業を継続するには、新規事業採択が必要ということで、町においては、令和元年、令和2年度と要望を行い、令和3年度から単県事業として取り組みが行われることになりました。

進捗状況につきましては、令和3年度に県道の測量設計に着手され、上平橋までの線形が確定されました。令和4年度、今年度ですね、今年度につきましては、用地補償の調査委託が行われ、6月中にはですね、地元説明会が開催される予定となっております。今年度に用地補償契約が完了すればですね、令和5年度に工事着手される予定となっております。また、県道から大峰地区入り口の町道大峰線につきましても、町で行っておりますけれども、県道と併せて進めていくこととしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 県道の測量はですね、されているところを見たんですけれども、計画が進んでいるんじゃないかなという思いはあったんですけども、このような状況とか、コロナのこうやってある中でですね、地元説明会がなかったとは思いますが、地元のほうから聞かれてもですね、確定したことをなかなか言えなかったので、今回地元説明会があるということでですね、安心をいたしました。それから、大峰入り口、町道大峰線ですね、改良工事も進めていかれることということで、県道と、それから町道もどうかよろしく願いいたします。

そして、今回から県道稲生野交差線の区間で、上平山側からですね、道路側に木が大分せり出しております。大型車両、あるいはトラックの箱型がですね、通るときには、木に当たるような状態がございますので、道路の中央部分を通行しなければならないということがございます。そうするとやっぱり離合の場合がですね、非常に危ないということになっておりますので、あそこの上平山側ですね、木の伐採のほうをですね、この進む中において、木の伐採もどうか県のほうに要望していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうかその点。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の県道の改良工事で、上平山から木がせり出しておりますけれども、その改善とか解消を図られるかということですが、現在、県道稲生野甲佐線の、私も見に行ったところ、車道のほうにですね、木がせり出している箇所がありました。今回の県道稲生野甲佐線の改良計画で、その改善はですね、図られるかということですが、上平橋までの約300メートル、車道がですね、1車線3メートルの片側1車線で、6メートルで歩道はありませんが、今、歩行者が安全にですね、通行できるように路肩を広く計画されております。全長で9メートルほどの道路計画がなされておりますけれども、今回の改良工事では、河川側にですね、拡幅され、上平川のほうはですね、拡幅はされないということですが、路肩が広がる分ですね、影響はその分少なくな

るかと思われます。

また、工事の中で支障となる木についてはですね、県と協議をしながら伐採をしてですね、半永久的にでも伐採ができてですね、支障がないように協議を進めていきたいと考えております。現状での通行に支障がある木のせり出しについては、通行の安全性を確保するためにも、管理者であります熊本県のほうに、伐採を今後お願いをしていくこととしております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今年度中に用地補償契約ということですね。それが終わったら5年度に着工という予定で考えていいわけですね。はい、わかりました。

ではですね、県道稲生野甲佐線ですね、道路の改良、ぜひとも道路の改修と、それから伐採についてはぜひよろしく願いいたします。稲生野甲佐線についてはこれで終わります。

では、町営バスについて質問させていただきます。

町営バスですね、今、運行状況、それから、現在運行している便、それから1日に一番利用者が多い便ですね、それから、乗られる人数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） それでは、町営バスの現在の便数、また利用状況、乗車人数、そういったところでお答えいたします。

現在町営バスにつきましては、宮内方面、六谷坂谷線に1日10便、龍野小学校方面の稲生野甲佐線、こちらのほうに1日6便、合計で16便運航しております。令和3年度の事業実績といたしましては、資料のほうを提出しておりますけれども、資料1のほうでご説明いたします。

令和3年度、1年間の月別の集計表になりますけれども、こちらのほうで1年間で宮内方面、六谷坂谷線が3,562人、龍野方面の稲生野甲佐線で1,258人、合計で16便の4,820人の方がご利用をされているところです。また現在運行している便の中で、1日で一番利用数が多い便、また乗車人数ということですが、これにつきましては、資料の2によりご説明いたします。

この表は令和4年4月の日にちごとの利用実績になりますけれども、一番利用者数が多い便、乗車人数の実績といたしましては、宮内方面、六谷坂谷線の六谷を7時20分に出発いたします便で、1日最大7名の方がご利用されております。同じ便で令和3年度では最大9名という利用があったこともあります。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今の答弁の中にですね、1日7名、3年度では最大9名の方が利用されていると。この便は宮内地区の小学生の児童が登校のために利用されてると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 甲佐小学校へ通学する児童が使っているかということですが、議員おっしゃるとおり、この便につきましては、甲佐小学校へ通学される宮内地区の児童が乗車しているところです。令和3年度、6名の児童、また今年度、令和4年度も6名の児童が利用している状況になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今後の状況としては、将来的にですね、3年後4年後とか、どれぐらいの方が利用される、これは見通しですけれどもどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 今後の見通しということですが、令和4年度は先ほども申しましたけれども6名の利用になっております。現在の住民基本台帳、そちらのほうで見ますと、令和7年度と令和8年度には10名の方が利用するというような見通しになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） この10名というのは、最高で10名ですかねこれは。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 現在の住民基本台帳で見ますと、最高で10名ということになりますので、途中転入があったり転出あったりすると変わってとにはなります。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ではですね、現在の収支状況ですね、どうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 現在の収支状況はどうなっているのかということですが、こちら資料のほうを配付しております。町営バスの収支状況につきましては、令和2年度と令和3年度の実績で見ますと、令和2年度の運賃収入が50万5,900円、それに伴います歳出で、運行の委託料が876万1,500円、また車検等を含みます修繕料で21万3,786円、支出の合計が904万7,136円というような状況となっております。

また令和3年度で見ますと、運賃収入のほうで49万1,300円、歳出のほうで、運行委託料が876万1,500円、車検等を含みます修繕料、こちらのほうで36万6,866円など、支出の合計で950万348円という状況となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今、収支状況を聞きました。ではですね、現在の町営バスの購入の時期と、それから乗車定員ですね、今現在どのようになっていますか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 現在の町営バスの購入の時期、また乗車定員はということですが、現在の町営バスは、平成26年2月に購入をしております。現在8年を経過しているところです。乗車定員といたしましては、29人乗りということになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 26年に購入されて8年が経過されておるといふことですが、今後の購入の時期はですね、今の町営バス、どのように考えておらるつとですかね。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 次期の町営バスの買い替えはということですが、現在のところ買い替えの計画は持っておりませんが、他のバス会社さんそういったところにちょっと聞いて見ましたところ、大体路線バスで15年と50万キロというところで、ある程度の目安は持っておられるみたいです。ただ、それぞれ運行状況であったり、道路状況、そういったものもありますので、本町といたしましては、そういう一定の基準といえますか、それはあくまでも会社のほうで持っておられるものになりますので、本町といたしましては、車の状況、メンテナンスに費用がかかったりとか、そういうような状況になれば買い替えとか、そういった方に検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ありがとうございます。このような状況の中にですね、令和3年12月議会にですね、佐野議員のほうがですね、一般質問の答弁の中で、車体の小型化や運行体制などを検討をしているとのことだったが、その後はどうなっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 令和3年第4回定例会の中で、佐野議員のほうから一般質問の答弁の中で、車の車体の小型化、また運行体制などを検討しているということで答弁しておりますが、結果現在の利用状況などを踏まえて、今後車体の小型化、また運行体制へ、事前予約制など、実証実験ができないか検討を重ねているというふうに答弁しております。

昨年度から、各バス停における乗降者の人数、そういったものの調査も実施しております。利用者の実態や現在のダイヤとの関係、他の交通機関、公共交通機関との乗り継ぎなどの調査を行っているところです。これまでバス停の増設や路線の拡大、フリー乗降制などの導入など、利便性を向上させることを行ってはきておりますけれども、便数や時間帯の大きなダイヤ改正、そういったものは行っておりません。特に龍野方面、稲生野甲佐線から他町の病院等に行かれる場合は、乗り継ぎのために一度こちらの甲佐方面までですね、来てからのほかの公共交通機関との乗り継ぎということになりますので、現在考えておりますのは、今、中早川橋を渡るルートになっておりますけれども、これを糸田橋経由のほうに変更して、熊本バスとの接続、そういったものがスムーズにできないかというところを検討しているところです。まずは現状の車体、また路線の少しの変更等ですね、利便性の向上を図りながら、乗客数増につながらないかというところで検証を行っております。結果として利用者増等につながらないようであれば、車体の小型化とか、そういったところも含めたところで検討する必要があるかというふうには考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今の答弁の中でですね、必要があれば小型化の検討もされると思うがということでございました。現在の高齢社会を見ればですね、今後免許証返納者も増加していくのではないかと思います。そういった沿線の方々の調査等もですね、必要であると考えますが、また小型化することによって、より細部まで運行できるようになるので、バス停まで遠く利用されていなかった方々にも利用しやすくなると考えますが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） お答えいたします。

今、言われましたように、高齢者の運転免許証の自主返納者、こちらにつきましては、平成30年以降がちょっとデータがなく、データが取れないということでもございましたけれども、平成29年で37名、平成30年では31名の方が返納をされているという状況でございます。昨年からは交通弱者、また買い物弱者の対策の一つとして、本町におきましては、移動販売事業も実施をすることができまして、町内全域を周回することで、これまで長距離移動を伴う買い物等に苦慮されておられました、また交通手段を持たれていない高齢者の皆様の買い物環境、こちらについてはかなり向上したものとみられます。

町営バスを小型化することにより、今まで運行できていなかったところへも運行が可能になるのではということですが、これはあくまでも道路運送法に基づく自家用有償旅客運送にあたるため、法による規定や運行計画策定時の条件、そういったものもありまして、すべてカバーができるということではありません。

先ほども答弁いたしましたけれども、宮内地区の児童数、また同じ時間帯に利用される一般の乗客の方々を考えると、ワゴン車よりも一回り大きいコミュニティータイプの、14人乗り以上のバスが必要になるのではないかとこのように考えているところです。今後は、先ほど申しましたように路線変更、またダイヤ改正を行い、利用者の利便性向上や利用率の向上を図りながら、その上で、車両の小型化、また運行方法、そういったものを検討するということとなりますけれども、併せて、議員が言われるように、ニーズ調査等の実施についても必要があれば検討していきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 昨年度から交通弱者、買い物弱者対策の一つとして、移動販売事業の実施をされており、非常に良かったと思っております。ただですね、高齢者の方が病院に行かれたりする場合ですね、古閑とか路線変更も必要になると思いますので、調査、またこれをですね、しっかり検討されて、買い替え時期になりましたら、もうその時点ではちゃんとですね、いつでもできるような状態にしていきたいと思っておりますけど、その点よろしくお願ひしときます。

では次の質問にまいります。総合運動公園についてを質問いたします。

現在、甲佐町の運動公園とグラウンドゴルフ場の管理運営はどのようになっているのか。

また、今後の管理運営はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。熊本甲佐総合運動公園とグラウンドゴルフ場の現在の管理運営についてお答えいたします。

総合運動公園につきましては、社会教育課のほうで管理運営を行っております。昨年までサッカー場、天然芝、人工芝各1面、テニスコート8面の貸し出しを行っているところでございます。今年度4月から管理棟の供用を始めまして、ソフトボール場につきましては、今月6月から、野球場に関しましては、6月から供用を行っておりますが、外野の天然芝の根付きの具合を見ながら、6月の貸し出しにつきましては週末のみ、7月からの通常の貸し出しを行う予定としているところでございます。

グラウンドゴルフ場につきましては、現在、総合運動公園と一体的な指定管理者での管理運営を予定しておりますので、先の3月議会定例会で議決をいただきましたとおり、契約期間を1年延長しまして、指定管理者による管理運営を行っているところでございます。今後につきましては、令和5年度からの総合運動公園とグラウンドゴルフ場を、一体的に指定管理者による管理運営を目指しているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 6月から供用を行います。ソフトボール場は外野のほうは芝はございませんけれども、野球場のほうを外野が芝でございますけれども、その点、中学校の野球部が試験的にですね、使ったかと思えますけれども、別に外野のほうは芝は異常なかったでしょうか。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 先ほど答弁しましたとおり、少しですね、根付きが悪いところがございますので、1カ月ちょっと様子を見ながら貸し出しを考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） ではですね、昨年度の運動公園の使用料収入と、それから管理費用はどのようになっていますか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 昨年度、令和3年度の使用料収入と総合運動公園の管理費用についてお答えいたします。

使用料収入につきましては、昨年度新型コロナウイルス感染症拡大の防止の観点から、4月、5月、6月、また8月、9月におきまして、新規の受け付けを停止した影響もありまして、サッカー場につきましては、487万7,000円、テニスコートが73万9,340円、合計の561万6,340円の使用料収入となっております。管理費につきましては、備品購入を除きまして、光熱水費、委託料などかかっておりまして、費用につきましては、1,371万7,000円となっているところでございます。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 1,371万7,000円が管理費用がかかっているということでございますが、これは言うならば今、野球場ができております。それからソフトボール場ができております。それから多目的広場ができております。そういうところの管理費用はまず入っていないと思うんですけど、結構今からは管理費用が増えていくと思います。そういう中においてですね、3月末のですね、熊日新聞を拝見いたしました。嘉島町の総合運動公園は、今年度4月から施設命名権契約を結んでおります。施設命名権契約料についてはですね、このような施設の維持管理などに充てることができると思いますけれども、将来的に甲佐町の相互運動公園の施設命名権の導入はですね、どのように考えておられるでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員もご承知のとおり、総合運動公園の名称については、正式には熊本甲佐総合運動公園緑川リバーサイドパークとちょっと長い名称ですけど、そのように定めてございます。そういう中、今回総合運動公園の施設命名権の導入についてのご提言をいただいたというふうに理解します。

議員おっしゃるとおりですね、この施設命名権の契約が成立した場合には、企業側からするとその施設の利用度が高ければ高いほど、その企業の広報活動にもつながるということでありますし、また、施設を貸し出す側からすると、契約料が収入となってまいりますので、町にとっても新たな財源確保につながる、そういう意味で非常に画期的な発想というふうに受け止めました。嘉島については確かトヨタの名称が入っていたかと思っておりますけれども、そのためにはやっぱり企業側が関心を持っていただけるような、その運動公園等の施設の知名度、あるいは認知度を高める必要があるというふうに考えます。

また、当施設の愛称を、これは令和元年度でしたけれども、一般公募を行いまして、全国から170点を超える応募があって、その結果、「Kパークこうさ」という名称が愛称として決定をしております。その決定から現在までまだ2年半しか経っていないということもありますし、それと、当施設については、国土交通省のかわまちづくり支援事業、この制度をですね、活用した整備も行っておりますので、恐らくその施設命名権を募集するにあたっては、国交省であったり、あるいは関係機関と十分な協議も必要ではないかと感じるところでもあります。いずれにいたしましてもご提案の趣旨については十分理解をしておりますので、まずは来年度から指定管理者制度のほうに持っていきたいという考えでおりますので、いろんな大会イベント等の誘致等も含めたところで、利用者増を目指すことから始めたいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 今、グラウンドゴルフ場、それからテニスコート、サッカー場、駐車場、それから野球場、ソフトボール場、多目的広場ですね、そういうのが国道443のほうから通ってみますと、すごく景観的に素晴らしいものが見えます。よそにはないような感じに見られますので、そういうのもですね、将来的にはですね、公募をされてから手を上げるところが出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、その点よろしくお願いたし

ておきます。

それからですね、甲佐町の白旗に本社を置きます大福物流の硬式野球部が、先月の5月28日からですね、都市対抗野球の大会が九州地区予選に出場いたしました。私も試合を応援に行ったのですが、ちょっと応援が少ないというふうに感じました。ちょうど5月28日ですね、甲佐町の大福物流の試合ということで、奥名町長もですね、始球式をされまして、防災無線のほうでですね、町民の皆さんにこうやってありますよということですね、放送されました。そういう中でですね、町民の方からも「わあ、あの放送はよかったね」というような声ですね、あったので、甲佐町のチームですのでですね、しっかりと盛り上げていくためにもですね、もっと応援が必要だと思います。町としてはですね、どのような応援を、支援を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） それでは町としての応援支援体制についてお答えをさせていただきますというふうに思います。

大福物流につきましては、進出企業の一つでもあり、地域活性化にもご尽力いただいている現状があります。議員おっしゃるとおり、先月大福物流の硬式野球部、大福ロジスティックスが、甲佐町として都市対抗野球大会の九州地区予選に出場されました。そのことは先ほど議員おっしゃられますように、防災行政無線にて町民の皆さんに周知をさせていただいたところでございます。

甲佐町としての応援支援ですけれども、地域振興課としましては、先ほど答弁いたしましたとおり、進出企業でもありますので、進出企業協議会や観光協会等の関係団体と、応援支援について連携が図っていければというふうには思っております。また大福ロジスティックスを応援することで、地域活性化につながるような取り組みについても検討していきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、まずは町民をはじめ多くの方に大福ロジスティックスを知っていただくことが重要だと思いますので、今回開催を予定しておりますあゆまつり招待少年野球大会の開会式終了後に、大福ロジスティックスの紹介及びアトラクションを計画しております。詳細な部分については今、協議を進めているところでございます。そのときにサポーター募集のブースの設置も検討していきながら、応援支援に努めていきたいというふうに考えてるところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 防災無線の放送はですね、町民の方から聞いたら、「ああ非常に良かったですね」で、やっぱりそういう放送があったらですね、やっぱり結果を知りたいというのをですね、お話がありました。それからですね、ある小学生、中学生の保護者ですね、こう言われました。「この前の放送は良かったですね」で、「小学校とか中学校がもし郡の代表、県の代表になったら、ああいう放送もいいんじゃないですかね」というて、「ああ良いことを言いなっですね」というてですね、役場の北側にですね、いつも県代表とかなった場合はですね、選手名、それからどこでいつあるかというとは、ちゃん

とあそこで紹介されておりますけれども、そういったことですね、もう少しやっぱり小学生とか中学生もそういう、ああいう放送での紹介も、これは私の一応提案であり要望なんですけれども、そういうのもしていくならばどうだろうかと思うんですけれども、どうでしょうか。担当課か町長でもいいです。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと前の記憶ですけど、以前確か中学校の中体連に出場したときには、その結果等について学校側からだったと思いますけどですね、結果報告があっていたような記憶があります。そういった子どもたちの活躍をお知らせするということは、これは非常に良いことだと思いますし、やっぱり学校側に対しましても関心を持っていただくきっかけにもなりますので、その点については、教育長部局と十分協議を重ねて、実現に向けて話し合いを持ちたいと思います。

それと、大福物流さんについてのいろんな町の支援もこれから考えていかなきゃなりません。先ほど担当課長のほうからある程度お話をされましたけれども、私も始球式の後の試合、日曜日の試合のときには福田議員、副議長も一緒にですね、スタンドから応援させていただきました。やっぱり、実際の生の試合を見ると迫力があってですね、見ていても全然飽きることはありませんでした。

それで、やっぱり甲佐町の記章をユニフォームにつけてですね、試合に出られるわけですから、その点はやっぱり町民の皆さん方も理解していただければ、もっともっと関心が湧くんだらうと思います。それで今後はやっぱり施設については、球場が硬式グラウンドがありません。軟式専用のグラウンドであります。ただ内野の練習とかそういうのはできるとは思いますし、町が所有する施設についての優遇措置を少し考えてみるとかですね、それから、企業側もサポーターを募っておられますので、そのへんについての町からもお知らせをしたいとしますし、あと防災無線による試合日程の結果、あるいは試合開催のお知らせであったり、あと、できれば小中学校との交流事業もやりながらですね、町民の皆さん方に、この大福物流のチームの存在をやっぱり知っていただくような工面も少し考えてみる必要があるなというふうに思ったところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 福田議員。

○9番（福田謙二君） 防災無線という名称ですのでですね、なかなかですね、そういうところ、どこまでがいいのかですね、自分でもわかりませんが、くらし安全室ともいろいろ検討しながら、ある程度そういう面はですね、うまくやっていただければと思います。

今後ですね、そういう小学生とか中学生がですね、元気にそういうのがやられるんだ、そして放送でも流れるんだと、やる気が出るんだというようなですね、そういう気持ちになって、少しでも結果が良い方向になってもらおうと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで9番、福田謙二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

では10分間だけ休憩して、50分より再開します。

休憩 午後 1 時39分

再開 午後 1 時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） 10番、井芹しま子でございます。

今回は大きく3点の問題についてお尋ねをさせていただきます。

1点目は御船に建築を予定されておりますごみ処理場建設問題について、お尋ねをいたします。まず3月議会以降、この問題で進捗といいますか進んだ点があればお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ごみ処理場建設にかかります事業の進捗ということでご説明いたします。今ありました通り、この問題につきましては、先の3月議会でも一般質問等でも答弁がなされていまして、説明の内容に重複する部分があるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

処理の施設につきましては、令和3年10月に上益城5町と民間事業者2社によりまして施設整備の協議が開始されています。その後、上益城広域連合において建設予定地の用地取得が行われている状況です。現在ですけれども、環境アセスメントの実施期間となりますが、本年度から約4年間かけましてアセスメントの実施をされる予定です。その後、3年間は建設期間として想定されている段階です。

なお、環境アセスメントの実施につきましては、上益城広域連合による造成、それから事業所による建築工事の期間、こういったものはあくまでも明確な稼働目標等については現時点では分かっていないところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 計画に沿って進められているようですけれども、この問題につきましては、前回の質問の中でも述べさせていただきましたけれども、地域住民の中には反対の声も多いと聞いております。そうした皆さんの思いとは別にこの事業計画が進められていくことがないように求めたいというふうに思っております。焼却場や最終処分場建設に対する住民の皆さんの思いは複雑なものがあります。時には色んな紛争にもなっていると聞いておりますが、こうした紛争の教訓などを生かしながら、是非とも積極的な住民参加の下で十分な議論が確保出来るようにこの点については求めたいというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後13時53分

再開 午後13時54分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどの質問の中で、最終処分場という発言をいたしました。これについては全国的な問題で述べたもので、今回の施設については最終処分場は計画をされておられませんので、その点についてはよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この件については段階をおってそれぞれの地元に対する説明会もやっておりますし、今後の計画についても県も中に入っていていただいで十分協議をしながら進めている事業です。私のほうからお願いしたいのは、誤解を招くような発言をしていただくと影響度は非常に大きいものもありますので、是非その点は注意されてのご質問をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 誤解を招くような発言ということですが、この問題については行政の都合といいますか、そういった点では私達も議会で議論してきておりますので、その必要性についても全く認めないという訳ではありませんけれども、この問題に対する地元の方たち、全体的に考えても色々課題がありますのでやはりそういった点で質問せざるを得ないと、一議員としてはそういったこともありますので是非ともきちんと答弁をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） やはり例えて言われる本心、言いたいことに繋げていく発言だったかもしれませんが、はっきりしたいのは現在進められている広域の処分場については、最終処分場は作りません。はっきりこの辺については申し上げておきたいと思えます。それに付随した形で発言をされると、非常に聞いておられる方は誤解をされてしまうということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その点については誤解を招くような発言だったことは撤回をさせていただきたいというふうに思えます。私の思いは先ほど申し上げたように、全国的な様々のそういった問題での発言ですので、よろしくお願いをいたします。

さて、今回の施設ですけれども、一日に400トンのごみ焼却能力があるという施設ですけれども、こうした大型のごみ処理施設が県内や九州にどれくらいあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 県内に400トンを超えるような施設があるかというご質問ですけれども、申し訳ございません九州管内は調べておりませんが、県内では御船町甲佐

町衛生施設組合など、共同で運営する施設が県内で21か所ありまして、そのうち400トンを超えるのは熊本市の東部環境工場一つです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 400トンを超える処理能力をもった施設は熊本市に一カ所ということでございますけれども、規模からすると大変大きな焼却能力をもつ施設になっております。5町のごみ排出量は一日約80トンの予定ですので、後の320トンにつきましては、産廃の焼却だというふうに思いますけれども、いまやCO₂や地域環境問題を考えるうえでいかにごみを燃やさないようにするか、ごみを減らしていくかなど多く議論をされているところであります。国や自治体をあげて取り組む問題というふうになっております。ごみ問題はマイクロプラスチックの海洋汚染やそれから人体への影響など、そしてまた温室効果ガスや環境問題など様々な問題を引き起こしてマスコミでも多く取り上げられているところでございます。ごみ問題をどのように考え、処理も含めてどのように考えていくのか持続可能な地球、社会を考えるうえで大変重要な問題ということは多くの皆さんの認識は一致するところだというふうに思います。

今、日本で排出されるごみの量は、OECDのデータで世界第4位、ごみをどのように処理しているのかといいますと、2021年6月の環境省のデータによりますと日本はその79.4%を焼却処分をしております。焼却場の数は断トツ世界一位で環境省のデータによりますと1,067か所で、このデータは少し古いのですが二位はアメリカで168か所だそうです。世界の焼却場の半数以上が日本にあるということになります。

一方、地球の温暖化が深刻な問題になっているのはご承知のとおりです。地球の温暖化をもたらしている温室効果ガスの排出は、日本国内では減るどころか増えているような状況です。日本の温室効果ガスの排出量は世界の5番目に多く排出しております。世界で4番目に多くごみを排出して、そして世界一の規模で焼却している状況を考えますと、ごみの焼却処理は温室効果ガスの排出に大きな影響を与えているというふうに言われております。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会では多くの限りある資源を消失させ、CO₂などの温室効果ガスの排出を増大させて今の深刻な環境問題を生みだしている、これがごみ問題の根本原因だというふうに言われております。

ごみ問題の解決はいかにごみを出さないようにするかということだと思いますけれども、この点についてはこの後控えております佐野議員が具体的な質問をされておりますので控えますけれども、私はごみ処理の問題について町はどのような役割を担っているのか、その法的根拠はあるのか、また現在の国のごみ行政はどのような方向性にあるのか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ごみ処理について町の役割はというご質問ですけれども、ごみ処理における行政の役割につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2、第1項におきまして、市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分

しなければならない。と定められております。

つまり、家庭ごみなどの一般廃棄物は市町村が責任をもって処分しなければならないということです。これをもとに町としては一部事務組合等を通じて処分を行っているところでもあります。国の処分の方向性ということですが、令和4年4月から新たにプラスチック資源循環促進法が施行されております。これによりましてプラスチック製品の細分化が求められているところでもあります。今後これにつきましても町としましては取り組みについて検討を考えていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど井芹議員からごみに対する今後の考え方やシステムのお話がありましたので、その点を少し私のほうから説明させていただきます。今回広域と民間企業を利用したところでの方策を練っているところですが、その中で施設としてはリサイクル施設、エネルギー回収施設、メタン発酵施設、堆肥化施設、そういった再資源、循環型の施設を念頭に色んな研究をされているところでもあります。それと排水の問題とか基準のこともあろうかと思えますけれども、当初5町で進める施設においてはその規模からしてこれは一般的な規制値でありますけれども、排ガス中のダイオキシン濃度が5ナノグラムTEQリューベ、煤煙中の煤塵濃度0.15g、これは1リューベ中の数字です。この数字が今回規模が大きくなるので、この基準値が当初5町でやろうとした場合よりも厳しくなってきます。先ほど申し上げたリューベ当たり5ナノグラムTEQ、これが0.1ナノグラムTEQがリューベになりますし、煤塵濃度についてはリューベ当たりの0.15gが、リューベ当たり0.04gというようなことで基準については厳しい基準が適用されるということをお知らせしておきたいと思えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 焼却施設が今回かなり大規模な施設ということで、そういった点では様々な基準値が厳しくなって、今町長が言われたような形で厳しくなって基準値も下がるというようなことはこれまで説明を受けておりますのでそういった点では理解をしているところでございます。

一般廃棄物を委託して処理する場合においても、市町村の処理責任があるということですが、国の方針としても廃棄物の減量化、再生利用の促進を加速しているわけですが、ごみの減量化を考えるうえで国のデータを見ますと近々ではありませんが、一人当たり一日のごみの排出量は県平均が831g、甲佐町は656g、嘉島は1,213g、益城は869g、御船は661gとなっております。

一方リサイクル率を見ますと、OECDのデータで日本のリサイクル率は20%ということで、先進国の中でも最低になっています。また、県平均は19.3%、甲佐町は12.8%、嘉島は9.3%、益城は9.6%となっております。しかし、令和元年度のデータでは1万3,000人の鹿児島の大崎町ですが、リサイクル率は82.6%ですからこれは取り組み次第ではこんなにごみが減らせるというような状況も作り出せるということなのだと思います。ごみを減らす、焼却を減らすこの取り組みはすぐにでも始めなければならない問題

だと思えますけれども。

ところで今甲佐町も取り組んでおりますリサイクル事業ですけれども、リサイクルして集められたものはどうなっているのかお尋ねいたします。各行政区で取り組んでおりますけれども、また今後予定されております処理施設との関係でもリサイクルの拠点といえますか、こういったものがどういうふうになるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） リサイクルの拠点作りということのお尋ねだと思いますけれども、現在町内には56カ所のリサイクルステーションを設けて行っております。そして月に一度開設しておりますけれども、水曜日と日曜日に交互にくるように行っておりますけれども、この中で現在18品目におよぶ分別を行っております。今後につきましても、5町との取り組みもありますけれども、分別方法が新たに必要になった場合にはその辺の検討も踏まえた上で、リサイクルステーションの中でも合わせて検討が必要になってくるというふうには思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今後のリサイクル推進の問題については5町の関係でもまだまだ課題があるということで今後検討をされていくということですが、もちろんそれぞれの町村や自治体で拠点作りは必要だと思いますけれども、私はこのリサイクルを進めるうえでもっと体制的にも運営的にも住民の皆さんが参加できるものにしていく必要があるのではと思いますので、その点については今後の検討の経過を見ながらまた質問をさせていただきます。

さて、今回の焼却施設は焼却内容、量からしましても各町がリサイクル率をもっとあげる、またごみの減量化の促進をしていくという中で一日80トンということなんですけれど、これがもうずっと縮小されていった場合、今予定されている焼却施設は計画上320トンが産廃の焼却ですのでほとんどが産廃の焼却施設になると思いますけれど、今後この民間の産廃の処理施設において行政はどんな点について関与をしていこうと考えておられるのかその点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 今後ごみ処理施設の建設に伴いまして行政がどういった関与をしていくかというご質問ですが、行政に関しては町と上益城広域連合、それと県の行政が携わります。それぞれの関与につきまして説明していきたいと思えます。

まず、甲佐町をはじめとする郡内5町の関与についてご説明していきたいと思えます。今回のごみ処理施設を整備するためには、民間事業者が設立した新会社に郡内5町が出資するというのを予定しております。郡内5町が出資することで、企業の経営状況、廃棄物の搬入状況、環境モニタリング状況など対しまして、行政として一定の関与ができるようにするのが目的でございます。なお、出資の時期につきましては、ごみ処理施設の共用開始前を予定しております。出資金額をはじめとする詳細な内容につきましても今後検討していく形になります。

続きまして、上益城広域連合の関与についてです。ごみ処理場の建設用地については上益城広域連合が取得した用地と先ほど申し上げましたけれども、この上益城広域連合が土地を造成しまして民間事業者に貸し付けるということとしております。施設の整備や運営など完全に民間事業者に任せるのではなく、上益城広域連合が土地の所有者として民間事業者に対して一定の関与が出来るようにすることが目的であります。

続きまして、熊本県の関与についてです。民間事業所において本年度から4年間かけて環境アセスメント、環境影響評価と言いますけれども、これが行われる予定です。民間事業者は地域の意見を踏まえて作成した環境影響評価の各種書類を熊本県に提出しまして、熊本県が設置します環境影響評価審査会で審査されます。

また、熊本県はこの環境影響評価審査会で意見を交わしたうえで民間事業者に意見を述べるといった関与をしていくという形になります。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 関与の仕方については出資も含めて十分に検討がされるものというふうに思っております。地区の環境とか健康問題を守るうえでも行政の関与は非常に重要だというふうに思います。実効性ある協定を求めたいというふうに思いますけれども、今後ごみ処理施設については議員の視察も予定されているとなっておりますので、多くの課題を抱えた問題でもあります。今後も引き続きそういった視察も踏まえながら質問を予定しておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

2点目、保育園の米飯（主食）への補助について、3歳以上のご飯のみの持参をなくしてはどうかという点についてお尋ねいたします。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、まず今保育園の給食状況はどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） お答えさせていただきます。保育園や認定こども園に入所されています3歳以上の子供さんの食料費については保育料が無償化になる前から保育料の一部として保護者の方々に負担していただいております。主食については持参、または園に実費を直接納付という形になっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今答弁をしていただきましたように町内のほとんどの保育園が3歳以上はご飯のみを持参しているという状況ですけれども、2歳までは保育園で準備をされているわけですけれども、このご飯のみの持参について冬等は温めていただいていると思いますけれども、何と言っても小さい子供たちが炊き立ての温かいご飯で給食を美味しく食べて欲しいという思いなのですけれども、また合わせてこの事業によって甲佐産米の消費拡大を考えて欲しいと思っております。

ご承知のように昨年はコロナ禍による外食事業が落ち込みまして、米過剰が米価の暴落に繋がりました。一俵は農水省がいう生産費1万5,000円にも遥か届かないような数字で赤字のような状況です。米需要拡大、農家支援にも繋げるものとしてこの補助について

は検討できないかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 甲佐のお米の活用というお話もございましたが、食材料費につきましては、在宅で子育てされる際にも発生する経費でありますし、授業料が無償化されております義務教育の学校給食や他の社会保障分野での食事も自己負担となっていることを踏まえて、保育園での食材料費も保護者に負担していただくということになっております。現在のところ義務教育と同様に町で食材料費の補助を行うということは考えていないということです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 保育園等で米など食材の補助は考えていないということでしたけれども、様々な支援の中でこういった支援をしている自治体もあって、朝から新しいご飯を炊いて下さいと言われていたと思います。様々な人の手が弁当に触っておりますので衛生面、様々なことを考慮してこの点を提案をさせていただきました。

今後もそういった点でまた皆さんの声を聞きながら質問をさせていただきたいと思っております。

3点目に物価高騰対策について、お伺いをいたします。原油価格や電気、ガスなどの料金を含む物価の高騰を受けまして、国の対策が強く求められている中で、本年4月26日に政府は一兆円の予算で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設しております。この対応分について、町はどのような対応をお考えなのか3点についてお尋ねいたします。

1点目は生活困窮者や低所得の方々に対する支援です。

2点目はひとり親家庭の世帯、子育て世帯への支援についてです。

3点目は農林業など事業者支援についてお尋ねいたしますけれども、厚労省のデータによりますと日本の相対的貧困率は2018年で15.7%、国民の約6人に1人が相対的貧困ということで、また一方子供の貧困率は13.5%、約7人に1人が相対的貧困となっております。昭和60年は10%でしたから子供の貧困も深刻化していると言えるのではないかと思います。

また、厚労省の調査によりますと、生活が苦しい割合は児童のいる世帯では6割、母子家庭では8割にのぼっております。こうした状況が甲佐町の実態と違うかは調査をしてみないと分かりませんが、大きく違うということではないのではというふうに考えます。とりわけ低所得の家庭やひとり親、子育て世帯の皆さんが暮らしを直撃しているのが非常に考えられないと悲鳴があがっている値上げラッシュです。1月から5月までで4,770品目が値上がりしたということですけれども、6、7月においても3,615品目が値上げの予定だそうです。秋口も値上げラッシュが続くと予想されております。異常な物価高騰からこうした世帯への支援は緊急を要すると思えます。ぜひこうした世帯への、しっかりと暮らしを支援する施策を求めたいというふうに思いますけれども、町としてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」につきましては、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援、また学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取り組みをしっかりと後押しをするということになっておりまして、コロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が発行する事業に幅広く活用することが可能ということになっております。国のほうから原油価格、物価高騰対応分ということで通常分と合わせまして本町のほうには7,876万5,000円の配分がっております。それぞれの地域の実情に応じて取り組みを行うということになっているところです。

本町におきましては、国から対象事業として示されております生活支援、産業支援という、それぞれの事業に対して活用を図るということになりますけれども、現在町内のほうで担当課、それぞれ事業検討、また提案、募集を行っているところです。できるだけ早く事業を決定し、事業が実施できるように準備を進めてまいりたいと考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今答弁していただきましたように、その中で私は具体的な対応の一つとして低所得の方々やひとり親世帯、子育て世帯への米の購入費補助、この仕組みは色々あると思うのですが、先ほども保育園のところで述べましたように甲佐産米を物価高騰が続く間でも数量を限定することになると思いますけれども、無料券や非常に安く購入できる仕組みなど、物価高騰に苦しむ低所得の方々や、育ち盛りの子育て世帯の暮らしを応援するために是非検討をお願いできないかということが1点です。

そしてまた、3点目の農業者への支援についてですけれども、ご存知のように海外に依存していた肥料や飼料、種、燃油などの高騰に加えて2年越しのコロナ禍の中、米の需要が激減してそれが過剰米に繋がって2021年の米価は暴落するなど農家経営は非常にかつてない危機に直面しているところです。

また、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動などによる食料問題も深刻になっております。このような中で、物価高騰などによる経営危機を支援するために町はこの点についてはどのようにお考えなのか、またそういった方向性など町も検討しておられるのであればこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） これまで新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、こちらにつきましては総額で6億4,000万円ほど配分されております。今まではプレミアム商品券の発行であったり、ワクチン接種における輸送支援事業、子育て世帯への臨時特別給付金事業への町の上乗せ事業、また大学生等への応援事業、がんばれ妊産婦事業など、避難所等の新型コロナウイルス感染防止対策など感染拡大防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や地域住民の支援として事業を実施しております。

今回配分されます臨時交付金につきましては、先ほども申しましたけれども、一般分も

含めたところで原油価格、物価高騰対応と合わせて配分されることとなります。この原油価格、物価高騰の対応につきましては、コロナ禍の影響の長期化により町民の方々の生活や地域経済への影響は依然として続いておまして、加えて議員がおっしゃられますとおり原油価格、物価高騰によって町民の方々の生活や事業者にも大きく影響しているものと思われまます。生活支援に関する事業として、コロナ禍においては原油価格、物価高騰に直面する生活困窮者等、また生活者の負担軽減に資する支援事業、また産業支援としては農林業者や運輸、交通分野など事業者の負担軽減となる事業を構築していくというところで今検討していくところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今回の交付金事業につきましては、先ほども答弁ありましたように、国は生活に困窮する方々や子育て支援についてしっかりと後押しをするものだというふうに言っております。具体的な支援事業はこれからということでしょうけれども、是非この国の方針を踏まえてしっかりと生活の支援に繋がる事業施策を求めたいと思います。

また、農業農家への支援についてもこれまでも度々訴えてまいりましたが、日本の食料自給率は37%と極端に低く、先進国29カ国中26位となっております。食料問題が深刻になる中で、今回の物価高騰で農業を続けられないというような声もあがっております。是非とも、農家の減少に歯止めをかける点でも、今回の物価高騰についての対策をしっかりとさせていただくように求めまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後14時28分

再開 午後14時40分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野安春でございます。

本日の一般質問最後になります。よろしくお願ひいたします。

一般質問通告書に従いまして、質問を行ってまいります。

今回の一般質問は鳴瀬議員の子育て支援の拡充と、町独自の新たな施策についてと、福田議員の町営バスについてという内容的に似ている部分が出てくるかと思いますが、予定をしていました質問事項に沿って行いますのでよろしくお願ひいたします。

まず、第一に質問事項、子育て支援の充実をであります。

子育て支援策については子ども医療費助成で対象が15歳から18歳までに引き上げられて今年4月1日から施行されました。県内市町村の実施状況をみますと18歳までの助成は今年中に実施予定の自治体を含みますと36市町村となり全体の80%となります。15

歳までは9自治体となっています。ここ数年で15歳から18歳に引き上げた自治体が増加したものと思います。この支援策の実現は子育て世帯には大変喜ばれる支援策であるというふうに思います。私も議会一般質問で3回ほど取り上げて18歳までの助成をと質問を行っております。

さて、町第7次総合計画においてまちづくりの方向性として将来人口は生産年齢人口15歳から64歳の減少幅が拡大することが予想され、特に男女とも20歳から40歳代の年齢の減少が大きく、これらの年代に対する対応策は必要になりますとあり、住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりを進める必要があると述べられ、結婚出産子育てまでの一貫した支援体制の強化や子育てに優しい取り組みが必要になります。とあります。私はそのとおりであるというふうに思います。

これまでも国や自治体から低所得の子育て世帯への生活支援臨時給付金、3歳児以上の保育料の無償化など様々な子育て世帯への支援策がっております。様々な子育て支援策がありますが、今回の質問については出生祝い金について取り上げました。

平成29年2017年12月議会において出生祝い金改善策として、現在の第3子以降の出生児を対象に出生祝い金を支給しているものを、第1子からに検討をしてはと質問を行いました。県内町村自治体の出生祝い金の支給状況を調べてみました。県内31の市町村がありますが出生祝い金を支給している自治体が21、支給のない自治体は10と約7割の自治体が支給を行っております。祝い金の金額は1万円から50万円まで幅広く支給されております。出生祝い金の支給の在り方ですが、20町村が第1子から支給しています。甲佐町だけが第3子からとなっております。隣町の美里町はそれまで第3子以降の祝い金を、昨年4月1日以降からは第1子からの支給に変更しております。平成29年の私の一般質問での町長の答弁で、以前は3万円だったのを私の代になってから10万円に引き上げたと発言されていますように改善はあり得ることだと思います。町の第3子からの出生祝い金は多子世帯への支援だと思いますが、多子世帯も始まりは第1子からであります。現在の第3子から支給されている出生祝い金を第1子から支給するというを是非検討されたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは今までの経緯と他の自治体の状況等については担当課長から説明をさせていただいて、その後本題については私のほうで答弁させていただきます。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） これまでの経緯と近隣町村の状況について説明させていただきます。本町では少子化対策としまして現在3子目以降のお子さんの出生時に出生祝い金として現在10万円を支給しております。支給実績ですが昨年度は23件でございました。本事業の経緯ですが、平成10年度に5万円でスタートいたしまして、一旦3万円に減額され、平成20年度に10万円に増額しております。

現在、県内では14市のうち2市が、31市町村のうち21市町村が出生祝い金、またそ

れに類した支給事業を行っております。特に近年、年少人口が減少している自治体で祝い金の新設又は拡充がなされているようでございます。近隣市町では美里町と山都町が第1子目から支給を行っておりますが、御船町、嘉島町、益城町、宇城市、宇土市では事業自体を行っておられません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 出生祝い金の件でご質問いただいております。今担当課長のほうから説明した通りそれぞれの自治体で取り組みが違うわけでありましてけれども、私がいつも申し上げております通り甲佐町独自でやっていて他町ではやっていない支援策もありますし、また逆のやり方もあるというのは十分承知おきをしておるわけですが、鳴瀬議員の時にもお話しした通りその辺は総合的な考えで判断すべきだろうというふうに思っております。それと高校生までの医療費無料化については今年度から実施するわけがありますので、おっしゃりたい気持ちは十分分かりますが、やっぱり限られた予算の中でこれは対処すべき問題でありますので、そういくつも一度にやれるということはなかなか困難な部分もあるということをご理解をいただきたいというふうに思うところでもあります。

また、本町独自の件においては保育料の軽減にしても国に先んじた形でやらしてもあったところでもありますし、その他定住と合わせたところでの未満児、就学前の子どもたちに対して一人10万円といったそういう間接的な応援をさせていただいているというのは先ほど述べたとおりであります。やはり限られた予算の中でいかにして最大の効果を発揮していくのか、やっぱりその財源にはしっかり向き合った上で判断しなくてはならないと思います。前に義務的経費が投資的経費に関して少ないというような話もありましたけれども、よくよくその中身を見ていただくとお分かりいただいたというふうにも思いますし、これまでも子育て支援については色んなご意見をいただいております。町は町として真剣にその辺については向き合った施策をこれまでもさせていただいていると思いますのでこの各種子育て支援に関して、あるいは今後拡充する場面があるとしたならば、是非ご提言もそうですけれども、予算面の審議の際にも是非ご賛同いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長の真剣な答弁があったと思いますが、町長がよくおっしゃいます総合的な支援をやっているというお話で、おっしゃる意味も分かるわけですが、総合的な支援というのも具体的な支援の積み重ねを集合したものではないのかなというふうに思います。今回は子育て支援策の中で、出生祝い金についての質問を行ったわけですが、私が質問の中でもお話をしましたように、過疎と言われる自治体がこの施策を実行しております。やはり熊本市やその近郊で人口増が特別大きな対策をしなくても進んでいるところは、設けていない自治体が多いのかなというふうに思います。これも一つの実行している一つでありますので、改善策も今までもされたように是非ご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に進ませていただきます。質問事項の学童保育についての質問であります。

放課後児童クラブ、学童保育は全ての子供たちが放課後の時間を大人の見回りのもとで安全に遊び、宿題をしたりスポーツ等をしたり安心して過ごせる環境を提供するところだと思います。新型コロナウイルスの感染拡大により学童保育の運営も大変な状況があったのではないかというふうに思います。町には「くるみクラブ、ゆうぐれハウス、げんきクラブ」の放課後児童クラブがあり、また放課後子ども教室がありますが利用する児童数はそれぞれに何人でしょうか。また対応される指導員は何人でしょうか。施設毎に示していただいて、また放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いについてもご説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） はい、お答えさせていただきます。放課後児童クラブには主に甲佐小の児童さんが利用されている「くるみクラブ」、こちらが会員30人に対しまして支援員が6人。主に龍野小学校の児童が利用します「ゆうぐれハウス」が会員10人に対し支援員7人。主に乙女小と白旗小の児童が利用します「げんきクラブ」が会員13人に対し支援員11人が雇用されております。いずれのクラブも支援員は交代制で、利用者数に応じて2から3人で対応されている状況でございます。

放課後児童クラブがいわゆる学童保育というものであるのに対しまして、放課後子ども教室は地域の方々の参画を得て子供たちに学習や様々な体験、交流活動の機会を定期的、継続的に提供していくもので、本町では乙女小学校において松山塾という名称で毎週水曜日と金曜日に実施されております。令和4年度は21人の申し込みを受けております。両親が共稼ぎなどで昼間保護者が家庭にいないことが利用条件となっている放課後児童健全育成クラブと異なり、放課後子ども教室は希望すれば誰でも参加することができるようになっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

障害を持っている子供たちの学童保育の利用状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 障害をもたれている子供さんの定義を、福祉サービスの有無ということで答えさせていただきますと、放課後児童健全育成クラブ3クラブで、それぞれ1から3人が利用されているという状況でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 障害をもたれている子供さんを受け入れる場合には支援員を増やすなどの措置をされているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） 放課後児童健全育成クラブの運営費は基本的に2分の1を保護者さんから、残り2分の1を国、県、町が3分の1ずつ負担することになっております。これに加えまして公費分には障害を持つお子さんの受け入れを推進するための費用

を加算させていただいておりますので、各クラブにおいて専門的知識を有する支援員を配置していただくようお願いしているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。

子供さんが保育所などから小学校に進学する際に、保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、仕事と育児の両立が難しくなることを「小1の壁」と言うそうですが、甲佐町の学童保育における課題は何かありますでしょうか。また、待機されているお子さんはありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（橋本良一君） まず待機児童からお答えさせていただきます。3クラブとも定員に至っていない状況ですので待機児童はおられません。

「小1の壁」と言われます開所時間の問題につきましては、3クラブとも延長保育を実施しておりますので、これまで町に対し利用者の方から要望等は入っておりません。

先ほど、障害児の受け入れについてご質問がありましたが、問題点ということで説明させていただきます。障害をおもちのお子さんは放課後児童クラブだけではなくて、放課後等デイサービスという福祉のサービスも利用することができます。学童保育は両親が共稼ぎなどで昼間保護者がいないことが条件ですが、放課後等デイサービスは保護者の就労の有無は問われません。障害をおもちのお子さんが少しでも自立出来るように教育を行うことを目的としております。放課後等デイサービスでは対象児童の発達段階や特性に応じたプログラムが提供されるものですが、このサービスでは障害の程度に応じて1か月の利用日数が決まっております。最多でも23日しか利用することができません。利用日数が少なく、両親が就労されていない場合は放課後等デイサービスだけでは日数が足りませんので学童保育で対応が可能な場合は学童保育を併用ということになります。

そこで、課題としまして、障害をもった子供さんを受け入れるために、支援員の方々の専門知識や技術等を習得していただくため研修の機会を確保していくなどの支援を継続して行っていく、また、放課後等デイサービスなど他サービスとの連携を円滑に行うことができるような体制を構築していくといったことが課題としてあげられます。

今後も運営団体、支援員、1番に利用者ですけれども、皆さんの意見を聞きながら関係機関と連携して、より良いサービスを提供していくことが出来るよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 新型コロナウイルス感染症については人の集まりで感染の広がりがあると言われておりますが、学校や学童保育所はまさに人が多く集まる場所で、クラスター発生施設として高齢者施設や医療施設と共に学童保育施設もあっていると聞いております。臨時交付金もありますが、やはり出来るだけスペースのある施設の必要性もあるのかなと思います。

続いて、3番の質問事項に移らせていただきます。

町営バスの充実をということで質問を行います。

この問題につきましては、昨年12月定例会一般質問におきまして交通ネットワーク対策についてということで質問を行っておりますが、町営バス小型化、運行体制や事前予約制導入など改善策はいくつか示されましたが、まだ具体化されていないところだと思います。病院への通院や買い物など町営バスが利用できれば大変ありがたい、年金だけの収入でタクシーを利用するのは経済的にも厳しい、町営バスの路線延長はできないものかという町民の方の声も聞いたりします。

そこで、今回町営バスの充実をということで取り上げたものです。昨年12月議会での古閑企画課長の答弁で、高齢者の利用は約7割が全く利用されていないという調査結果というのもありましたが、路線が及ばないところでは利用しようにも利用できない状況もあるかというふうに思います。甲佐地区では東寒野地区や下豊内の湯田地区、これまでの一般質問では荒田議員から上早川地区の路線延長が取り上げられてもおります。

また、資料でお分かりのように町営バス発足以来、町民の要望などにより路線延長などが幾度となく行われて町民の生活を支えてきました。地域公共交通の本格的な改善策は見通しとしては必要であると思いますが、今できる改善策はすぐにでも実現するということではできないものでしょうか。例えば、路線延長についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 路線延長はできないかというご質問ですけれども、町営バスの路線延長につきましてはお配りしております資料に記載しているところですが、例えば宮内方面六谷坂谷線では、昭和47年に役場から打出まで運行開始しまして、その後谷内、本坂谷、六谷こちらまで延長しております。平成9年には路線変更として打出から甲佐岳登山口までのルートを追加しているところです。龍野方面、稲生野甲佐線につきましても同様で、その系統での延長や一部路線を変更しているところになります。

新たな路線の開設などにつきましては、現状の運行体制、マイクロバス1台で2路線で1日16便、これでの運行には無理がありまして既存路線の大幅な整理、また縮小も必要になるものと考えます。

また、東寒野方面におきましては、西寒野の地区の方を民間バスであります熊本バスさんが運行されておりますので、民業圧迫ということもございますので、なかなか難しいものではないかというふうに考えております。湯田地区、上早川地区につきましても、現在の車両では道路の状況等を考えれば少し厳しいものがあるというふうに考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 古閑課長のご答弁からであります。西寒野地区は確かに熊本バスの路線がありますが、東寒野に行く路線はありません。西寒野で一部分熊本バスと重なるところはありますが、それで私は民業の圧迫とはならないと思います。熊本バスの寒野の時刻表を見ればバスの運行は朝の6時台から夕方6時台まで1時間から2時間に1本か2本です。平日と土曜日祝日はいくらか違いがありますが、運行時間は重ならないよ

うにできるというふうに考えます。熊本バスのバス路線と、西寒野の打越線を町営バスのバス路線とすれば、それぞれの路線は違っているわけですから、大きな圧迫にはならないというふうに考えます。一部の自治体が導入している乗合タクシーなどは自治体内を細かく移動するわけで、民間バスの路線と重なる部分はいくつもあるのではないかと思います。民間バス事業を支援している町としても、民間バスには町の実情に対しての理解を求めても良いのではないかと思います。

また、現在の運行形態については、何らかの見直しをしなければ改善も当然できないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑敦君） 先ほど答弁しました通り新たな路線の開設などにつきましては、現状の形態ではとても運行上に無理があり既存路線の大幅な整理、縮小が必要になるものと考えております。

また、路線変更や新規の路線を設定するためには、まず町の地域公共交通会議、こちらのほうで審議をして、了解を得る必要がございます。その後、陸運局への許可申請をするということになります。地域公共交通会議につきましては、町のほか、九州運輸局、バスやタクシーの事業者、これらによる旅客運送事業者、それと住民代表、旅客運送業の団体、旅客運送業の職員団体、警察、道路管理者等で構成されておまして、利用の見通しのほか、道路の幅員や交通安全対策なども含めた多角的な視点で審議がされることとなります。今後も引き続き議員おっしゃいますように他自治体の参考例も導入しつつ本町の実情に合致した持続可能な公共交通の在り方、こちらのほうを研究していきたいと思えます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町民の皆さんの移動手段の確保については、自治体がやらなければどこもやれるところがないと思います。町民に対しての責務でもあると考えます。これまで各議員から高齢者の移動手段の確保、交通弱者への対応は、高齢者へのタクシー券補助は、など対策を要望していることはこの背景には町民の皆さんからの強い思いがあるのですから是非とも改善の手立てをというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 少しばかりこの町営バスの元々の送りの方から説明して、それと現在の利用者状況等も含めたところでご説明した上で、お話をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

この町営バスの送りについては民間バス事業者の路線廃止、そういったことに伴いましてその代替策を担う目的で昭和47年に、まずは宮内地区の町営バスの運行が始まりました。

その後、龍野地区への路線拡大を行って、両地区の高齢者などの買い物や通院、また数年前からは宮内区の子供達が甲佐小学校と統合したということで、その通学的手段として現在まで2系統で運行しているような状況となります。従って現在の乙女地区、それか

ら白旗地区についてはこの町営バスの運行がなされていない区間ということは、まず承知おきいただきたいと思います。

それで昨今、当然これはマイカーの利用の普及が進みまして、また人口減少それから高齢化といったことによりまして利用者は激減をしている状況であります。開設当初を改めて調べてみましたところ、年間約2万3,000人のかたがご利用いただきました。最盛期を調べてみますと、これは昭和62年になりますけど、この時には3万8,000人の方々が年間ご利用なされたという数字が残っております。そういった利用者数が平成20年になりますと9,352人、そしてここ2年間については2,700人から2,800人とそういう利用者となっておりますし、またその申し上げた数字については甲佐小学校の児童数の登下校の利用者の数もこれに含まれております。従って一般の方々が利用される人数というのはそれからもっと減るといような状況になるということをご理解いただけたらと思います。

それとあまり収支のことは言っちゃいかんのでしょうけど、敢えて申し上げさせていただきますと、毎年700万円から800万円の赤字を補填しております。令和3年度については企画課長から先ほど説明があったかもしれませんが、収支を計算すると約900万円の赤字が出るというような状況になっております。町民の交通手段を確保して行かなきゃならんというのは十分それは私共も考えておりますけれども、同時に財政面上のこの視点というのは行政側としても当然考えていくことが必要ですし、地域公共交通の在り方についても今担当課のほうで十分協議をして、なんとか利用者の交通手段を妨げないで新たな側面も含めたところで良い方法はないかということでもいろいろ模索中であります。

議員がおっしゃるように路線を延長してやるって言う事も分からない話ではありませんけれども、そういった理屈でいきますと乙女地区、それから白旗地区においては元々町営バスの運行もあっておりませんし、当然幹線道路については熊本バスが走っていますから必要なかったかもしれませんが、それを横の軸で考えた場合にはそれを連絡する手段はないわけなんですよね。だからそういったトータル的な視点でぜひこの問題は解決すべきだろうというふうに私は考えているところであります。

非常に難しい問題ではありますけれども、そしてまた解決しなければならない問題でもあります。その課題というのは十分認識しておりますので、地域公共交通の在り方、これは単に町営バスばかりの話では解決しない問題だと思いますので、色んな角度から視点を入れて協議し、最終的な判断を出したいと考えます。答えになったのかは分かりませんが、以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長の複雑な思いも分からないわけではないところがありますが、やはり町営バスにしましても、民間の路線バスにしましても、県内の状況を見ますと、とても黒字化できる状況ではないというところがあるというふうに思います。やはり町営バスの運行にしましても、その意味は町民の福祉が一つの目的になるのではないかと思います。今まで色んな何度となく他の議員の皆様も合わせてこの問題を何か前進できな

いか、というところで質問が行われていると思います。そうした意味で、色々模索をされているところであると思いますが、もう一步具体化が出来れば大変素晴らしいなと考えております。そういうことで最後の質問になりますが。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 一つだけ言い忘れたので敢えて申し上げておきますけれども、交通弱者の方々を救済する意味での町営バスの運行というのは非常に大事なことでありましたので、それと同時に免許返納者に対しての対応をやはり考えないといけないということで、これは多くの議員の方からご提言をいただきました。その一つの代替策として考えたのが移動販売です。これまでも商工会や社協だったりで色々な話をさせていただきましたけれども、結果的に実らなかった、実現に至らなかった経緯がありますので、これをなんとか解決して少しでも町に出られなくても買い物が出来るという場面を作り出したかった思いでこの事業に取り組みました。これについては、新型コロナウイルスの国からの臨時交付金を活用しながら町の思いを事業者のほうで理解していただいて、実現したところがあります。色々話を聞きますと、非常に喜ばれているというお話もありますので、この点については本当に良かったと思っております。付け加えになりますけれども、すみせんがお話させていただきました。ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今町長からお話しがあった点については、私も町民の皆さんから喜ばれることが実現したということは思っております。今言いましたように町営バスの問題でも何か具体的などが進めばなおさら良いなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、質問項目の4番のごみの削減について話を進めさせていただきます。

今年の6月6日熊日などの朝刊においてラーメンの袋やバケツなどプラごみ、プラスチックのごみが海底を汚染していると大きく報道されていまして。海洋物理学の大学教授が回収はほぼ不可能、プラスチックを開発した人間は加害者でもあり被害者でもある。地球温暖化問題と同様、世界全体で削減に取り組むべきだと述べております。

さて、町第7次総合計画では自治体のSDGsへの取り組みで、地方自治体においてもSDGs達成のための積極的な取り組みが不可欠であるとしています。17の持続可能な開発目標にはごみ削減に関する項目もあります。2015年9月の国連サミットにおいて先進国を含む国際社会全体の2030年までの持続可能な開発目標SDGsが採択をされております。

SDGsの目標2「飢餓をゼロに」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」がごみ問題に関係する目標であるとされております。これらのSDGsに関する目標を含めて総合計画においてはごみの減量化、再資源化を促進するとありますが進捗状況はどうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 第7次総合計画におきましてごみの減量化、再生資源化の促進状況ということについてご説明させていただきます。

第7次総合計画ではごみの減量化、再生資源化の取り組みといたしまして、住民の意識向上を図ることや分別収集の促進などを行うことといたしております。この中でこの取り組みの活動仕様がありまして、家庭内資源ごみ排出量、及び家庭内ごみの排出量の縮減をあげております。

この取り組みの実績としましては、令和元年度の可燃ごみと資源ごみの排出量は、甲佐町年間一人当たり 283 kg です。令和2年度が 264.3 kg、令和3年度が 269.2 kg となっております。年間一人当たりの排出量は年々減少にあるというふうになっております。すでに総合計画の令和7年度の間目標値であります 276 kg を下回っている状況でございます。今後も引き続きゴミの減量化、再生資源化を目指してこの取り組みが引き続き行っていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 持続可能な循環型社会を推進するための4R「リフューズ、ごみになるものの拒絶、リデュース、ごみの減量、リユース、再利用リサイクル再資源化」の取り組みとして具体的にはどのような実践をされていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 持続可能な循環型社会を推進する4Rの取り組みということで、現在先ほど申しました通りごみの減量化、再生資源化が重要であるということを住民の皆様に対しまして啓発活動に取り組んでいるところであります。

国から令和4年4月からプラスチック資源循環促進法が施行されることになりました。これは先ほど井芹議員の中でも説明させていただきましたけれども、行政においてはこれまで可燃ごみとして取り扱っていたプラスチック製品につきまして、さらに細分化が求められることとなります。このため令和3年度にはプラスチックリサイクルの実証事業としてクリーンセンターで実証事業を行っております。プラスチック製品の処分量、処理量がどれだけ上がるのかというのを試算しましたけれども、思っていた以上に想定以上の製品が回収されるということがわかりました。

今後はこういったプラスチック製品のリサイクルも必要になってくることから、今まで以上に住民の皆様にはご協力をお願いしなければならなくなるということもありますけれども、このためにはですね分別方法ですとかそのリサイクルを始める次期、そういったものについて現在進められておりますごみ処理施設の建設と兼ね合いもありますので、今後郡内5町でじっくりと検討していきたいというふうに思っているところであります。

また、現在国が進めております持続可能な発展のための活動の中には環境問題の取り組みもその一つとして挙げられております。

環境問題は住民生活や民間の事業活動と密接に関わっておりますので、行政の取り組みや努力だけでは解決は図れないというふうに思っております。住民の皆様、民間事業者、行

政がそれぞれの立場を活かしながら進めていくと、共同の取り組みを考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。以前、町はコンポスト、生ごみたい肥化容器への補助を行っていましたが、現在は行われておりません。コンポストは生ごみの水分をかなりの量を飛ばしたり、たい肥化するなどごみ削減に有効であると考えますが、私が調べたところ県内市町村においても補助を行っている自治体はおよそ7割ありました。補助を再開してごみ削減に活用してはどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） ごみのコンポストの補助のまた再開という話ですけども、言われました通り町は生ごみの減量化、再生資源化の取り組みといたしまして平成22年度から生ごみの処理機の設置の補助を行っております。平成24年度までにこの事業で148機の設置をしましたがけれども、ちょっと少なかったってことでもあり目に見えるような効果があげられなかったと、また使われた方には処理時の匂いとか音がうるさいとかそういうところ、あと堆肥化する処理が時間がかかるというようなご意見もありまして平成26年度でこの事業は終わっております。

その後、新しい事業としてコンポスト容器購入の補助を行っております。この事業は平成27年度から実施しておりましたけれども、3年間で29件でした。設置がですね、申請自体も少ない状況でした。先ほど言われました通り県内では7割と言われましたけれども、コンポストだけでいくと使われているのが5割ぐらいの補助になっておりますけども、平成29年でこの事業につきまして甲佐町は終了しております。

ごみの減量化のためには住民の皆様や民間事業者の協力が不可欠であります。生ごみ処理機設置やコンポスト容器導入補助についてはごみ減量化のために今大変重要な、ごみ減量化のための住民の皆さんに対する啓発活動の一環として行なってきた事業であります。住民一人ひとりの意識がごみ減量化につながるということを浸透させるためにも今後も国や県、そういった補助制度あたりは情報収集を行って取り入れていきたいと、また住民の皆様や民間事業者のかたへの情報提供、啓発活動によりましてごみの減量化、再生資源化の推進を図っていくことが必要であるというふうに考えております。

新たなごみ処理施設の建設が今後計画されておりますけども、郡内5町と連携したごみの減量化の取り組みも検討していきたいというふうには思っております。先ほどありました通りその辺も含めて色々検討していきたいなと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 答弁が多かったから聞き逃したかもしれませんが、私が質問しましたコンポストの補助の再開ということはまだお考えではないということですかね。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（白石亨君） 再開につきましては、検討は今考えておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） コンポストについては、私のところにも1つあるのですが、ためになっているというふうに思います。費用についてもそんなに高いものではないと思いますので、補助があるということだけでも活用が広がるのではないかなというふうな思いがあります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日14日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後15時26分

6月14日（火曜日）

令和4年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

- 1. 招集年月日 令和4年6月10日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 6月14日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 延会 6月14日 午後2時24分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 永井恒一	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 白石亨	住民生活課長 橋本良一
健康推進課長 上古閑一徳	福祉課長 宮崎貴美代
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	
農業委員会事務局長 井上幸介	選挙管理委員会書記長 北野太

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

9番 福田謙二 4番 鳴瀬美善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第36号 甲佐町企業立地促進条例の制定について
- 日程第2 議案第37号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第38号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 権利の放棄について
動議 権利の放棄に関する審査特別委員会設置、議案の付託
- 日程第5 議案第40号 町道の路線認定について（グリーンセンター線）
- 日程第6 議案第41号 町道の路線認定について（尾ノ上一丁田線）
- 日程第7 議案第42号 町道の路線認定及び廃止について（県道八丁線）
- 日程第8 議案第43号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について
権利の放棄に関する審査特別委員会に付託
- 追加日程第1 動議 議会活性化に関する調査特別委員会設置
- 日程第10 議員の派遣について
- 日程第11 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第12 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第13 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第2 権利の放棄に関する審査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第3 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしております。傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 議案第36号 甲佐町企業立地促進条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第36号「甲佐町企業立地促進条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。それでは、議案第36号について、ご説明申し上げます。

議案第36号、甲佐町企業立地促進条例の制定について。

甲佐町企業立地促進条例を次のように制定するものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、本町における企業誘致及び立地を促進し、もって本町産業の振興、地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、町内に工場等を設置する事業者に対して奨励措置を行うにあたり、本条例を制定するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。条例の本文となります。読ませさせていただきます。

甲佐町企業立地促進条例。

目的、第1条、この条例は、甲佐町における企業の誘致及び立地を促進するため、甲佐町内に工場等を新設又は改修等をする者に対し、奨励措置及び便宜の供与を行い、もって本町産業の振興を図ることを目的とする。

定義、第2条、この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、工場等、事業の用に供する施設又は設備をいう。

第2号、新設、町内に新たに工場等を設置することをいう。

第3号、改修等、町内に工場等を有する者が現有の工場等の事業規模を拡大するため町内に工場等を増築又は改修等を行うことをいう。

工場等の指定、第3条、町長は、新設又は改修等をされる工場等が次の各号のいずれ

かに該当し、かつ、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該工場等をこの条例を適用する工場等（以下、適用工場等という。）として指定する。

第1号、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第24条に定める設備を有し、かつ、これを当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日日雇い入れられる者を除く。）を5人以上有する工場。

第2号、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第2項第1号に規定する区域内にあって、同法第26条、地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設を有する工場。

第3号、各号以外の工場で規則で定める工場。

第2項、町長は、工場等が公害を発生するおそれがあるものの又は公害発生防止に必要な措置を講じていない場合は前項の指定を行わないものとする。

第3項、第1項の指定を受けようとする者は、適用工場等指定申請書に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

奨励措置、第4条、町長は適用工場等の新設又は改修等を行う者に対し、次の奨励措置を行うことができる。

第1号、固定資産税の不均一課税。

第2号、企業用地取得奨励金の交付。

第2項、町長は、適用工場等が前項に掲げる省令措置の対象に該当するときは、それぞれ奨励措置を併せて行うことができる。

第3項、第1項の奨励措置を受けようとする適用工場等は、規則で定める手続きにより、町長に申請しなければならない。

固定資産税の不均一課税、第5条、町長は、適用工場等を有する者に対し、甲佐町税特別措置条例（平成元年甲佐町条例第4号）の定めるところにより、固定資産の不均一課税を行う。

企業用地取得奨励金の交付、第6条、適用工場等が、新たに取得した土地の取得価格のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定による家屋の敷地部分に係る土地の取得価格に100分の50を乗じた額（1,000円未満は切り捨てる）を、企業用地取得奨励金として交付する。ただし、その額が5,000万円を超えるときは、5,000万円を上限とする。

便宜の供与、第7条、町長は、適用工場等の指定を受ける者に対し、次の各号に掲げる便宜の供与をすることができる。

第1号、適用工場等の新設又は改修等に必要な資料を提供すること。

第2号、用地取得、労務の充足、工業用水及び道路等の整備、その他の適用工場等の新設又は改修等のために必要な事項につき協力を行うこと。

指定の承継、第8条、適用工場等を合併、譲渡、相続その他の理由により承継した者（以下、承継者という）は、当該適用工場等の指定を承継することができる。

第2項、承継者は、適用工場等の指定を承継しようとするときは、適用工場等の承継の日から30日以内に町長に適用工場等の指定を承継する旨を届け出て、その承認を受け

なければならない。

指定の取消し等、第9条、町長は、適用工場等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すとともに奨励措置を停止し、当該奨励措置を受けた不均一課税に係る固定資産税及び奨励金の全部、又は一部を納付又は返還させることができる。

第1号、第3条に規定する適用工場等として要件を欠くにいったとき。

第2号、事業を休止し、又は廃止したとき。

第3号、虚偽の申請その他の不正行為によって適用工場等の指定を受けたとき。

第4号、その他町長が必要と認めたとき。

雑則、第10条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。

甲佐町工場等設置奨励条例の廃止、第2項、甲佐町工場等設置奨励条例（平成元年甲佐町条例第3号）は、廃止する。

甲佐町税特別措置条例の一部改正、第3項、甲佐町税特別措置条例（平成元年甲佐町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲佐町工場等設置奨励条例（平成元年甲佐町条例第3号）」を「甲佐町企業立地促進条例（令和4年甲佐町条例第1号）」に改める。

第2条中「甲佐町工場等設置奨励条例」を「甲佐町企業立地促進条例」に改める。

今回の制定につきましては、新たに奨励措置として企業用地取得奨励金の交付を追加し、それに伴いまして条例の名称を新たに甲佐町企業立地促進条例としたことの制定となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

第3条の2号ですけれども、の2番目の第4条の第2項、第1号に規定する区域内にあってということがありますが、これは基本計画の対象となる区域だと思ふんですけれども、以前は西寒野、早川、それと田口、白旗、芝原の一部があつたと思ふんですけれども、農業委員会のほうで農地利用についてのアンケート等もあつておりますけれども、それと合わせたところで、ここをどういうふうにされたのか、そのままなのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。今の、現在ではそのままのところになっております。農業委員会、農業関係との連携も必要ですけれども、今のところはそのままの状態しております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今、説明していただきましたように土地購入のですね、企業誘致の際のですね、土地を購入するわけですけれども、そうした場合はですね、2分の1、5,000万円を上限にですね、交付をするということですからけれども、その財源といいますか、これは国の補助があるのかどうかですね、不均一課税についてはですね、国の補助もあるようですけど、その点について、財源問題についてはどのようにしてるのか説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。この企業用地取得の奨励金についての財源につきましては、すべて一般財源ということで考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 第3条のですね、2ですけども、いろいろ法律ですね、とか、省令に基づいてですね、規定をされて説明がありますけれども、この平成19年法律第40条第4条第2項の第1についてはですね、先ほど言われたように区域の設定について、規定ですけども、その同法第26条の地方公共団体等を定める省令、平成19年総務省令第94条第2条に定める施設を有する、この説明なんですけれども、この同26条の問題とですね、省令のですね、第2条に、この関係性ですよ、ちょっと、そこら付近について説明をですね、お願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 申し訳ございません。その関係性というのが、すみません、自分の中では説明ができないんですけど、この要項につきましては対象業者を謳ってある要項になって、法律になっております。先ほど言われました第2号につきましては、農業水産分野、自然環境を活用した自然共存環境分野、産業業種を活用したものづくり分野、情報通信関連分野、ICT等ノウハウを活用した第4次産業分野等のですね、そういう対象業務を指定してある法律等になっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番、第5条ですかね、固定資産税の不均一課税ということ謳ってありますけれども、不均一課税ということであれば、均一課税が当然あるはずと思います。私たち住民の方は固定資産税を持たれている皆さんは、当然ながしかの固定資産税を収めておりますけれども、それとの、不均一課税のその違い、このへんについてはどのような違いがあるのか説明を求めたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。不均一課税の率がですね、この工場等でいきますと100分の0.14から100分の0.7までの不均一課税ということになっております。減免の方だったら10分の1という部分を不均一で減免するというか、減税するというかたちになり

ます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。その判断は、その率が0.14から0.7とか変わりますけれども、判断の基準というのはちょっとあるんでしょうかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。これにつきましては、業種でですね、変わってきますし、今、第3条で説明しました第1号から第3号の業種によって、その税率は変わってきます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。すみません、説明ができませんで。一応、不均一課税の先ほどの分ですけれども、先ほど言いました第1号から第3号までの対象業種に合わせまして、また、不均一課税の率につきましては、過疎法の受ける部分、固定資産税の部分とそれ以外の固定資産ということで、建物また土地、その他で税率が変わってくるというかたちになります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 以前から企業誘致連絡協議会という県との協議はなされてたかと思えますけれども、関連ではありますけれども、その中で、今、新たに進出企業とかはございまして、候補として、今後その企業誘致連絡協議会あたりで甲佐町に企業が誘致でされるかという話はあっているのか、ないのかですね、それだけちょっとお聞きしたい。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。その進出企業協議会の中から、今はですね、直接町に進出したいという企業さんの申込みは今あってはいません。ただ、土地等の問い合わせ等ですね、あっておりますので、そのへんで、甲佐町につきましては工業用地の、工業団地等もありませんので、ここにいう部分はしませんが、土地、このへんどうですかって話の、相談はあっている状況になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 企業誘致は我が町の地域振興にとって一番重要な、大事な施策だろうと思います。今回、この土地取得に対して奨励金を出される、大いに結構なことだろうと思います。ただ、一つ抑えておかないのは、ほかの町村でもこういった事例があるのかないのか、それと、また今回、これには入っとらんけれども、ほかの町村ではもっと充

実したとか、支援策があつてるのかないのか、そこら付近の調査をされてるのかどうか、されてるとするならば、その、をいくつか事例を出していただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。他町の状況ですけれども、他町の状況につきまして、近隣でいきますと、御船町、益城町については、この土地取得に対する補助金だったり奨励金が出ております。その他に両町にいわれる分については、雇用奨励金ということで、雇用、町内の方を雇用したときに一人30万円という部分が本町とは違う部分になっております。

その雇用奨励金については、ほかの町村もされておりますけれども、うちとしましては用地取得に係る事業所、建物についての100分の50という部分で、御船、益城については土地取得価格の100分の10、ここは土地取得ですので、うちと条件的には若干違いますけれども、そのへんで差別化を図っているというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 最後になります。町長のほうに、企業誘致、先ほども申しましたとおり、町の振興施策に本当に大事なことだと思います。一つ最善を尽くしてですね、企業誘致には臨んでいただきたいということをお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど、井芹議員のほうから補助の対象というか、こういったことに対する国、県の補助があるのかというようなお話もありましたけど、やっぱりこれ、こういうのでやっぱ補助というのはなくてですね、これあくまでも町独自の政策として本来取り組むべきものだというふうに私は判断しております。なかなかその企業誘致に関しては、これまで私も申し上げており、その受け皿を作るのが一番大事なことだろうというふうに今も思っているところで、そのために甲佐町、どういう適地があつて、どういうことをやればそういうことにつながっていくのかという考えで国土利用計画のほうも現在進めているような計画をですね、策定に向けて進めているような状況であります。こうした手立てをやることによって税収も上がりますし、企業がですね、甲佐町に来ていただいた場合には税収も上がりますし、そのほか雇用の問題であつたり、また定住につながることであつたり、様々な町にとってのメリットは大きいというふうに思いますので、今後も更にいろんな研究を続けながら、おそらく今T S M Cの関係で、どこの自治体もこの件については関心をもっておられて、どうやって関連企業を引っ張ってこようとか、そういう思いです、臨まれておられるというふうにも思いますので、本町におきましても、距離的にはずいぶん離れておりますけれども、できる限りのことで、その準備、腹積もりだけはやっておきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 議案第36号の企業立地促進条例の制定についてですが、今回、甲佐町条例第3号を廃止して新たに企業立地条例を制定するものですが、主な内容は固定資産税の不均一課税と企業の用地取得のための奨励金交付についてです。目的は税制面でも用地取得の面でもですね、企業誘致を促進しようということで、今回の用地取得のための2分の1補助、5,000万円の限度額交付はですね、という条例ですが、制定ですが、財政面からも考えますと非常に大きい予算であります。また、立地に伴う道路拡張などインフラ整備などもですね、予想されて、これだけの税金を使う効果のバランスが取れるのか、なかなか納得がいかないものであります。また、国内においてはですね、世界の亀山モデルで有名なシャープが進出して三重県亀山市ではですね、三重県が約90億円、亀山市では45億円の補助金を出しておりますが、一時はですね、亀山市も税増収となりましたが、世界の亀山ブランドのテレビパネルがですね、製造停止となりまして、県と市で合計135億円の誘致はですね、約6年で息切れがして、町もですね、非常に厳しい状態になったわけですが、シャープにはですね、補助金の返還請求が出されましたが、解決がですね、スムーズにはいってないというふうに、状況です。このような企業進出に関する補助金返還請求というトラブルはですね、全国各地でもあっているわけですが、一方ですね、今や暮らしの問題では非常にコロナ禍や物価高騰の中で実質賃金の低下や年金引き下げなど、ますます暮らしの問題でもですね、深刻になっております。子育て支援や福祉向上のための施策、高齢者福祉、住民の暮らしを支える施策、また、地域事業者の支援、産業支援の拡充を図るべきだというふうに考えまして、今回の条例制定については反対をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。

議案第36号、甲佐町企業立地促進条例の制定についてでございますが、今回新たにですね、企業用地取得奨励金の交付ということを追加されて、新たに甲佐町企業立地促進条例ということで制定案が出されております。これにつきましては、私、前回の一般質問で国土利用計画の策定の際の質問をした際にですね、国土利用計画の策定と併せて、その中で工業団地とかを整備する際にそういった奨励措置等もですね、検討してみてもどうかということで質問させていただきました。今回、このような条例が制定案が出されております。今後ですね、この条例を生かして積極的な企業誘致を図っていただきたいと思っております。

それから、いろいろ意見、考え方あると思うんですけど、私は企業誘致、そういったのを積極的に推進するためにはですね、黙って待つとっても企業は来ないと思います。やはりそのためには、町として一般財源とかそういった投資も必要だと思います。そういったことですね、この条例については何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第36号、甲佐町企業立地促進条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第37号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第37号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。それでは、議案第37号について、ご説明いたします。

議案第37号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月10日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施するにあたり、本条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例でございます。こちらのほうに第1条趣旨、第2条減免の期間、第3条対象世帯、第4条に減免額。次のページ、第5条に減免の申請。また、次のページに第6条減免の取消し、第7条に雑則と規定をいたしておりますが、この条例案にあります減免の要件に関しましては、去年6月にご議決いただきました新型コロナウイルスの感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例がございますが、内容はこれと同じものがございます。条例の名称についても同じものとなります。ご説明いたしますと、減免の対象となる国民健康保険税は第2条にございまして、今回は令和4年度において課税となったもの、かつ納期限が令和4年4月1日から令和5年3月31日であるものいたします。

なお、年金からの特別徴収によってご納付をされる方におかれましては、この特別徴収の対象となる年金の支給日がこの令和4年4月1日から5年3月31日であるものとなります。

次に、減免の対象世帯といたしまして、第3条にございまして、新型コロナウイルス感染症によって世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯。それから新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが前年の当該事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のそれぞれ10分の3以上減少する世帯であって、なおかつ世帯主の前年の合計所得金額が1,000万円以下、減少が見込まれる世帯主の事業収入等に係わる所得以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下である世帯となります。

減免の額といたしましては、第4条ですが、世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯に関しましては、もう保険税額全体を免除。第3条2号の場合、世帯主の事業収入等が減少した場合におきましては、4条第1項の表にございまして、この表の中の右欄において、当該世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額、それから減少することが見込まれる世帯主の事業収入等に係る前年の所得金額、それから世帯主及び当該世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額の合計額によって算出したものを対象保険税額、減免の対象保険税額といたしまして、この額に表の左欄にあります世帯主の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合、これが表の中欄になりますが、この減免割合をかけて減免するというものとなります。

なお、減免には世帯主が町長に減免申請書、減免を受ける事由となる事実を証する書類などを提出して申請をしていただく必要がございます。今回、去年に引き続きまして、最度の議案となりましたものですが、この背景といたしましては厚生労働省の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する財政支援の基準というものがございまして、ここにおきまして、令和4年度においてもこの国民健康保険税ですね、この条例案にありますような要件に沿って減免を行った場合には、その減免を行った国民健康保険税額相当額を国のほうから手当をするということが今年の3月末に示されまして、そういったことと昨年、一昨年の状況から本町にお

きましてもまだコロナウイルス感染症の影響によって、コロナウイルス感染症によって一定の影響を受ける被保険者世帯が出てくると想定されること、それから近々の動向などがございます。これらのことを考慮いたしまして、今年度におきましても、このような国民健康保険税の減免を行う必要があると判断したものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。7番。

ただいま説明がありましたとおり、令和4年度もするということでございますけれども、令和3年度において、この減免の適用を受けた世帯ですね、がどのくらいあるのかを教えていただければと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。令和3年度におきましては、4世帯の世帯につきまして減免を行っております。税額にいたしまして100万円ちょっと超えるぐらい。ご相談のほうは8件ほどあっております。はい。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この件に関してのですね、周知といいますか、その点についてはどういうふうになっておりますか。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。去年に関しましては当初の6月の納税通知のときにチラシを国民健康保険で課税される世帯の皆さんと一緒に入れております。それから広報とホームページで周知をいたしております。今年度に関しましても、同じようなことで周知を行いたいと思います。

はい、以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第37号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係

る国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課より説明がございました。本年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の方の国民健康保険税を減免を実施するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第37号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第38号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（宮崎貴美代君） 議案第38号について、ご説明申し上げます。

議案第38号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則、第8条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号介護保険料の減免措置を令和4年度も引き続き実施することに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次に、説明資料のほうをお願いいたします。

改正理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援に関し、令和4年度についてもこれまでと同様の減免措置基準により支援が行われることとなったため、引き続き減免措置を実施するにあたり所要の改正を行うものです。

令和4年度に国の財政支援の対象となる保険料については、改正後の欄になりますけれども、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分及び令和4年度分の保険料となります。

特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払いが令和4年4月1日から令和5年3月31日までにあるものとなります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。4番です。

議案第38号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、未だ終息が見えない新型コロナウイルス感染症の影響によって多くの方が厳しい生活を強いられておられる状況ということでございます。そういうことを踏まえた、この保険料の減免措置について1年間、令和4年についても延ばすというような条例の制定でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第38号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、地域振興課長より議案第36号の答弁の訂正の申し出が出ておりますので、これを許します。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。時間を取っていただきましてありがとうございます。

議案第36号の森田議員の質問で、地域経済牽引事業の促進に係る地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定にする区域内ということで、一部の地域の区域ということで説明申し上げましたけども、これにつきましては、熊本県地域未来投資促進基本計画というのが定めてありまして、その中で区域が定めてあります。甲佐町については全域となっておりますので、この区域地につきましては甲佐町全域ということになっております。訂正してお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

日程第4 議案第39号 権利の放棄について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第39号「権利の放棄について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは議案第39号についてご説明申し上げます。議案第39号、権利の放棄について。

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

- 1、放棄する権利、多面的機能支払事業補助金返還金に係る債権。
- 2、債務者、債務者につきましては記載のとおりとなっております。
- 3、債権額、275万6,072円。
- 4、放棄する額、債権額275万6,072円及び、これに対する遅延損害金。
- 5、放棄の理由、債務者に支払能力がなく、今後の徴収が見込めないため。
- 6、放棄する時期、議決の日。

提案理由としましては、本町が保有する権利を放棄するためには地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

詳細の説明につきましては、別添の説明資料で説明させていただきます。

まず、債券の状況でございますけれども、この債権につきまして、令和3年3月30日に返還命令を出しまして、その時点での債権の総額が488万2,755円となっております。これにつきましては、納期限を令和3年5月31日ということで設定しております。

そして、現在までの返還済額といたしまして、まず令和3年5月19日に157万1,021円、そして令和3年12月14日に31万8,000円、そして令和4年5月19日に23万7,662円の返還がっております。今日現在での債権の残高といたしまして275万6,072円ということになっております。

そして、この債権の種類につきましては私債権ということになっております。そして、この私債権に関して町が行える行為としまして、まずは督促。これは地方自治法第240条第2項、それと施行令の第171条で規定されております。これにつきましては、期限を指定して督促が必要であるということになっておりますので、納期限の1カ月後、令和3年6

月30日の日に督促状を送付しております。

そして、この債権についての財産調査、これにつきましては私債権となっておりますので、町としての強制調査の権限はございません。しかしながら、資源保全会了承の上、通帳等での調査を行っております。

それと滞納処分、強制執行、これにつきましては訴訟等の民事上の法的手段が必要ということで、訴えの提起を提起いたしまして議会の議決が必要ということになっております。

この債権の時効につきましては、5年というふうになっております。これは民法第166条第1項で以前は10年だったんですけれども、令和2年4月1日の民法改正により5年ということになっております。

不納欠損、これにつきましては権利の放棄、今回提案しております権利の放棄の議決が必要ということになっております。

そして、返済責任はどうなっているのかというところでございますが、まず組織、資源保全会についての返還責任ということでございます。資源保全会は多面的機能制度上、財産、これは備品を含みますけれども、の購入ができないため、有形固定資産は存在していません。流動資産である現金、預金は保有しておりましたが、すべて返還済みであり、残高はゼロ円の状態となっております。

また、多面的機能交付金の一部を区のほうの会計に入金しておりましたが、その債権についても不当利得請求権により資源保全会が区から回収し、町に全額返金いたしております。

つまり、現在の資源保全会の財産はゼロの状態となっております。本資源保全会は、令和2年度から活動を休止しておりますが、今後活動を再開したとしても多面的機能事業以外に金銭の支出はできないこととなっておりますので、剰余金等が発生した場合においても、すべて国庫への返還となります。そのため、これ以上の返還は今後において不可能であるということになっております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、資源保全会の構成員に関するところでございますけれども、法人格を取得してないけれど、総会等の社団としての意思決定組織が備わっており、社団の構成員の個人資産と区別できる社団独自の財産があり、その財産を当該社団が管理しているような団体を権利能力なき社団といい、資源保全会はこれに当たると解されております。権利能力なき社団の説明責任形式は有限責任と解釈され、構成員は出資の範囲までしか返済責任は及ばない。これにつきましては、最高裁の判例で出ております。つまり、資源保全会の構成員に出資はないため、返済責任は問えないものと解されております。これにつきましては弁護士とも相談いたしまして、2名の弁護士さん同様の見解を得ております。

そして、今回の権利の放棄の理由というところでございますけれども、まず返済能力の面でございます。

①資源保全会の財産はゼロであり、今後も返済する能力がない。

2番、資源保全会の構成員についての返済責任は問えない。この2点をもって返済能力が不能ということで判断をしております。

そして次に、悪意の判断というところでございます。

③長寿命化、いわゆるハード事業、農道の舗装等でございますけれども、長寿命化の分については、農道舗装等、計画どおりの事業が履行されております。

そして4番、維持向上活動、いわゆる草刈り、泥上げ等の作業でございます。の作業日当分については区に入金されていた金額は返還されており、それ以外の領収書等が不明の金額、いわゆる使途不明金につきましても役員の責任において返済が完了しております。

⑤構成員に返済責任はないものの、返済のため寄付金を募り返済に充てるなど努力しており、誠実な対応がみられる。

以上の3点をもちまして町は悪質性はないと判断をいたしております。

そして⑥、役員で返済のための方法を検討し、寄付金を募るなどの方策を実行したが、これ以上の返済は難しいと、町、それと議会に対し返済義務免除の陳情がなされております。

そして、公益上の有効性につきまして、まず⑦回収の見込みがない債権を保有し続けることは、その債権の管理に行政コストを投下し続けることとなるため、個々の地域、ひいては甲佐町全体の公益上の不利益となります。

そして⑧権利の放棄により、本地域における事業再開が可能となり、本制度の趣旨である国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成などにつながる事業を実施できるため、甲佐町全体の公益上非常に有効であるということが言えます。

これらの諸般の事情を総合的に考慮した結果、本議案を上程させていただいたものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

はい。2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。

ただいまの担当課長のほうから詳しくご説明をいただきました。私のほうからまず2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず第1点が、先ほどの説明の中で債権総額488万2,755円ということでご説明がありました。これにつきましてはおそらく補助金の返還額ということになっていると思いますけれども、まずはこの補助金の支出内訳についてお尋ねしたいと思います。

それからもう1点が、その支出の中で私的流用等があったのかなかったのか、以上2点をまずお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは、まず支出内訳についてご説明申し上げます。

まず、多面的については二つの大きな事業からなっております。維持向上活動、それと長寿命化。まずこの長寿命化、生コンの舗装や水道等の布設替え等の長寿命化のほうが217万550円、そして草刈り泥上げ等の維持向上活動の交付金、これが271万2,205円となっ

ております。この維持向上の中には地域のほうでやっておられますEM菌活動であったり、各種研修会への参加したときの日当であったり、その分が含まれております。

そして2点目ですけれども、これについて私的流用ですかね、そういう部分があったのかということですが、これについては伝票等すべて確認をいたしまして、先ほど、ちょっと申しました領収書等が不明の使途不明金に当たる部分があると、それを除きましては、そこは確認取れておりません。しかしそれ以外の分については、すべて私的流用等がないということは確認をいたしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） わかりました。

それから、じゃあと1点、お尋ねしたいと思えますけれども、ただいまの担当課長のからの説明の中で長寿命化ですね、長寿命化の農道舗装と、そういった事業にも充てられているということですが、この長寿命化の事業については、公共性が図られているのか、1個人のためだけの利益になるような、そういった工事内容であったのか、もしくは不特定多数の組員の方々、そういった公共性のある工事が確保されていたかどうか、以上をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。この長寿命化、これに関しましてはすべて現地の確認、当時の写真等も確認しております。農道の上層下層の整備、それと農道の舗装、それと用水路の布設替え等も一部をやっておられまして、これについてはすべて公共性があるものと認識しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） ちょっと言いにくいことではありますけれども、この件に関してですね、債権の権利の放棄ということで、なっておりますけれども、以前は、これまで幾度となく質問されましたけれどもですね、中身に関してはいろんな、上豊内の方は事業をしておられるのは間違いないと思います。調査の結果ですね。今、先ほど言われるように町、3点、悪質はないというようにおっしゃいましたけれども、私個人的にはですね、これは以前から事務方の、事務方というか、井上課長のほうがですね、いろんな会合を踏まえて督促を出して返還をしていただくというふうに答弁なされてます。ただその都度ですね、それがいきなりこういうふうになった経緯とですね、返還。そうすると、この返還にあたってはですね、この議会にかけておられますけれども、この上豊内の中身ですね、中身、それを一番聞きたいのがですね、今、2分割状態だと思います。この陳情にも上がってるけれども、これは新しい組合を作って、ほかの2分割の方が反対者、賛成者、いられるけれども、その方たちが現に新組合を作ってかたられるのか、普通の考え方大切だと思います。誰がかたろかって、こぎゃしこおごとなったらですよ。しかし、事務方の方を責めよるわけじゃな

いですね、この状況の中で、今、現に2分割しとる上豊内をですね、一つにまとめてする必要あるんじゃないかなろうかて組合で言っておっだけですよ。ただ、それに対しては今、現に資源保全会は現に存続して残っております。しかし幾度となく総会をされたと、しかし話合いはできないという結果のもと、今、資源保全会は現に生きとります。まずは道理としては、なんらかのかたちでも解散すべきじゃないかと思えますけども、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは、お答えいたします。

まず1点目ですけれども、これがなぜ、今の時期に権利の放棄を出したかということでございます。先だって2年前ですかね、令和3年、すみません、全員協議会の中でご説明を申し上げまして、その中では返還を求めていきたいというところでお話をしております。そのあと、実際、上豊内資源保全会とですね、今の記録では26回話合いを行っております。その中で、いろんな話合いの中で寄付を募るとか、いろんな方向で考えられております。そして、その中で、そのあと約2年程度、経過2年程度ですかね、最初の話があって2年程度経過いたしまして、その中で個人当たりの負担についてもなかなか厳しいということもお話をされております。そして、弁護士さんに相談する中で、これについてはもう返済は求められないのではないかとというところで弁護士さんのほうからも見解をいただいております。

そして、2番目のところでございますけれども、今、上豊内のところが2分されていると、その内容については私のほうからは何とも言えないところがございますけれども、この債権を放棄するというので、まずその多面的だけではないかもしれませんが、そういう地域コミュニティーであったり、地域のその活動、それができるような土壌を作りたいというふうに思っています。まず村の中でされるのは村の方たちの努力であると思えます。ただ、そのベースに協力するのが町の使命だとも思っておりますので、今回、この議案を提出したところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） それは、おっしゃることは十二分にわかります。だから行政は事務方で、そういう使命のもとですね、されるのもわかります。

しかし、以前にも記録があったようにですね、ほかの行政区の中で揉められて、2分割して、行政区が二つになったところもあります。今回も同様ですね、この金額に関して私は何も言いません。ただ、この町長にお尋ねですけども、事務方に言うてもですね、これ以上進みませんので、町長にお尋ねします。これは、権利の放棄は事務方がされるのはわかります。しかし、この陳情にあたっては、これは、これの放棄にあたっての陳情で賛成される方ですね、これに反対する方も2分割しておられるわけですから、それをまた今度町のほうにクレームおっしゃってきます。その対応、どうされるのかですね、これはあっちつき、こっちつきはでけんと思えます。町としての対応はどうされるのかをちょっとお聞きします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この上豊内の資源保全会の関係の問題については、ただいままで担当課長のほうからですね、説明をしたとおりでありまして、今回、権利の放棄するにあたっての、今回、議案を上程するにあたっての理由についても、とくと説明をしたとおりであります。これまで資源保全会の運営の中で、手続き上ですね、本来の行うべき手順が逸した部分もありますけれども、やはり本制度の趣旨については国土の保全、水源の涵養、その他、本制度の趣旨を満たすためのいろんな活動もありますんで、そういう地域の活動が可能となるような環境づくりを、やはり行政側としては作りだすべきだろうというような判断での、今回の提案であります。

それと、中身について私がここでどうこう申し上げる、どうかとも思いますけど、仮に、また別の考えをお持ちの方々がおられて、その方が行政側に対していろんな行動を起こされた場合については、それはその場において粛々と対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 町長が粛々と対応するというので、答弁いただきましたけども、あと1点だけ、3回まで聞けますね、あと1点だけお聞きします。

この資源保全会ですね、かなり努力されてるのわかります。しかし、その役員さんで募ってですね、この返済金を募られて、されたというふうに書いてありますけども、これ、役員の方全部、出資をして返金されたのか。私個人的考えに関しては、この計画どおりされとるわけだけん、役員さんで何で払う必要があるのかと思いますけども、その点事務局に聞いても一緒だけどもですね、それは一緒だと思いますけども、どうも納得いかない面がありますので、ただ、この件に関してはですね、決着はつけないかんとします。上豊内もですね、その資源保全会をやっば新規に立ち上げてですね、いろんな活動していただきたいと思いますけども、この自分の言いよる趣旨はですね、この2分割した上豊内の現状がですね、今後更に悪化する、もう間違いなく悪化すると思います。一つにまとめようては、こらかなり無理いくと思うとですよ。町長のやっばその思いもあられるかと思えますけども、ちょっと、中に入ってどうでくるならばですね、調整していただきたいと思えますけども、いかがですか、町長。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私の考えはですね、さっきから話を申し上げたとおりでありますけど、やっぱり現状の状況そのまま、我々としては放置したくない、本来の姿に戻すべきだと、そういう考えから、今回権利の放棄をすることによって、また1歩前に進むと、そういう考えでの提案でございますので、いろいろ考え方あるかと思えますけれども、その場面、その場面において我々是对応していくということになるかと思えます。基本的な考えについては今申し上げたとおりです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、すみません。今回、債権の放棄をするとなった場合にですね、甲佐町にも50ほど部落があるかと思います。その他のところですね、またこのような問題が起きた場合にですね、今後、公平さの取れることができるのかどうかだけちょっとお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは、お答えいたします。

今後、このような問題が次に起きたときという話ですけれども、まず、その内容についてどうかというところがまず第1点だと思います。先ほど説明しましたとおり、その悪意性の判断、これが、仮に横領であったり着服であったり、そういう部分があったということが判明した、そういう悪質なケースについては、町はもちろん刑事告訴も提起いたしますし、民事上の訴訟も起こします。それは強い姿勢で戦っていかねばと思っております。今回のようなケース、手続き上の問題であったりとか、それとか制度上の理解が不足している、前任者からの引継ぎが上手くいかなく、そのままあなあでやっておられた、そういうところがないようなかたちで持っていきたいということで、これも先日説明はいたしておりますけれども、そのあと全団体、ほかの、この資源保全会以外の団体について全部ヒアリングも行っております。令和2年にヒアリングをすべて行って確認をいたしております。そのあと、総会の開催の有無についても全団体に問い合わせをして、全部行っているというところの確認が取れております。

それと、実績報告提出のときにすべての書類について再度チェックを行っております。そして、認識不足の点におきましても、その組織の規約、それと構成員の名簿、そういうところも全組織に提出をさせて、規約の確認ですよ、総会の要件であったりとか、そういうところについて再度資源保全会、ほかの資源保全会に再度確認させております。そして、そのあとについても内容確認、指導を行って、以前佐野議員が一般質問で言われました抽出検査についても昨年9件行っております。抜き打ちで行うということで、そこについての確実性というのを満たしていると思います。そういうところで、こういう手続き上の不備であったり、認識不足による、その返還はまず起こさせないというところで、すべての団体において今後も強く指導していきたいと思っております。もちろん、悪意性があった場合には町はとことん戦っていくというような姿勢でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時24分

○議長（宮川安明君） はい。休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆さんに申し上げますが、質問のある方はどんどん質問していただいて結構でござ

ざいますので、質問させていただきます。

はい、佐野議員。

○6番（佐野安春君） ご苦労様です。今日のですね、いろいろ、議員からの質問と町からの答弁をみますと、やっぱりこの事実関係というのが究極的に解明されてないんじゃないかというふうに思います。この多面的機能支払交付金返還に係わる報告というのは、令和2年12月に全員協議会の中でありましたが、その中で交付金返還の原因となった不適切な事項ということで挙げられております。

一つが、経理上の不適切処理、維持共同活動の賃金を個人に支払ったような報告をしていたが、実際は個人への支払いはなく、区の会計に入金されていた。

2番目に、受領印の不適切押印、複数人の受領印に同一の印鑑を押印していた。

3番目に総会の開催に係わる不適切処理。資源保全会の総会は開催されておらず、区の総会の中の一つの議題として平成27年度と平成30年度のみ開催されていたが、多面的機能制度についての説明のみで、事業計画や予算、決算の審議は行われなかったということで、この、ここに挙げられてる三つの不適切処理というのは、この三つだけではないんですが、代表的な例としてこの三つを挙げられてるというふうに思いますが、この不適切な処理を誰の指示で、誰が実行したかとか、そういうふうな究極的なですね、解明が私はされてない、そこで、議会がですね、いろいろ違った方向に発展しているんじゃないかというふうに思います。この点で農政課はどういうふうにこの不適切処理をですね、つかんでいっしょなのか、そこがですね、曖昧であると私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、お答えいたします。

まず、今言われたところの全員協議会の中で説明しました不適切な処理ということで、これについては国、県、町のほうですべて確認しております。その責任の所在というところの話になってくるかと思えます。まず、これについてはまず資源保全会という組織、というのがまず第一前提だと思います。その中で、実績報告であったり、そういうのを作られた役員さんというのがやっぱり責任が大きいのかなと。総会の開催については、実際その区の総会の中で議題としてされていたというところで、27年については、その事業計画は付けてありました。ただ、30年に関しては多面的の事業とはこういう事業であったという説明しかされてないというところで、ただ、区の総会でされているということで区の皆様方もそういうのをしていたという認識についてはあったのではないかというふうに考えております。

そして、印鑑の複数、同一印を使っていたという事実に関しても判明しております。これらの事実を踏まえたところで、過去5年間全額返済ということで決定をいたしているところではあります。

ただ、今回のポイントとなるのは、その全額返済というところで命令、行政の行為をしておりますが、それに対して法的な部分で申しますと返還する能力がない、構成員にも返還する責任は問えないという法的な見解がございます。それに基づいて今回権利の放棄

というところで提案させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） そのの、私が言いました、町からね、出された不適切事項なんですけども、やはりそこは、やっぱり正確にですね、やっぱり報告があったほうがよかったというふうに思っております。それと、さっき、今回おっしゃる、その支払能力の関係なんですけど、今ご説明があって、弁護士二人も相談されたということなんですけど、じゃあなぜ最初からですね、もう能力ないから請求できないということにならなかったんでしょう。途中、もう、一部の返済ができてる状況で能力はないという、途中で判断するというのは、どうも理解できないんですが。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。その件につきましては、まず資源保全会のほうで、区のほうに入った150万程度のお金というのは、まず資源保全会が保有している債権ということになりますので、それについての返還をされております。その後、役員さんたちと何度も何度も話をする中で、やっぱり責任を感じておられました。その中でやっぱ、どうにか返済をしたいということで本人たちのほうからも申されましたので、町といたしましてもその意思を組んでいろいろ、その寄附金の徴収であったりとか、そういうところについてお願いをしたというところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 動議。動議を提出いたします。ただいま議題となっております39号の権利の放棄については、我々議員11名の委員で構成する権利の放棄に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを強く望みます。この場では判断ができないと思っておりますので、様々なことについて追及する必要があると思います。

以上。

○議長（宮川安明君） ただいま、7番、荒田博議員から議案第39号、権利の放棄については11人の委員で構成する権利の放棄に関する特別委員会を設置して、これに付託して審査をすることの動議が提出されました。この動議は、所定の賛成者が必要です。ただいまの動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） この動議は一人以上の賛成者がありますので、成立しました。

議案第39号「権利の放棄」については11人の委員で構成する権利の放棄に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議を議題として採決したいと思います。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数です。従って、本案については11人の委員で構成する、権利の放棄に関する審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議は可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時33分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、本田新議員、井芹しま子議員、福田謙二議員、宮本修治議員、荒田博議員、佐野安春議員、森田精子議員、鳴瀬美善議員、田中孝義議員、甲斐高士議員、甲斐良二議員、以上、11名を指名したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会はただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員におかれましては、付託された事件につき十分審査され、委員会報告をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第40号 町道の路線認定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第40号「町道の路線認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。それでは、議案第40号について、ご説明申し上げます。

議案第40号、町道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定するものでございま

す。

令和4年6月10日提出、町長名です。

路線名、グリーンセンター線。

起点から終点、甲佐町大字田口字休場4240番2地先から甲佐町大字田口字保木の上4008番1地先。

重要な経過地は、なしです。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページに、今回の町道認定路線の地図を添付しておりますので、そちらにてご説明をします。

町道として提案しますグリーンセンター線は赤い色で示しております。地図下のほうの県道今吉野甲佐線付近の町道田口豊田線を起点として、県道宇土甲佐線につながる町道田原線を終点とした道路です。延長が約400メートルであります。沿線には甲佐町グリーンセンター及び町営住宅の乙女団地があります。この道路は以前筆界未定地で、敷地内の道路として管理がされておりましたが、令和3年に筆界が決定し、公衆用道路として登記が行われ、県道と県道をつなぐ路線でもあり、公共性があることから今後町道として管理し、町道認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） このグリーンセンター線とは違いますけども、町道田原線ですけども、今吉野甲佐線にですね、あとわずかですね、つながっていないわけですけども、これはどうしてなのかってのをちょっとお尋ねします。

○議長（宮川安明君） これは議題外の質問になりますよ。はい。取り消してください。はい。

ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい。5番、森田です。

議案第40号、町道の路線認定についてでございますけれども、先ほど担当課長のほうから説明があったとおり、令和3年度に筆界も確定して町道田口豊田線と田原線を結ぶグリーンセンターの前の道路でございますけれども、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第40号「町道の路線認定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第41号 町道の路線認定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第41号「町道の路線認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。それでは、議案第41号についてご説明申し上げます。
議案第41号、町道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定するものでございます。

令和4年6月10日提出、町長名です。

路線名、尾ノ上一丁田線。

起点から終点、甲佐町大字上早川字尾ノ上1241番3地先から甲佐町大字下横田字一丁田1500番8地先。

重要な経過地は、ありません。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。町道認定の地図を添付しております。

今回の尾ノ上一丁田線は県道稲生野甲佐線、黄色の部分の新バイパス区間の供用に伴い、県道旧道を町道として引継ぎにあたり認定をお願いするものであります。引き継ぐ旧県道は甲佐町大字上早川字尾ノ上から甲佐町大字下横田字九折までの約674メートルです。地図で示してあります①から④までの区間となります。今回、町道を認定をお願いする区間は①から②の赤と青の点線部分の延長370メートルとなります。引継ぎ区間の3から4の区間については、これまでも県道と町道作替内田線の重複区間として町としても管理をいたしておりましたので、引継ぎ後においても町道作替内田線として管理をしていきます。旧県道の引継ぎ区間については、町道認定後、県から舗装の打ち換えや、そのほか整備を行ってもらうこととなっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。県道のバイパスからでき、県道から町道へということの認定にはなるかと思うんですが、これまでですね、県道だったということで、県の費

用で修繕等がなされたと思いますけれども、今後、町、町道ということで町の維持管理ということになりますけれども、この区間に関してはですね、特に梅雨時期の水害等が非常に多い路線になっております。そういったことですね、これまでと同じ、同様にですね、対応をしていただきたいと思いますけれども、そのあたりは町はどう考えてらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。今後、町道になりましてもですね、ほかの町道と変わりなく、損傷があればですね、修理をして、同じような対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。

議案第41号、町道の路線認定についてでございますが、ただいま説明がありましたとおり、ご質問もいたしましたけれども、町として、町道としてしっかり管理していくということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第41号「町道の路線認定について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 議案第42号 町道の路線認定及び廃止について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第42号「町道の路線認定及び廃止について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号、町道の路線認定及び廃止について。

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定し、及び廃止することとするものであります。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

認定路線、路線名、県道八丁線。

起点から終点、甲佐町大字白旗字元白旗第二1861番5地先から甲佐町大字白旗字八丁2158番2地先。

重要な経過地、なし。

廃止路線、路線名、県道八丁線。

起点から終点、甲佐町大字白旗字白旗第一1827番5地先から甲佐町大字白旗字八丁2158番2地先。

重要な経過地、なし。

提案理由については、町道の認定については道路法第2条第2項（同法第10条第3項において準用する場合も含む）の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものであります。

次のページに、県道八丁線の図面を添付しております。図面において説明をさせていただきます。

今回、町道認定及び廃止についてお願いいたします町道県道八丁線は、起点を変更するものでございます。起点を変更することに伴い、新たに赤線で示しております路線全体を認定していただき、緑色で示しています現在の区間についての廃止をお願いするものでございます。起点の変更については、県道を横断し、住宅地までの約100メートルを伸ばすものであります。本路線は芝原地区、吉田地区の通学路になっており、県道横断のための信号機も設置をされております。新たに、周辺には新たな住宅も建設され、生活に直結した道路であります。

また、町の水道管も埋設されているなど、公共性のある道路であることから、町道として管理をしていき、今回、町道の認定をお願いし、旧路線の廃止を併せてお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第42号、町道の路線認定及び廃止についてでございます

が、これまでの旧の路線に起点を100メートルほど変更されての、また新しく認定されたということですので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第42号「町道の路線認定及び廃止について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第43号 令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第43号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）。

次のページをお願いいたします。

令和4年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,933万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,812万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月10日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款15、国庫支出金に1億4,807万6,000円を追加し、12億6,373万8,000円としております。項1、国庫負担金、2の国庫補助金です。

款18、寄附金に3,000万円を追加し、4億8,000万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に265万6,000円を追加し、5億1,975万2,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入に40万円を追加し、5,475万円としております。5の雑入です。

款22、町債に820万円を追加し、5億2,620万円としております。

歳入合計、補正前の額69億6,878万9,000円に1億8,933万2,000円を追加し、71億5,812万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費に3,000万円を追加し、1億831万7,000円としております。項1の議会費です。

款2、総務費に1,304万1,000円を追加し、11億7,770万1,000円としております。1の総務管理費です。

款3、民生費に699万5,000円を追加し、19億1,454万4,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に1,375万8,000円を追加し、5億8,034万3,000円としております。1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に143万6,000円を追加し、2億7,539万8,000円としております。1の農業費です。

款6、商工費に2,994万1,000円を追加し、3億8,631万8,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費に753万9,000円を追加し、7億1,621万2,000円としております。1の土木管理費、4の住宅費です。

款8、消防費に3,350万円を追加し、3億4,282万2,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費に5,312万2,000円を追加し、5億1,424万6,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

歳出合計、補正前の額69億6,878万9,000円に1億8,933万2,000円を追加し、71億5,812万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正、1の追加です。

事項が総合運動公園管理棟機械警備業務委託料、期間が令和5年度から令和6年度まで、限度額が127万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額で行います。

起債の目的、過疎対策事業債に220万円を追加し、4億2,850万円としております。

次に、緊急防災・減災事業債に600万円を追加し、1,100万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法についてはいずれも変更はございません。

本補正予算の説明資料としまして、地方創生臨時交付金事業の一覧表を添付しております。

ます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） ただいま、提出者の説明が終わりましたが、昼食のため、しばらく休憩します。

午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年甲佐町一般会計補正予算、提出者の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願ひいたします。本予算全部についての質疑を行います。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい。6番、佐野です。この予算は、うしろに付けてありますコロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業も説明を求めてよろしいんですかね。この資料からも。

○議長（宮川安明君） はい。

○6番（佐野安春君） 概要ということで、説明もありますが、それだけはちょっとわかりづらいですので、議会関係だけ、議会会議システム整備事業と、あと一つですね、議会分散傍聴用モニター整備事業についてご説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） はい、総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、議会費の中の議会会議システムの整備事業についてご説明申し上げます。

概要については、コロナ禍においてシステムをデジタル化しまして、それで議会の議事公開等による傍聴の自由、議会監視を保障するためということもございますけども、今現在が、これがアナログによるシステムとなっております。ちょうど議会棟が建った時点で、その後、地デジとかですね、というのが始まりまして、デジタルが主流になってきたというところがございます。これまで、音響の不具合とかいろんな、ちよつともう年数も経っておりまして不具合も発生しておりました。今回、コロナの地方創生臨時交付金を活用させていただきまして、内容につきましては議場の映像音響システムの更新を行いたいということがございます。アナログ波をデジタル波に変えまして、中身については、まずは映像設備、それと音声設備、それと整備用設備と、その他の設備ということで改修をですね、行いたいということがございます。金額については一応3,000万円というような金額をあげておりますけども、これは予算上であげてる数字でございます、これ以内、できるだけ安価にですね、できるようにしていきたいというふうに考えております。

それと、もう1点が3番目の議会分散傍聴用モニター整備事業ですけども、これについては、そのアナログ波ということで、今、役場の庁舎のほうにですね、テレビがございましてですけども、これがアナログ波で議会のほうから映像が来ますので、アナログで一応放送してるといような状況でございます。もう、今、主流が地デジテレビとかいうのは、もうデジタルテレビでございますので、この議会システムをデジタル化したと同時にですね、この庁舎内の、このモニターについても、もう地デジのテレビをですね、6台、各課必要なところに更新したいということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 12ページですね、子宮頸がんワクチン任意予防接種助成金ですけれども、国庫支出金が出まして、一般財源を減らしてあるわけですけども、この助成金の内容をちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はい。お答えいたします。

子宮頸がんのワクチン任意予防接種助成金につきましては、ワクチンですね、積極的勧奨の差し控えにより、予防接種法に規定します定期接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に産まれた女子であって、17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに定期接種の対象年齢を過ぎて子宮頸がんワクチン感染症に係る任意接種を受けた人に対する助成になります。歳入に関しましては、交付税措置となっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これはもう全額補助なんですか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はい。本来3回接種するかたちになりますので、3回分をですね、全額の補助というふうになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。私も同じくページ数は一緒なんで質問いたしますけれども、12ページの衛生費のこの中で、この8で新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで予算化しておりますけれども、おそらくこれ4回目の接種に対する予算かと思いますが、もしわかるのであればですね、1回目から3回目までの接種の率ですね、どのくらいの対象者に対してどのくらいの接種率があったのか。それと、今度4回目の接種の対象者の人数、聞きますと60歳以上とかもう該当するのかなと思いますので、私も60以上なので、ちょっとお聞きしとこうかなと思いますので、そこの説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（上古閑一徳君） はい。お答えします。

1回目の接種の対象人数がですね、1回目、5歳以上ですが、9,929人となっております。1回目の接種者数は8,864人で接種率としましては89.3%、2回目の接種者数は8,766人で接種率としましては88.3%、3回目の接種者数としましては7,500人で接種率としましては87.5%となっております。

今回、60歳以上と18歳から59歳までの方は、60歳以上は接種券を発送いたしますが、18歳から59歳までの方に関しましては、基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者というふうになっておりますので、60歳以上としましては4,385人を予定しております。それと、18歳から59歳までの人に関しましては、申請書をですね、今、発送いたしまして、集計しているところになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。3番、田中です。14ページの、やな場再開応援補助金ですが、この100万円というのは、昔、前売券とかでビールが1杯サービスとかいうのがありましたけど、そのようなものなんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。お答えいたします。

やな場の再開応援事業の補助金につきましては、議員おっしゃるとおり、商品券というのを商工会が元に発行、販売をされております。その補助にということで、考えておりましたが、6月1日からのオープンですので、それには間に合いませんので、その食事券については事業者が負担する部分、事業者側が自分の努力義務で負担をされる部分がありますので、それに対して補助を行っていかうかというふうに今考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 13ページですけれども、キャッシュレス決済のプレミアムポイントの業務委託ですけれども、これはですね、どこに委託をするのかですね、それからプレミアムポイントについてですね、どういった中身なのかというのとですね、どのくらいの対象事業者がいるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。これについては前回と行いました、今回で2回目の事業になります。前回、P a y P a yさんにキャッシュレスポイントの事業を行わせていただいております。ポイント還元といたしましては、20%還元ということで、5,000円を買い物されますと1,000円分のキャッシュバックというかたちの事業というふうになります。

また、対象店につきましてはですけども、一応甲佐町全部で、一応対象になりまして、一応、P a y P a yさんが前回もありましたけども、100店舗弱だったというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。同じ13ページが開いてますので、13ページの質問ですけれども、農林水産業費の中で、目の4、農地費で委託料として農道台帳作成管理委託料ということで80万6,000円の増額が出ておりますけれども、農道台帳の管理なんで、おそらく、なんか交付税要件の要素が満たすような道路があつて、それを委託して予算化されるのかなという思いはありますけど、具体的な内容について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それでは、農道台帳作成管理委託料についてご説明申し上げます。

今回の農道台帳の作成管理につきましては、乙女地区、田口の宇城鉄筋からグリーンセンターに延びている農道、田口農道になります。あそこについて、今回、町道の認定でグリーンセンター線が町道として認定を受けましたので、先ほど、鳴瀬議員言われた交付税措置の要件、農道の要件といたしますのが国県道、町道、起点終点、それに接続する農道が交付税の対象路線となります。今回、町道認定をしていただきましたので、県道と町道起点終点が接するということになりまして、今回、交付税の対象の農道ということになりましたので、農道台帳を作成いたしまして交付税のほうの申請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ということはですね、この農道ですけれども、延長的にはどのくらいあつて、交付税としてはどれくらいの金額が町にくるのかわかりますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。お答えします。

まず延長でございまして、延長が1,500メートル。

交付税の額といたしましては、今回、この農道自体が算定、入ったというところで仮に試算しましたところ約9万4,000円、年間ということでございます。

作成委託料が80万円ですので、約9年間ぐらいで取り戻して、あとは交付税がずっと増額でもらえるというような計算になります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい。5番、森田です。18ページの教育費の目の4番、総合運動公園の節の委託料ですけれども、総合運動公園完成式典業務委託料としてありますけれども、いつごろ、どういったかたちで計画を実施される予定なのかをお聞きします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。お答えいたします。

完成式典につきましては、今年度末がすべての施設完了となっておりますので、例年行っております、3月に行っておりますスポーツフェスタ、それと合わせたところで完成式典を開催をしたいというふうに考えております。

あと、完成式典の内容につきましては、これに携わっていただいた方々を来賓としてお呼びさせていただきたいというふうに思ってますし、それに伴いましてスポーツフェスタの内容も検討していきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第43号、令和4年度甲佐町一般会計補正予算でありますけども、主だったこの補正予算の事業に対しては、令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の活用ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第43号「令和4年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、一般会計補正予算のご議決ありがとうございました。ただいまの補正予算第1号のご議決をいただきました直後ではございますけども、今後、コロナ関係で補正予算を2回ですね、行う必要が生じております。順番で第2号、第3号というかたちになりますけども、まず、第2号で予定しております補正につきましては、国のコロナ禍における物価高騰対策に係る子育て世帯生活支援特別給付金、及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の二つの事業につきまして、国の補正予算が閣議決定されております。市町村においては取り急ぎ給付を行う必要が生じております。まずは6月1日を基準日としまして、本年度課税状況により対象者を割り出し、給付を行うために早急にシステム改修から始める必要が生じております。

事業内容につきましては、低所得の一人親世帯以外の子育て世帯の非課税世帯などで、子ども一人当たり5万円、それと住民税非課税世帯につきましては、本年度新たに非課税となった世帯などで1世帯10万円を給付することになっております。対象となる予定数はともに、今のところ、ともに150件程度を見込んでおります。このようなことから、この二つの給付金事業に係る補正予算を、まずは専決処分させて進めさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、第3号につきましては地方創生臨時交付金に係る原油価格、物価高騰に対応する新たな枠が創設されたことによりまして、追加の予算配分がございます。甲佐町においては7,876万5,000円が入る予定となります。今後予定されておりますので、この分の補正予算につきましては、今後状況によっては9月議会前に、もう事業開始という状況になるかもしれませんので、これについては臨時議会によりご議決をいただくこととなると、今思っておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

日程第9 陳情第5号 多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について

○議長（宮川安明君） 日程第9、陳情第5号「多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（北畑公孝君） はい。それでは、まず受理番号陳情第5号、受理年月日、令和4年5月23日です。

多面的機能支払事業交付金返還に関する陳情書。

要旨、多面的機能支払事業交付金返還の未納金並びに延滞金について、返済義務の免除についてお取り計らいいただきますよう陳情します。

理由、上豊内資源保全会は問題が発覚した令和2年度から2年以上活動を停止している中、地域としては農地の維持活動を継続して実施しており、上豊内区民の皆様には負担を強いる状況が続いています。このような中、役員を一新し、改めて活動を再開できるよう地区も活気づいてきているところですが、補助金の返還ができていないため、それも叶わない状況です。

上豊内資源保全会が保有していた資産については、平成27年から5年間、保全会から区に入金していた154万9,938円と保全会の通帳の残金2万1,083円の合計157万1,021円でしたが、令和3年5月19日付けですべての資産を町への返還に充てております。

また、資源保全会で臨時総会を開き、有志の方々への寄付を募り、寄付金31万8,000円を令和3年12月13日付けで返済に充てております。資源保全会から支出し、区へ入金する際に正式な手続きをせずに支出した案件や領収書等がなく用途が不明確な案件の合計23万7,662円も役員の実任として返済に充てましたが、未だ275万6,072円という多額の返還金が残っております。

我々役員で協議を重ね、返済への努力を続けてきましたが、万策も尽き、保全会の資

産も皆無であり、当該交付金を返還できる見込みが立たない状況であるため、返還の未納金並びに延滞金の免除についてお取り計らいいただきますよう陳情します。

令和4年5月23日、甲佐町議会議長宮川安明様、陳情者。

以上になります。

○議長（宮川安明君） お諮りします。

陳情等同一趣旨の議案が提出された場合は、議会はこれを先に審議し、議会の意思を決定したあとに陳情について判断することが通例であります。

陳情等同一趣旨の議案として、議案第39号、権利の放棄についてが議案として執行部から提出をされており、議案第39号については、権利の放棄に関する審査特別委員会に付託し審査することに決定しております。請願、陳情等については常任委員会に付託して審査するところではありますが、陳情第5号についても権利の放棄に関する審査特別委員会に付託して審査することにしたいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、この陳情は権利の放棄に関する審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時25分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

はい。どうぞ、本田議員。

○12番（本田 新君） 動議を提出いたします。

6月10日の本会議終了後に開催されました全員協議会で協議した議員定数削減を含め、議会の活性化に関し、議長を除く11名の委員で構成する議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、調査研究することを望みます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ただいま、12番、本田新議員から議会の活性化に関し、11人の委員で構成する議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、調査研究することの動議が提出されました。この動議は、一人以上の賛成がありましたので成立いたしました。

議会の活性化に関し、11人の委員で構成する議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、調査研究することの動議を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程1として、ただちに議題とすることに賛成の方は、

ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） はい。起立多数。従って、この動議を日程に追加し、追加日程1として、ただちに議題にすることが可決されました。

追加日程第1、議会の活性化に関し、11人の委員で構成する議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、調査研究することの動議を議題にします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数です。従って、議会の活性化に関し、11人の委員で構成する、議会活性化に関する調査特別委員会を設置し、調査研究することの動議は可決されました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、本田新議員、井芹しま子議員、福田謙二議員、宮本修治議員、荒田博議員、佐野安春議員、森田精子議員、鳴瀬美善議員、田中孝義議員、甲斐高士議員、甲斐良二議員、以上11名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員はただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

なお、特別委員におかれましては、十分調査研究され、委員会報告をお願いいたします。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時28分

再開 午後2時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議員の派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第10「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第11 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第12 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第11「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第12「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生の子の常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出があつております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第13 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第13「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出があつております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時14分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、権利の放棄に関する審査特別委員会から閉会中の継続審査の申し出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、権利の放棄に関する審査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第2 権利の放棄に関する審査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 追加日程第2「権利の放棄に関する審査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

権利の放棄に関する審査特別委員会において、委員長に荒田博委員、副委員長に本田新委員が選出され、委員長から目下、委員会において審査中の事件について会議規則第73条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。お諮りします。

ただいま、議会活性化に関する調査特別委員会から閉会中の継続審査の申し出が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として、ただちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として、議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出について

○議長（宮川安明君） 追加日程第3「議会活性化に関する調査特別委員会からの閉会中の継続調査の申し出について」を議題とします。

議会活性化に関する調査特別委員会において、委員長に福田謙二委員、副委員長に荒田博委員が選出され、委員長から目下、委員会において調査中の事件について会議規則第73条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、奥名町長よりごあいさつをお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、6月定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月10日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました議案等の各案件につきまして精力的にご審議いただき、1件を除いて原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました令和4年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができるとともに、ご指摘いただきましたことを踏まえまして、尚一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいりますのでございます。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、10日に開会し、本日14日までの5日間にわたり重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位の努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。

また、議員各位におかれましては、終始、精力的なご審議いただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託と期待に応えるべく、更なる尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、これから益々暑い時期を迎えてまいります折から、皆様には切にご自愛いただきますようお祈り申し上げ、令和4年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れ

さまでした。

閉会 午後 2 時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会会議録
令和4年第2回定例会

令和4年6月発行

発行人 甲佐町議会議長 宮川安明

編集人 甲佐町議会事務局長 北畑公孝

作成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198